

令和7事業年度

業 務 実 績 等 報 告 書

独立行政法人労働者健康安全機構

評価書

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度（第5期）
	中期目標期間	令和6年度～10年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 ※過年度の総合評価は別添「総合評価」の算出方法により算出願います。			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		A			
評価に至った理由					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	労災病院事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 我が国は本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎え、職場においては、労働者の高齢化が進展するとともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向となっており、労災病院が担う勤労者医療の重要性が高まっているため。</p> <p>【困難度：高】 労災病院が勤労者医療の中核的な拠点として先進的な取組を行うとともに、大規模労働災害や新興感染症等の発生時には、公的な医療機関として臨機応変かつ機動的な対応が求められる。また、地域における人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等の課題に対応するため、地域から求められる役割に応じつつ、効率的な病院運営を行うことは困難度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
紹介率（計画値）	76%以上（労災病院平均）	—	76.0%	76.0%					予算額（千円）	335,425,459	331,229,337			
紹介率（実績値）	—	79.3%（前中期目標期間平均値）	84.4%	87.9%					決算額（千円）	330,549,819	320,138,902			
達成度	—	—	111.1%	115.7%					経常費用（千円）	324,040,446	322,238,103			
逆紹介率（計画値）	63%以上（労災病院平均）	—	63.0%	63.0%					経常利益（千円）	△11,350,695	△1,349,047			
逆紹介率（実績値）	—	70.6%（前中期目標期間平均値）	76.8%	82.0%					行政コスト（千円）	324,641,842	324,076,427			
達成度	—	—	121.9%	130.2%					従事人員数（人）	15,119	14,898			
救急搬送応需率（計画値）	70%以上（地域医療支援病院平均）	—	70.0%	70.0%										
救急搬送応需率	—	73.2%（R5実績）	72.9%	77.1%										

(実績値)														
達成度	—	—	104.1%	110.1%										
患者満足度 (計画値)	80%以上 (労災病院 平均)	—	80.0%	80.0%										
患者満足度 (実績値)	—	85.0% (前中期目 標期間平均 値)	86.1%	85.7%										
達成度	—	—	107.6%	107.1%										
治験症例 数(計画 値)	4,400件以 上	—	4,400件	4,400件										
治験症例 数(実績 値)	—	4,470件 (第3中 期目標期 間平均 値)	3,635件	3,785件										
達成度	—	—	82.6%	86.0%										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率76%以上、逆紹介率63%以上を確保すること。 ・地域で求められる救急医療提供の役割を果たすため、地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率70%以上を毎年度確保すること。 ・患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。 ・治験症例数(製造販売後・市販後調査を含む。)を、第5期中期 	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>主な定量的指標のうち、紹介率は、全ての労災病院に対して、紹介患者の確保について指示・指導を行ったことにより、所期の目標を達成している。逆紹介率は、比較的症状が安定した患者を紹介元の開業医等へ積極的に逆紹介したことにより、所期の目標を上回る成果が出ている。救急搬送応需率は、日々の断り症例の分析及び救急隊との連携強化等の取組を実施したことにより、所期の目標を達成している。患者満足度は、患者満足度調査の結果について分析し、病室の壁紙の修繕等の療養環境の改善を計画的に実施したほか、予約枠の効率的な運用により待ち時間の短縮に努めるな</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進</p> <p>労災病院は、「勤労者医療の充実」に向け、疾病の予防から診断、治療及び職場復帰を含む治療と仕事の両立支援までの一貫した取組を推進するとともに、地域社会における保健活動及び産業保健活動と連携しつつ、得られた知見や好事例を他の医療機関に情報提供すること。</p> <p>また、大規模労働災害や新興感染症（再興感染症を含む。以</p>	<p>1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進</p> <p>労災病院は、疾病の予防から診断、治療及び職場復帰を含む治療と仕事の両立支援等の総合的な取組（以下「勤労者医療」という。）を推進し、充実させるとともに、地域社会における保健活動及び産業保健活動と連携しつつ、得られた知見や好事例を他の医療機関に情報提供する。</p> <p>また、大規模労働災害や新興感染症（再興感</p>	<p>1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進</p>	<p>目標期間中2万2,000件以上確保すること。</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受けること。 	<p>1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進</p>	<p>どした結果、所期の目標を達成している。</p> <p>治験症例数は、目標値には届かなかったものの、前年度と比較して150件増加している。目標値に届かなかった要因は、①国際共同治験割合の増加により日本人を対象とした治験の減少、②新規医薬品の承認品目数が落ち込んだことにより製造販売後・市販後調査自体が減少、③新規医薬品の承認品目数の内訳において治験が幅広く実施されない「希少疾病用医薬品（オーファン・ドラッグ）」の割合が増加し、一般的な疾患に対する医薬品の割合の減少といった外的要因のためであり、これに対して機構は、労災病院治験ネットワーク推進事務局において情報収集及び労災病院治験ネットワークに参加している労災病院</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>下同じ。)等への対応、地域医療への貢献等に取り組むこと。</p> <p>(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供</p> <p>労災病院が行う勤労者医療について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実施するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させること。</p>	<p>下同じ。)等への対応及び地域医療への貢献に取り組む。</p> <p>(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供</p> <p>労災病院が行う勤労者医療について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実施し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させるとともに、患者の社会復帰を支援する。</p> <p>ア 勤労者医療の推進</p> <p>研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践し、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及させる等により推進を図る。</p>	<p>(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供</p> <p>勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により推進を図るとともに、メディカルソーシャルワーカー(以下「MSW」という。)等が患者や家族等へ支援を行い、早期の社会復帰を図る。</p> <p>ア 勤労者医療の推進</p> <p>これまでに研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <p>・これまでに研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及しているか。</p>	<p>(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供</p>	<p>ア 勤労者医療の推進</p> <p>労災病院における研究・開発で得られた知見について、以下の取組等により広く普及を図った。</p> <p>「高年齢労働者の転倒災害」、「妊娠時の食・生活習慣」、「アスベスト」、「脂肪性膵疾患」の4テーマに係る研究報告を第73回日本職業・災害医学会学術大会で発表し、「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」や「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」に係る普及を図った。</p> <p>また、今後の両立支援の在り方の検討を行うことを目的とした勤労者医療フォーラム「連携と協働～多様化社会における両立支援の構築～」(市民公開講座)を令和7年10月に開催した。医療関係者やがん患者・経験者本人やその家族、職場関係者など250名(来場者70名、WEB視聴者180名)が参加した。</p>	<p>等の広報活動に努めたほか、各労災病院で受託している治験及び市販後調査等について、令和7年度からその内容や診療科ごとの内訳をタイムリーに把握し、労災病院間での共有を行う取組を開始した。また、中央治験審査委員会の設置、治験契約手続きの中央化などにより受託体制の強化を図っている。</p> <p>定性的指標である第三者評価の認定については、令和7年度に病院機能評価の更新時期を迎えた3病院及び新規1病院を加えた4病院が受審し、目標の水準を満たしている。</p> <p>なお、中期目標で【困難度：高】の根拠とされている勤労者医療の中核的な拠点としての先進的な取組については、労災病院における研究・開発により得られた知見について日本職業・災害医学会</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
				業務実績	自己評価								
<p>イ 社会復帰の促進</p> <p>メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p> <p>また、アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、機構内の複数の組織が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）や労災疾病等に係る研究の結果を共有しつつ、積極的に医療を提供するこ</p>	<p>イ 社会復帰の促進</p> <p>MSW等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p> <p>なお、アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）及び労災疾病研究の結果</p>	<p>イ 社会復帰の促進</p> <p>MSW等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努めているか。</p> <p>なお、アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、機構内の協働研究及び労災疾病研究の結果を共有しつつ、積極的に対応しているか。</p>	<p>イ 社会復帰の促進</p> <p>○ 社会復帰への対応</p> <p>患者や家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加え、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカー（MSW）が行うことにより、患者の社会復帰の促進に努めた。</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的問題：診療費の支払困難患者に対する高額療養費、公費負担制度に係る相談・支援等 ・心理的・社会的問題：罹患に伴う家庭環境や職場環境の変化、患者死亡に対する家族等の精神的苦痛に係る相談・支援等 ・退院援助、社会復帰支援等の様々な支援：入院時から早期での家庭復帰、職場復帰を図るための多職種協働による退院支援計画を策定支援等 <p>・MSW業務実績件数（相談件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>215,099件</td> <td>212,868件</td> </tr> <tr> <td>退院援助・社会復帰援助関係</td> <td>166,871件</td> <td>168,751件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ アスベスト関連疾患などの一般的に診断が困難な疾病や脊髄損傷患者への対応</p> <p>アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や脊髄損傷患者への対応については、機構内の協働研究及び労災疾病研究の結果を共有しつつ、積極的に医療の提供を行った。</p>	区分	令和6年度	令和7年度	相談件数	215,099件	212,868件	退院援助・社会復帰援助関係	166,871件	168,751件	<p>学術大会での発表の機会等を活用し広く普及を図っているほか、MSW等が患者や家族が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより患者の社会復帰の促進に努めている。</p> <p>大規模労働災害や新興感染症等への対応については、職業性疾病等による大規模労働災害の発生時等に国等がその原因究明等に活用できるよう、労災病院の入院患者の延べ約868万件の病歴データ及び延べ462万件の職歴データ（令和8年3月末時点）等を蓄積している。また、労災病院災害対策要領に基づき、近隣の医療機関等と協同し、合同訓練等を実施しており、該当病院においては災害拠点病院、DMAT指定医療機関の機能を維持するとと</p>
区分	令和6年度	令和7年度											
相談件数	215,099件	212,868件											
退院援助・社会復帰援助関係	166,871件	168,751件											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>と。</p> <p>特に、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及及び向上を積極的に図ること。</p>	<p>を共有しつつ、積極的に対応する。</p> <p>特に、アスベスト関連疾患については、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災保険指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。</p> <p>また、労災認定及び救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受入れを図る</p>	<p>を共有しつつ、積極的に対応する。</p> <p>特に、アスベスト関連疾患については、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災保険指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。</p> <p>また、労災認定及び救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受入れを図る。</p>	<p>・アスベスト関連疾患について、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応しているか。</p> <p>・労災保険指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催しているか。</p> <p>・労災認定及び救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受入れを図っているか。</p>	<p>また、アスベスト疾患センター等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応（健診：6,565件、相談：1,127件）した。</p> <p>○ 石綿関連疾患診断技術研修への取組 労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を実施（受講者数940名）した。</p> <p>○ 石綿小体計測検査への取組 全国7か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び3か所のアスベスト疾患センター計10か所において石綿小体計測検査を実施している。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を労働者健康安全機構（以下「機構」という。）で実施（195件）しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。</p> <p>○ 肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施 環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、石綿繊維計測の診断技術の維持を目的とした石綿繊維計測機関との計測結果の目合せを実施し報告書を作成した。</p>	<p>もに、各都道府県と労災病院との間で締結した医療措置協定に基づき、感染症発生・まん延時に備えた医療提供体制を整備している。</p> <p>効率的な病院運営については、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握した上で、最適な病床数及び病床機能区分を選択する観点から病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病床数削減及び病床機能区分の見直しを図っている。</p> <p>以上、中期計画における所期の目標を達成していること及び困難度「高」であることを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応> -</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応</p> <p>労災病院において、大規模労働災害や新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に速やかに対応できるよう、可能な限り体制を確保すること。</p> <p>特に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定にのっとり対応を行うとと</p>	<p>(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応</p> <p>労災病院グループとして、大規模労働災害や新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。</p> <p>特に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定にのっとり対応を行うとと</p>	<p>(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応</p> <p>大規模災害をはじめとした災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。</p> <p>また、感染症発生・まん延時には各都道府県と締結した協定に基づいた病床の確保など必要な対応を行うとともに、厚生労働大臣から医療人材の広域派遣の要請があった場合には、可能な限り協力する。</p>	<p>・災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できているか。</p> <p>・感染症発生・まん延時には各都道府県と締結した協定に基づいた病床の確保など必要な対応を行っているか。</p> <p>・厚生労働大臣から医療人材の広域派遣の要請があった場合には、可能な限り協力しているか。</p>	<p>(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応</p> <p>大規模労働災害等への対応については、職業性疾病等による大規模労働災害の発生時等に国等がその原因究明等に活用できるよう、労災病院の入院患者の延べ約868万件の病歴データ及び延べ462万件の職歴データ(令和8年3月末時点)等を蓄積している。</p> <p>また、東京電力福島第一原子力発電所事故対応における被ばく・緊急作業従事者の健康管理支援として、健康相談窓口を48回開設し、福島労災病院から延べ20人、東北労災病院から延べ3人及び他の医療機関からの医師派遣により健康相談を111件実施した。</p> <p>併せて、地震等の大規模災害をはじめとした災害等が発生した場合の対応として、「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会又は近隣の医療機関等と協同し、合同訓練等を実施した。</p> <p>また、災害拠点病院(13病院)、DMAT指定医療機関(13病院)の機能を維持した。</p> <p>※災害拠点病院とは、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院のこと。</p> <p>※災害拠点病院に指定されている労災病院</p> <p>東北、千葉、東京、関東、横浜、中部、和歌山、中国、山口、香川、九州、長崎、熊本</p> <p>新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月)及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン(令和6年8月)の改定に伴い、機構における新型インフルエンザ等対策業務計画の見直しを行うべく、改定したところであり、新型コロナウイルス感染症発生時と同様に引き続き適切に対応できるよう更なる体制整備に努めた。</p> <p>感染症法が令和4年12月に改正、令和6年4月に施行され、感染症発生・まん延時に、迅速かつ的確に医療提供体制を確保するため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結する「医療措置協定」が法定化されたことに伴い、各都道府県と労災病院との間で医療措置協定を締結し、感染症発生・まん延時に備えた医療提供体制を整備した。</p> <p>(第一種協定指定医療機関：28病院、第二種協定指定医療機関：24病院)(令和7年度末時点)</p> <p>令和7年度においては厚生労働大臣から広域派遣要請はなかったが、令和6年1月に発生した能登半島地震における対応と同様に、厚生労働大臣から広域派遣の要請があれば適切に対応する。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																									
				業務実績	自己評価																										
<p>もに、厚生労働大臣からの要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣を行うこと。</p> <p>(3) 地域医療への貢献</p> <p>労災病院において、都道府県が策定する第8次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえ、効果的な地域医療連携を推進すること。</p> <p>なお、地域の医療機関との連携に当たっては、地域の医療ニーズの分析や関係機関との調整など機構本部が必要に応じて支援を行うこと。</p>	<p>もに、厚生労働大臣からの要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣に協力する。</p> <p>(3) 地域医療への貢献</p> <p>都道府県が策定する第8次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえ、所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を実施し、各労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、効果的な地域医療連携の強化に取り組む。</p>	<p>(3) 地域医療への貢献</p> <p>所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を実施し、各労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、地域における中核病院としての役割を担いつつ、地域医療連携の強化に取り組む。</p>	<p>・所在する医療圏における中核病院としての役割を担いつつ、必要に応じて地域医療構想等において求められている診療機能等の見直しを実施し、地域医療に貢献しているか。</p>	<p>(3) 地域医療への貢献</p> <p>○ 地域の中核的役割の推進</p> <p>地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の維持に積極的に取り組み、診療機能の充実を図った。</p> <p>・地域医療支援病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得</td> <td>25 病院</td> <td>25 病院</td> </tr> <tr> <td>(取得率)</td> <td>86.2%</td> <td>86.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】</p> <p>全国平均取得率(推計): 8.7%</p> <p>(出典: 厚生労働省「地域医療支援病院一覧(令和7年9月現在)」)</p> <p>・地域がん診療連携拠点病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 病院</td> <td>10 病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 急性期医療への対応</p> <p>地域において急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制を確保するため、手術や救急医療等の高度専門的医療の提供体制を整備し、当該体制の整備を評価する施設基準取得に努めた。</p> <p>・救急医療に係る病床の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救命救急病床</td> <td>21 床</td> <td>21 床</td> </tr> <tr> <td>特定集中治療室病床</td> <td>128 床</td> <td>128 床</td> </tr> <tr> <td>ハイケアユニット病床</td> <td>110 床</td> <td>110 床</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和6年度	令和7年度	取得	25 病院	25 病院	(取得率)	86.2%	86.2%	令和6年度	令和7年度	10 病院	10 病院	区分	令和6年度	令和7年度	救命救急病床	21 床	21 床	特定集中治療室病床	128 床	128 床	ハイケアユニット病床	110 床	110 床		
区分	令和6年度	令和7年度																													
取得	25 病院	25 病院																													
(取得率)	86.2%	86.2%																													
令和6年度	令和7年度																														
10 病院	10 病院																														
区分	令和6年度	令和7年度																													
救命救急病床	21 床	21 床																													
特定集中治療室病床	128 床	128 床																													
ハイケアユニット病床	110 床	110 床																													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																															
				業務実績	自己評価																																																
			<p>・高度急性期医療の提供体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急性期充実体制加算</td> <td>7病院</td> <td>8病院</td> </tr> <tr> <td>総合入院体制加算</td> <td>4病院</td> <td>3病院</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11病院</td> <td>11病院</td> </tr> <tr> <td>(取得率)</td> <td>37.9%</td> <td>37.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考1】 急性期充実体制加算：地域において急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制を確保する観点から、手術等の高度かつ専門的な医療に係る実績及び高度急性期医療を実施する体制を評価した施設基準 総合入院体制加算：24時間救急医療提供を含む急性期医療を提供する体制、病院勤務医の負担軽減・処遇改善に対する体制等を評価した施設基準 ※急性期充実体制加算を算定する場合は、総合入院体制加算は別に算定できない。</p> <p>【参考2】 全国平均取得率（推計）：5.9% （出典：各地方厚生局「届出受理医療機関名簿（令和8年3月又は4月）」）</p> <p>・急性期リハビリテーション体制の強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ</td> <td>29病院</td> <td>29病院</td> </tr> <tr> <td>心大血管リハⅠ・Ⅱ</td> <td>24病院</td> <td>25病院</td> </tr> <tr> <td>運動器リハⅠ</td> <td>29病院</td> <td>29病院</td> </tr> <tr> <td>呼吸器リハⅠ</td> <td>28病院</td> <td>28病院</td> </tr> <tr> <td>がん患者リハ</td> <td>27病院</td> <td>27病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>※病院数は令和7年度末時点</p> <p>○ 多職種の協働によるチーム医療の推進 医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。</p> <p>・チーム医療の実践（一例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん患者リハ</td> <td>18病院</td> <td>18病院</td> </tr> <tr> <td>ICT（感染対策チーム）</td> <td>29病院</td> <td>29病院</td> </tr> <tr> <td>NST（栄養サポートチーム）</td> <td>28病院</td> <td>28病院</td> </tr> <tr> <td>褥瘡対策チーム</td> <td>29病院</td> <td>29病院</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和6年度	令和7年度	急性期充実体制加算	7病院	8病院	総合入院体制加算	4病院	3病院	計	11病院	11病院	(取得率)	37.9%	37.9%	区分	令和6年度	令和7年度	脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	29病院	29病院	心大血管リハⅠ・Ⅱ	24病院	25病院	運動器リハⅠ	29病院	29病院	呼吸器リハⅠ	28病院	28病院	がん患者リハ	27病院	27病院	区分	令和6年度	令和7年度	がん患者リハ	18病院	18病院	ICT（感染対策チーム）	29病院	29病院	NST（栄養サポートチーム）	28病院	28病院	褥瘡対策チーム	29病院	29病院		
区分	令和6年度	令和7年度																																																			
急性期充実体制加算	7病院	8病院																																																			
総合入院体制加算	4病院	3病院																																																			
計	11病院	11病院																																																			
(取得率)	37.9%	37.9%																																																			
区分	令和6年度	令和7年度																																																			
脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	29病院	29病院																																																			
心大血管リハⅠ・Ⅱ	24病院	25病院																																																			
運動器リハⅠ	29病院	29病院																																																			
呼吸器リハⅠ	28病院	28病院																																																			
がん患者リハ	27病院	27病院																																																			
区分	令和6年度	令和7年度																																																			
がん患者リハ	18病院	18病院																																																			
ICT（感染対策チーム）	29病院	29病院																																																			
NST（栄養サポートチーム）	28病院	28病院																																																			
褥瘡対策チーム	29病院	29病院																																																			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																														
				業務実績	自己評価																															
<p>北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」(令和3年7月)及び「岩見沢市新病院建設基本計画」(令和4年9月)を踏まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医</p>	<p>また、地域医療構想調整会議等の議論にも参画するとともに、医療圏における医療ニーズを勘案して必要に応じて病床機能区分の変更や診療機能の見直しを行う。</p>	<p>また、地域医療構想調整会議等の議論にも参画するとともに、第8次医療計画及び地域医療構想における医療ニーズや各労災病院が果たすべき役割を踏まえ、必要に応じて病床機能区分の変更や診療機能の見直しを行う。</p>	<p>・第8次医療計画及び地域医療構想における医療ニーズや各労災病院が果たすべき役割を踏まえ、必要に応じて病床機能区分の変更や診療機能の見直しを行っているか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>緩和ケアチーム</td> <td>24 病院</td> <td>24 病院</td> </tr> <tr> <td>呼吸ケアチーム</td> <td>14 病院</td> <td>14 病院</td> </tr> </table> <p>※病院数は令和7年度末時点</p>		緩和ケアチーム	24 病院	24 病院	呼吸ケアチーム	14 病院	14 病院	<p>○ 高度医療機器の計画的整備 高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を進めた。</p> <p>・令和7年度における機器整備（更新）状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>令和7年度</th> <th>整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内視鏡手術支援機器</td> <td>1 病院増設</td> <td>12 病院整備済</td> </tr> <tr> <td>アンギオグラフィー（血管撮影装置）</td> <td>1 病院増設 1 病院更新</td> <td>28 病院整備済</td> </tr> <tr> <td>ガンマナイフ</td> <td>—</td> <td>2 病院整備済</td> </tr> <tr> <td>リニアック</td> <td>2 病院更新</td> <td>19 病院整備済</td> </tr> <tr> <td>CT（コンピュータ断層撮影装置）</td> <td>1 病院更新</td> <td>29 病院整備済</td> </tr> <tr> <td>MRI（磁気共鳴画像診断装置）</td> <td>—</td> <td>29 病院整備済</td> </tr> <tr> <td>PET（陽電子放射断層撮影装置）</td> <td>—</td> <td>1 病院整備済</td> </tr> </tbody> </table> <p>※病院数は令和7年度末時点</p>	機器名	令和7年度	整備状況	内視鏡手術支援機器	1 病院増設	12 病院整備済	アンギオグラフィー（血管撮影装置）	1 病院増設 1 病院更新	28 病院整備済	ガンマナイフ	—	2 病院整備済	リニアック	2 病院更新	19 病院整備済	CT（コンピュータ断層撮影装置）	1 病院更新	29 病院整備済	MRI（磁気共鳴画像診断装置）	—	29 病院整備済	PET（陽電子放射断層撮影装置）	—	1 病院整備済
				緩和ケアチーム	24 病院	24 病院																														
				呼吸ケアチーム	14 病院	14 病院																														
				機器名	令和7年度	整備状況																														
				内視鏡手術支援機器	1 病院増設	12 病院整備済																														
				アンギオグラフィー（血管撮影装置）	1 病院増設 1 病院更新	28 病院整備済																														
				ガンマナイフ	—	2 病院整備済																														
				リニアック	2 病院更新	19 病院整備済																														
				CT（コンピュータ断層撮影装置）	1 病院更新	29 病院整備済																														
				MRI（磁気共鳴画像診断装置）	—	29 病院整備済																														
PET（陽電子放射断層撮影装置）	—	1 病院整備済																																		
<p>○ 医療ニーズを踏まえた病床機能区分の整備 労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床数及び病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床数削減及び病床機能区分の見直しを図った。</p>																																				
<p>・稼働病床数</p> <table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> <tr> <td>10,351 床</td> <td>10,069 床</td> </tr> </table> <p>※病床数は年度末時点</p>		令和6年度	令和7年度	10,351 床	10,069 床																															
令和6年度	令和7年度																																			
10,351 床	10,069 床																																			
<p>・主な病床機能区分の整備状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU</td> <td>16 病院 (5 病院)</td> <td>16 病院 (5 病院)</td> </tr> <tr> <td>HCU</td> <td>12 病院</td> <td>12 病院</td> </tr> <tr> <td>急性期一般入院料 1</td> <td>21 病院</td> <td>20 病院</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和6年度	令和7年度	ICU	16 病院 (5 病院)	16 病院 (5 病院)	HCU	12 病院	12 病院	急性期一般入院料 1	21 病院	20 病院																							
区分	令和6年度	令和7年度																																		
ICU	16 病院 (5 病院)	16 病院 (5 病院)																																		
HCU	12 病院	12 病院																																		
急性期一般入院料 1	21 病院	20 病院																																		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。	ア 地域の医療機関等との連携強化 地域の医療機関等との連携機能強化等に継続して取り組み、	さらに、新潟労災病院については、地域医療構想調整会議における合意事項を踏まえ、令和8年3月31日の上越構想区域における医療機能短期再編完了（同日に新潟労災病院は閉院）に向けて、上越地域の医療機能の回復・強化に配慮しつつ、関係機関との連携を密にしながら、同労災病院の医療機能及び職員の受け皿病院への移行を円滑に進める。 ア 地域の医療機関等との連携強化 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化する	・新潟労災病院について、上越地域の医療機能の回復・強化に配慮しつつ、関係機関との連携を密にしながら、同労災病院の医療機能及び職員の受け皿病院への移行を円滑に進めているか。	地域包括医療病棟	1 病院	1 病院	
				地域包括ケア病棟	15 病院 (3 病院)	15 病院 (3 病院)	
				回復期リハビリテーション病棟	3 病院 (1 病院)	2 病院 (1 病院)	

※病院数は令和7年度末時点、()は上位施設基準の届出施設数。

○ 新潟県上越構想区域における医療機能再編
重点支援区域に選定された新潟県上越構想区域における医療機能再編については、令和5年12月4日開催の上越地域医療構想調整会議において、上越地域における医療機能の回復・強化を図るため、令和7年度中を目途に新潟労災病院の医療機能を地域の医療機関に集約（短期再編）する方針が了承され、令和6年8月30日開催の上越地域医療構想調整会議において、医療機能再編完了時期（新潟労災病院閉院時期）を令和8年3月31日とすることとされた。
機能再編の円滑な実施に不可欠となる受け皿病院への人材移行に向けて、令和6年1月に機構が主体となり6つの受け皿病院及び新潟県による人材移行調整会議を設置し、今後の進め方について協議を行った。令和6年8月に実施した職員意向調査結果を踏まえ、受け皿病院への人材移行の枠組みとして、令和6年10月から12月に第一期、令和7年1月から3月に第二期、令和7年4月から5月に第三期の合同採用試験を実施し、75名の受け皿病院採用が内定した。
なお、閉院に向けた診療機能の移行については、新潟労災病院が主体となり、令和6年10月に新潟県へ提出した移行計画をもとに新潟県及び各受け皿病院と調整し、令和7年5月に開催された上越地域医療構想調整会議において、令和7年12月まで現行の医療体制を継続し、令和8年1月より閉院に向けて医療体制を縮小して、3月13日をもって全ての診療を終了することとされた。

ア 地域の医療機関等との連携強化
かかりつけ医機能を有する医療機関との役割分担の明確化・連携強化を図るため、全ての労災病院に対し、紹介患者の確保に係る取組について指示・指導を行うとともに、26病院が紹介受診重点医療機関を取得し、紹介患者を重点的に受け入れた結果、紹介率は年度計画の76%を上回る87.9%となった。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																	
				業務実績	自己評価																		
	<p>労災病院においては地域医療支援病院の要件以上の患者紹介率・逆紹介率を確保する。既に地域医療支援病院に承認されている労災病院については、引き続き紹介率・逆紹介率を維持し、承認要件を適合させていく。</p>	<p>こと等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率・逆紹介率を確保する。</p>		<p>また、逆紹介率についても、比較的症状が安定した患者を紹介元の開業医等へ積極的に逆紹介したことに加え、北海道中央労災病院及び新潟労災病院の閉院に伴う逆紹介患者の増により、年度計画の63%を大幅に上回る82.0%となった。</p> <p>さらに、医療機関相互間の機能分担及び業務連携を推進し、地域において良質かつ効率的な医療提供体制の確保を図るため、1病院（山口労災病院）が地域医療連携推進法人へ参画している。</p> <p>なお、紹介率及び逆紹介率が低い病院においては、地域の事情（診療所が非常に少ない地域においては、急性期病院が外来機能についても中心的な役割を担わざるを得ない）を勘案した上で、可能な限り上記の取組を推進するよう本部から指示・指導を行った。</p> <p>・紹介率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>84.4%</td> <td>87.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算出式：（文書により紹介された患者＋救急用の自動車等で搬送された患者数）÷初診患者数※×100 ※初診患者数から時間外・休日又は深夜に受診した6歳未満の小児患者を除く。</p> <p>・逆紹介率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76.8%</td> <td>82.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算出式：診療情報提供料（Ⅰ・Ⅱ）算定件数÷初診患者数※×100 ※初診患者数から時間外・休日又は深夜に受診した6歳未満の小児患者を除く。</p> <p>・紹介受診重点医療機関※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得</td> <td>26病院</td> <td>26病院</td> </tr> <tr> <td>（取得率）</td> <td>89.7%</td> <td>89.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※紹介受診重点医療機関とは、外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、「医療資源を重点的に活用する外来（手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来等）」を地域で基幹的に担う医療機関のこと。</p> <p>【参考】全国平均取得率（推計）：13.3% （出典：厚生労働省「紹介受診重点医療機関リスト（令和8年3月）」</p>	令和6年度	令和7年度	84.4%	87.9%	令和6年度	令和7年度	76.8%	82.0%	区分	令和6年度	令和7年度	取得	26病院	26病院	（取得率）	89.7%	89.7%		
令和6年度	令和7年度																						
84.4%	87.9%																						
令和6年度	令和7年度																						
76.8%	82.0%																						
区分	令和6年度	令和7年度																					
取得	26病院	26病院																					
（取得率）	89.7%	89.7%																					
イ 地域の救急搬送患者への対応	イ 地域の救急搬送患者への対応		イ 地域の救急搬送患者への対応																				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価									
	<p>重篤な患者に対する救急医療の提供に加え、今後増加が見込まれる高齢者の救急搬送等、地域の救急医療のニーズに継続して応えていくため、救急搬送の受入れ体制の強化に取り組み、救急搬送応需率の向上を図る。</p>	<p>重篤な患者に対する救急医療の提供に加え、今後増加が見込まれる高齢者の救急搬送への対応等、地域で求められる救急医療の役割を果たすため、救急搬送の受入れ体制の強化に取り組み、救急搬送応需率の向上を図る。</p>	<p>・重篤な患者に対する救急医療の提供に加え、今後増加が見込まれる高齢者の救急搬送への対応等、地域で求められる救急医療の役割を果たすため、救急搬送の受入れ体制の強化に取り組み、救急搬送応需率の向上を図っているか。</p>	<p>地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率は年度計画の70%を上回る77.1%となった。</p> <p>また、救急搬送患者数については、日々の断り症例の分析、救急隊との連携強化、主科病棟以外への入院受入推進、専従ベッドコントローラーの配置、病床管理システムの導入等の取組を実施した結果、円滑な救急搬送受入が図られたことにより、前年度を上回る結果となった。</p> <p>・救急搬送応需率</p> <table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> <tr> <td>72.9%</td> <td>77.1%</td> </tr> </table> <p>・救急搬送患者数</p> <table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> <tr> <td>103,777人</td> <td>96,727人</td> </tr> </table> <p>※令和7年度1病院当たりの救急搬送患者数：3,335人</p> <p>【参考】</p> <p>令和6年全国医療機関の1病院当たり救急搬送患者数（推計）：840人 令和7年全国医療機関の1病院当たり救急搬送患者数（推計）：847人 （出典：総務省「令和6年及び令和7年中の救急出動件数等（速報値）」）</p>	令和6年度	令和7年度	72.9%	77.1%	令和6年度	令和7年度	103,777人	96,727人		
令和6年度	令和7年度													
72.9%	77.1%													
令和6年度	令和7年度													
103,777人	96,727人													
<p>ウ 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合</p> <p>北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合による新病院の整備について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」（令和3年7月）及び「岩見沢市新病院建設基本計画」（令</p>	<p>ウ 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合</p> <p>北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合について、基本合意及び変更確認書を踏まえ、令和8年4月1日を目途とする統合（令和8年3月31日に北海道中央労災病院は閉院）に向けて、同労災</p>	<p>・北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合について、基本合意及び変更確認書を踏まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野等の医療機能の確保に配慮しつつ、岩見沢市との連携</p>	<p>ウ 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合</p> <p>北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合については、令和3年7月20日に機構と岩見沢市との間で「北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合に係る基本合意書」を締結した。その後、両病院共通の懸案である医療従事者の不足及び病床利用率の低迷などを踏まえ、令和6年7月29日に岩見沢市と締結した「基本合意書変更確認書」に基づいて、令和10年春を目途としていた両病院の統合時期を令和8年4月1日を目途に前倒し、北海道中央労災病院は令和8年3月31日に閉院となった。</p> <p>なお、閉院に向けた診療機能の移行については、岩見沢市との連携の下、令和7年12月まで現行の医療体制を継続し、令和8年1月より閉院に向けて医療体制を縮小して、3月19日をもって全ての診療を終了することとされた。</p> <p>また、職員意向調査結果を踏まえ、統合病院での勤務を希望する職員は、採用されることとなっている。</p>											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>その他にも、地域の医療ニーズ等の状況を踏まえ、関係者とも協議の上、必要な対応を行うこと。</p> <p>(4) 医療情報のICT化の推進</p> <p>労災病院においては、医療の質の向上と効率化を図るため、電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部</p>	<p>和4年9月)を踏まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野等の医療機能の確保に配慮しつつ、岩見沢市との連携の下、新病院の円滑な開院に向けて検討を進める。</p> <p>なお、統合の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。</p> <p>エ その他 上記ウのほか、地域の医療ニーズ等の状況を踏まえ、関係者とも協議の上、必要な対応を行う。</p> <p>(4) 医療情報のICT化の推進</p> <p>労災病院においては、医療の質の向上と効率化を図るため、電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)</p>	<p>病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野等の医療機能の確保に配慮しつつ、岩見沢市との連携の下、同労災病院職員の統合病院への移行を円滑に進める。</p> <p>エ その他 上記ウのほか、地域の医療ニーズ等の状況を踏まえ、関係者とも協議の上、必要な対応を行う。</p> <p>(4) 医療情報のICT化の推進</p> <p>医療の質の向上と効率化を図るため、「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき政府が進める医療分野でのDX(デ</p>	<p>の下、新病院の建設計画等について検討を進めるか。</p> <p>・医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化を推進しているか。</p> <p>・電子処方箋については、政府目標を踏まえて導入に向けた対</p>	<p>(4) 医療情報のICT化の推進</p> <p>本部にCIO(情報化統括責任者)及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら計画的にシステム更新を行っている。</p> <p>電子カルテシステム等の更新については、主に以下の4点を目的に計画的に更新を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療の質・安全の向上、業務の効率化(部門システムとの連携等) ② 診療情報の一元管理・利活用(DWHの導入等) ③ 地域医療連携の強化(地域の医療情報ネットワークシステムとの連携等) ④ システムの安定稼働、コスト削減(仮想サーバ、クラウド化等) 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価					
決定)に基づき政府が進める医療分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)の各取組に率先して取り組む等、医療情報のICT化の一層の推進を図ること。	に基づき政府が進める医療分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)の各取組に率先して取り組む等、医療情報のICT化については、経営基盤の強化及びシステム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。	デジタルトランスフォーメーション)の各取組に率先して取り組む等、経営基盤の強化及びシステム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、医療情報のICT化の一層の推進を図る。 なお、電子処方箋については、政府目標を踏まえて導入に向けた対応を進める。	応を進めているか。	<p>○ 電子カルテシステムの更新 電子カルテシステムについては、令和7年度末現在、全ての労災病院において導入済みであり、適宜更新を行っている。</p> <p>・更新施設数</p> <table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> <tr> <td>1施設</td> <td>8施設</td> </tr> </table> <p>○ 生成AIの利活用について 国の生成AI利活用ガイドラインを踏まえ、令和8年1月に「生成AIシステム利活用ルール」を策定した。本ルールにより、セキュリティ等のリスクに配慮しつつ、要機密性情報の取扱いを一定条件下で可能とし、各施設における業務負担軽減及び生産性向上の基盤を整備した。 本ルール施行に伴い、本部確認の下で機構内での生成AIを利用可能とし、電子カルテシステム上での生成AI利用についても各施設で調達・利用を可能とした。</p> <p>○ 電子処方箋の導入 電子処方箋については、令和7年度末現在、全ての労災病院において導入を完了している。</p> <p>【参考】 全国平均導入率：39.0%（令和8年3月実績） （出典：デジタル庁「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」）</p> <p>○ 医療DXに係る先進的取組事例</p> <p>・生成AIを活用した医療文書作成支援サービスの導入 電子カルテシステムに入力された診療情報を基に、生成AIが所定の様式・記載要件に沿って退院サマリー等の医療文書の下書きを自動生成するサービスを導入し、業務効率化及び医療の質向上を図った。</p> <p>・ベッドサイドケア情報統合システムの導入 リアルタイムでバイタルサインや離在床状況等、患者の状態を集約・可視化できるシステムを導入し、安全で質の高い看護の提供及び職員の負担軽減を図った。</p> <p>・看護部門記録支援システムの導入 電子カルテシステムと連動し、看護記録の定型化・標準化をサポートするシステムを導入し、業務効率化及び医療の質向上を図った。</p>	令和6年度	令和7年度	1施設	8施設		
令和6年度	令和7年度									
1施設	8施設									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>また、研究等に診療情報、臨床試験のデータ等を利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(令和5年5月31日付け産情発0531第1号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添)に基づく運用管理を図ること。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>労災病院において、国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。</p>	<p>また、研究等に診療情報、臨床試験のデータ等を利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(令和5年5月31日付け産情発0531第1号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添)に基づく運用管理を図る。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価等の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動</p>	<p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p>	<p>・研究等に診療情報、臨床試験のデータ等を利用する際は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(令和5年5月31日付け産情発0531第1号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添)に基づき運用管理を図っているか。</p>	<p>・患者向け説明動画の活用</p> <p>タブレット端末で視聴できる入院時説明動画等を導入し、患者・家族が必要に応じて繰り返し確認できる体制を整え、説明業務の効率化及び内容の標準化を図った。</p> <p>○ 診療情報等の取扱い</p> <p>研究等のために診療情報等を利用する際は、従来から個人が特定できない形にデータの変換等を行っている。また、診療情報の漏えい、目的外利用が生じないよう「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき主に以下の点に留意し、適切に管理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的安全管理対策(管理体制・規程の整備) ・物理的安全対策(サーバー室入退室管理、盗難防止等) ・技術的安全対策(アクセス管理、不正ソフトウェア対策等) 			
				(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	等を通じて、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供する。	<p>ア 病院機能評価の受審</p> <p>良質な医療を提供するため、公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組むとともに、現在未受審となっている秋田労災病院については、受審に向けた取組を進める。</p> <p>イ 医療の標準化と質の向上</p> <p>医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p>	<p>・良質な医療を提供するため、病院機能評価の更新に取り組んでいるか。</p> <p>・医療の標準化を図るため、クリニカルパスの活用を推進しているか。</p>	<p>ア 病院機能評価の受審</p> <p>良質な医療を提供するため、令和7年度に更新時期を迎えた病院について更新を行った（受審済28病院）。</p> <p>なお、秋田労災病院については、令和7年10月に新規受審をし、認定を受けている。</p> <p>イ 医療の標準化と質の向上</p> <p>（ア）クリニカルパスの活用</p> <p>医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図ることを目的として、全ての労災病院においてクリニカルパスの活用を推進しており、クリニカルパス使用率は55.7%と前年度を上回った。</p> <p>また、クリニカルパス作成件数5,639件のうち1,363件の見直しを実施し、PDCAサイクルによる医療の質の改善を図った。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
				業務実績	自己評価																
		<p>また、医療の質の向上を図るため、「医療の質の評価等に関する検討委員会」において策定した臨床評価指標を活用するとともに、公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している「医療の質向上のための体制整備事業」（臨床評価指標の定義標準化及び当該指標を活用した医療の質改善支援等に向けた検討を実施）に対して引き続き協力する。</p> <p>ウ 患者満足度の確保 患者の意向を尊重し、良質で適切な医療を提供するため、患</p>	<p>・医療の質の向上を図るため、「医療の質の評価等に関する検討委員会」において策定した臨床評価指標を活用するとともに、公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している「医療の質向上のための体制整備事業」（臨床評価指標の定義標準化及び当該指標を活用した医療の質改善支援等に向けた検討を実施）に対して引き続き協力しているか。</p> <p>・患者満足度調査を実施し、患者の意向を尊重し、良質で適切</p>	<p>・クリニカルパス活用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パス使用率</td> <td>53.0%</td> <td>55.7%</td> </tr> <tr> <td>パス作成件数</td> <td>5,434件</td> <td>5,639件</td> </tr> <tr> <td>見直し件数</td> <td>1,214件</td> <td>1,363件</td> </tr> <tr> <td>パス見直し率</td> <td>22.3%</td> <td>24.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 各労災病院の医療の質の評価 機構本部において「医療の質の評価等に関する検討委員会」を令和7年11月に開催し、労災病院の医療の質の評価・向上を目的として策定した「労働者健康安全機構臨床評価指標」に係る算出定義の見直し及びホームページで公表する指標の内容等について検討を行い、新指標の策定及び一部指標に係る算出定義の見直し等について承認した。</p> <p>○ 当該指標から評価できる医療の質向上事例 脳梗塞患者における早期リハビリテーション開始率 主病名が「脳梗塞」である緊急入院患者のうち、入院日から4日以内にリハビリテーションが実施された患者の割合 R6年度 83.8% → R7年度4-12月 84.3%</p> <p>脳梗塞に対する急性期リハビリテーションの実施は、廃用症候群や合併症の予防・改善に特に効果が認められている。労災病院全体では8割以上の患者に早期リハビリテーションを実施しており、脳梗塞患者の早期社会復帰に積極的に取り組んでいると評価できる。</p> <p>(ウ) 「医療の質向上のための体制整備事業」への協力 公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している標記事業に令和元年度から協力しており、臨床評価指標に係る定義の標準化、当該指標を活用した医療の質改善支援等についての検討を行う「医療の質向上のための協議会」（令和7年度は2回開催）に担当理事が委員として参加した。 併せて、標記事業の一環として、医療の質指標を活用した質の可視化を実践するモデル事業「医療の質可視化プロジェクト」が令和7年度に実施され、「医療安全」「感染管理」「ケア（褥瘡ケア等）」に関連する代表的な質指標について、全ての労災病院のデータ提供を行った。</p> <p>ウ 患者満足度の確保 感染症対策のため一部施設で規模を縮小し調査を実施した（令和7年9月9日～10月6日）。 入院患者については、調査期間（令和7年9月9日から令和7年10月6日）に退院した患者</p>	区分	令和6年度	令和7年度	パス使用率	53.0%	55.7%	パス作成件数	5,434件	5,639件	見直し件数	1,214件	1,363件	パス見直し率	22.3%	24.2%		
区分	令和6年度	令和7年度																			
パス使用率	53.0%	55.7%																			
パス作成件数	5,434件	5,639件																			
見直し件数	1,214件	1,363件																			
パス見直し率	22.3%	24.2%																			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
				業務実績	自己評価																									
		<p>者満足度調査を実施する。</p> <p>エ 医療安全の充実</p> <p>また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図</p>	<p>な医療の提供に つなげている か。</p> <p>・安全な医療を 推進している か。</p>	<p>のうち7,528人から、外来患者については、調査日（令和7年9月9日から令和7年9月17日までのうち病院任意の2日間）に通院した患者のうち10,645人から回答を得た。 （回収率 入院：75.7%、外来：71.1%） 結果、満足度は、入院92.3%、外来81.2%、入外合計85.7%と目標を達成した。</p> <p>・患者満足度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>92.5%</td> <td>92.3%</td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>82.0%</td> <td>81.2%</td> </tr> <tr> <td>入外平均</td> <td>86.1%</td> <td>85.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 患者満足度調査結果を踏まえた取組 得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足度が高く、院内設備に対する満足度や待ち時間に対する満足度が相対的に低かった。これについては、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、病室の壁紙の修繕やベッドの更新等の療養環境の改善を計画的に実施したほか、院内のラウンドをこまめに実施して日々の清掃や空調管理を柔軟に運用することなどで可能な限り満足度を高めるよう取り組んでいる。 また、待ち時間については、患者サービス委員会で改善計画を策定し、予約枠の効率的な運用を図ることや、接遇研修を実施することで満足度の向上を図った。</p> <p>エ 医療安全の充実</p> <p>（ア）医療安全チェックシート 平成17年度から全ての労災病院において毎年度実施している労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた自主点検は、令和4年度適用分からチェック項目の見直しを行っている。新たな項目の追加により各病院の課題が明確になり、達成に向けて取り組んでいる。</p> <p>・医療安全チェック項目と達成率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目数</td> <td>204項目</td> <td>204項目</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>96.5%</td> <td>97.4%</td> </tr> <tr> <td>対前回</td> <td>△2.5</td> <td>+0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）労災病院間医療安全相互チェック等 平成14年度に北陸の3労災病院（燕、新潟、富山）が開始した取組をモデルケースとして、平成18年度から全国の労災病院間に規模を拡大し実施している「労災病院間医療安全相互</p>	区分	令和6年度	令和7年度	入院	92.5%	92.3%	外来	82.0%	81.2%	入外平均	86.1%	85.7%	区分	令和6年度	令和7年度	項目数	204項目	204項目	達成率	96.5%	97.4%	対前回	△2.5	+0.9		
区分	令和6年度	令和7年度																												
入院	92.5%	92.3%																												
外来	82.0%	81.2%																												
入外平均	86.1%	85.7%																												
区分	令和6年度	令和7年度																												
項目数	204項目	204項目																												
達成率	96.5%	97.4%																												
対前回	△2.5	+0.9																												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	る。	<p>また、医療安全の充実を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。特に、これまでのインシデント対策に加え、レジリエンスの発揮を通じた医療の質・安全の向上を推進できるよう、本部において各労災病院の医療安全管理者に対する講義・事例検討等を実施することにより、知識及び実践スキルの向上に努め</p>		<p>チェック」を、令和7年度も全ての労災病院を12グループ（1グループ当たり2～4病院）に分けて32回実施した。</p> <p>【令和7年度の主なテーマ】 「説明と同意に関する記録」 ・グループテーマ：グループ病院で決定したテーマ</p> <p>なお、他医療機関との連携については、安全対策・感染対策に関する取組として相互チェックやカンファレンスを、地域の大学病院や自治体病院等と実施している。</p> <p>(ウ) 職員研修 職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修（転倒・転落予防、医療コミュニケーションスキル、医薬品の安全使用等）を年2回以上実施した。</p> <p>(エ) 医療安全推進週間 厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」※(令和7年11月23日～11月29日)に全ての労災病院が参加し、患者・地域住民及び職員を対象に次の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療相談コーナーの設置 ・患者・地域住民を対象とした公開講座 ・医療安全パトロール（医療安全委員会メンバーによる院内巡視） ・職員を対象とした研修・講習会 <p>※医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図っている。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>(6) 治験の推進</p> <p>各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより労災病院における治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことで、新医薬品等の開発促進に貢献すること。</p>	<p>(6) 治験の推進</p> <p>各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより労災病院における治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことで、新医薬品等の開発促進を図る。</p>	<p>る。</p> <p>なお、研修会等に当たっては、電子（WEB）会議システム等も活用していく。</p> <p>さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、新医薬品等の開発促進を図る。</p>	<p>各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、新医薬品等の開発促進を図っているか。</p>	<p>(オ) 医療安全対策者会議</p> <p>毎年度、全国労災病院医療安全管理者を対象とした会議を開催し、外部講師による講義、情報交換、各病院の取組紹介をもとにグループワークを実施している。令和7年度は集合会議のみとしたが、新興感染症拡大等、地域の状況に合わせ、WEB会議の開催など柔軟に対応していく。</p> <p>(カ) 公表と再発防止</p> <p>医療の安全性及び透明性の向上のため毎年公表している労災病院医療上のインシデント等の発生状況について、例年、5月にホームページ上で公表し、インシデント報告文化の醸成に努めている。</p> <p>また、「医療安全対策者会議」、「各種本部集合研修」及び「医療安全情報誌」等において、労災病院における事例等を基に、情報の共有化と再発防止対策の徹底を図ることで、安全で質の高い医療を推進している。</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>治験を推進するため、国立病院機構主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）に労災病院及び機構本部から3名、「治験及び臨床研究倫理審査委員養成研修」に5名が参加した。</p> <p>令和7年度においては製造販売後臨床試験件数を含め、3,785件の症例に対して治験等を実施した。</p> <p>国際共同治験割合の増加による日本人を対象とした治験の減少や、新規医薬品の承認品目数が落ち込んだことにより製造販売後・市販後調査自体が減少したことに加え、新規医薬品の承認品目数の内訳を新型コロナウイルス感染症拡大前と比較すると、治験が幅広く実施されない「希少疾病用医薬品（オーファン・ドラッグ）」の割合が増加し、一般的な疾患に対する医薬品の割合が減少するといった外的要因の影響により計画件数（4,400件）には及ばなかったものの、前年度から150件の件数増となった（対前年度比4.1%増）。計画達成に向け、労災病院治験ネットワーク推進事務局において情報収集や広報活動の取組を継続することに加え、各病院で受託している治験についても、院長会議等において推進するよう働きかけを行うほか、令和7年度から開始した各病院で受託している治験及び市販後調査等の件数・内容・診療科の内訳等をタイムリーに把握し、労災病院間での共有を行う取組を継続し、更なる件数増を図った。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																													
				業務実績	自己評価																														
<p>(7) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>労災病院において、多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持及び向上のための育成支援体制の充実を図ること。</p>	<p>(7) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを</p>	<p>(7) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成及び確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援</p>	<p>・産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む。）において産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のた</p>	<p>・労災病院における治験等実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治験件数</td> <td>364件</td> <td>265件</td> </tr> <tr> <td>製造販売後臨床試験件数</td> <td>3,271件</td> <td>3,520件</td> </tr> <tr> <td>合計件数</td> <td>3,635件</td> <td>3,785件</td> </tr> </tbody> </table> <p>労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった18件の実施可能性調査を行い、治験契約へ向けた調査の手続を実施した（令和7年度末時点において、18件調査継続中）。</p> <p>なお、平成29年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続等の中央化などにより受託体制の強化を図っている。</p> <p>令和3年11月から中央治験審査委員会（CIRB）で企業治験の審議を開始し、全国的な治験実施体制の構築並びに国の治験事業の活性化に寄与した。</p> <p>・労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">新規調査 依頼件数</th> <th rowspan="2">前年度からの 調査継続件数</th> <th colspan="2">契約件数</th> </tr> <tr> <th>契約件数</th> <th>契約施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>13件</td> <td>20件</td> <td>3件</td> <td>3施設</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>18件</td> <td>15件</td> <td>0件</td> <td>0施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和7年度末時点における「調査手続中」の案件：18件</p>		区分	令和6年度	令和7年度	治験件数	364件	265件	製造販売後臨床試験件数	3,271件	3,520件	合計件数	3,635件	3,785件	区分	新規調査 依頼件数	前年度からの 調査継続件数	契約件数		契約件数	契約施設数	令和6年度	13件	20件	3件	3施設	令和7年度	18件	15件	0件	0施設	<p>(7) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目的に、労災病院及び勤労者医療総合センター（両立支援センター（部）を含む。）における産業医育成支援の充実に向け、産業医科大学と連携して協議を行っている。</p>
				区分	令和6年度	令和7年度																													
治験件数	364件	265件																																	
製造販売後臨床試験件数	3,271件	3,520件																																	
合計件数	3,635件	3,785件																																	
区分	新規調査 依頼件数	前年度からの 調査継続件数	契約件数																																
			契約件数	契約施設数																															
令和6年度	13件	20件	3件	3施設																															
令和7年度	18件	15件	0件	0施設																															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>労災病院において、機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各労災病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その結果を業務実績等報告書において明らかにすること。</p>	<p>含む。)において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成及び確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持及び向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>労災病院において、機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各労災病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その結果を業務実績等報告書において明らかにするとともに、</p>	<p>センターを含む。)において産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>本部と各労災病院とで協議の上、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。</p>	<p>めの育成支援体制の充実を図っているか。</p> <p>・各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図っているか。</p>	<p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>○ 運営に資する指標</p> <p>本部と各労災病院との協議により各種指標（患者数、単価、収入等）に係る目標値を設定しており、各労災病院の毎月の実績及び取組状況を本部において取りまとめた上、毎月開催している経営改善推進会議等において各労災病院における年度目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングし、必要な指導・助言等を行った。</p> <p>【参考】主な指標</p> <p>ア 1日平均入院患者数</p> <p>コロナ禍以降の受診抑制及び在院日数短縮化等の影響はあったものの、紹介入院患者確保のための医療機関訪問や、救急搬送受入の徹底等の取組を進めた結果、前年度を上回った病院は、29労災病院のうち9病院となった。</p> <p>イ 1人1日当たり入院診療単価</p> <p>平均在院日数の短縮及び手術件数の増により、前年度を上回った病院は、29労災病院のうち21病院となった。</p> <p>○ 医療の質に資する指標</p> <p>全ての労災病院を対象とした「労働者健康安全機構臨床評価指標」（26指標）を設定しており、本部において四半期ごとに各病院の実績を取りまとめ、毎年開催している「医療の質の評価等に関する検討委員会」において全体の傾向及び各病院の取組に係る内容を精査・分析するとともに、全ての労災病院に対してフィードバックすることにより医療の質の向上に努めた。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価					
<p>(9) 行政機関等への貢献 労災病院に所属する医師等は、国が設置している審議会、検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。</p>	<p>業務の質の向上に努める。</p> <p>(9) 行政機関等への貢献 ア 国が設置する審議会、検討会等への参画 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する審議会、検討会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど迅速かつ適切に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを生かして対応す</p>	<p>(9) 行政機関等への貢献 ア 国が設置する審議会等への参画 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する審議会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、管内に労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案に</p>	<p>・労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する審議会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力しているか。</p> <p>・労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応しているか。</p> <p>・管内に労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案に</p>	<p>【参考】質の改善に繋がった指標 ア 針刺し事故発生件数 29労災病院のうち25病院が目標値を達成した。 イ 入院患者におけるリハビリテーション実施率 28労災病院のうち15病院が目標値を達成した。</p> <p>(9) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 国が設置する委員会等への参画</p> <p>国（地方機関を含む。）の要請に応じて、労災病院の医師等が医員・委員の委嘱を受けるとともに、審議会、委員会、検討会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供している。</p> <p>○ 令和7年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央じん肺診査医（3人）、地方労災医員（50人）、労災保険診療審査委員（25人）、地方じん肺診査医（11人）等計232人が医員・委員を受嘱した。 ・38種類の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画した。 <p>イ 労災認定に係る医学的意見書への取組</p> <p>複数の診療科にわたる事案については、事務局が連携して回答期限の管理を行い、返書を迅速かつ適切に行うよう管理している。特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、機構本部で対応病院をコーディネートする体制を整備している。</p> <p>また、管内に労災病院が未設置の労働局についても、近隣都道府県の労災病院で対応する体制を整備している。</p> <p>1件当たり意見書処理日数：令和7年度実績 16.6日</p> <p>・意見書処理日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16.4日</td> <td>16.6日</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和7年度	16.4日	16.6日		
令和6年度	令和7年度									
16.4日	16.6日									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
				業務実績	自己評価								
	<p>る。</p> <p>また、労働基準監督署等からの依頼によるアスベスト関連疾患の労災認定等に係る意見書の作成については、石綿確定診断委員会において迅速かつ適切に対応する。</p> <p>ウ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</p> <p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p>	<p>についても適切に対応する。</p> <p>また、労働基準監督署等からの依頼によるアスベスト関連疾患の労災認定等に係る意見書の作成については、石綿確定診断委員会において迅速かつ適切に対応する。</p> <p>ウ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</p> <p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p>	<p>についても適切に対応しているか。</p> <p>・労働基準監督署等からの依頼によるアスベスト関連疾患の労災認定等に係る意見書の作成については、石綿確定診断委員会において迅速かつ適切に対応しているか。</p> <p>・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力しているか。</p>	<p>○ 「石綿確定診断等事業」の実施</p> <p>全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、323件の依頼を受け、臨床、病理、疫学、放射線等の専門家からなる「石綿確定診断委員会」を開催し、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。</p> <p>・石綿確定診断実施件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>241件</td> <td>270件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</p> <p>「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」について、3人の患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。</p>		区分	令和6年度	令和7年度	件数	241件	270件		
区分	令和6年度	令和7年度											
件数	241件	270件											

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	治療就労両立支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増えており、また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」及び第4期がん対策推進基本計画の評価指標として両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者数が盛り込まれるなど治療と仕事の両立支援の重要性が高まる中、企業の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、企業、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することは重要であるため。</p> <p>【困難度：高】 治療と仕事の両立支援を推進するためには、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があることから困難度が高い。特に、経営者や管理職の理解不足や、中小企業への周知不足という様々な課題がある中で、両立支援コーディネーターを育成し、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げていくことは困難度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018826

2. 主要な経年データ														
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支援した罹患患者件数（計画値）	1,200件以上 （労災病院及び治療就労両立支援センター）	—	1,200件	1,200件					予算額（千円）	1,141,990	1,364,418			
支援した罹患患者件数（実績値）	—	1,224.4件 （前中期目標期間平均値）	1,222件	1,635件					決算額（千円）	1,161,696	1,334,798			
達成度	—	—	101.8%	136.3%					経常費用（千円）	1,188,975	1,321,774			
患者満足度（計画値）	90%以上 （労災病院及び治療就労両立支援センター平均）	—	90.0%	90.0%					経常利益（千円）	66,256	50,090			

患者満足度 (実績値)	—	95.1% (前中期目 標期間平均 平均値)	96.9%	96.8%						行政コスト (千円)	1,202,760	1,331,235			
達成度	—	—	107.7%	107.6%						従事人員数 (人)	66	67			
事例検討会 の有用度 (計画値)	80%以上 (産業保健総 合支援センタ ー平均)	—	80.0%	80.0%											
事例検討会 の有用度 (実績値)	—	87.4% (産業保健 総合支援セ ンターR3~ R5 平均値)	90.3%	91.3%											
達成度	—	—	112.8%	114.1%											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
2 治療と仕事の両立支援の推進	2 治療と仕事の両立支援の推進	2 治療と仕事の両立支援の推進	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援した雇患者の件数を年間1,200件以上とすること。 ・支援した雇患者にアンケートを行い、90%以上から満足であった旨の評価を得るとともに、必要に応じてアンケートの結果を治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映させること。 ・全都道府県の産業保健総合支援センターで事例検討会を行った上で、参加者へのアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得ること。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援コーディネーター基礎研修及び事例検討会にメンタ 	2 治療と仕事の両立支援の推進	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>主な定量的評価である、支援した雇患者の件数、雇患者満足度及び事例検討会の有用度は、それぞれ所期の目標を達成している。</p> <p>治療と仕事の両立支援における質的な成果として、労働者健康安全機構両立支援コーディネーター意見交換会で、雇患者に対するアンケート結果を共有するとともに、支援における課題の検討や好事例の共有を行うことにより、両立支援コーディネーターの能力向上が図られている。また、政府の「働き方改革実行計画」に貢献するために、オンライン形式の両立支援コーディネーター基礎研修を実施し、両立支援コーディネーターを積極的に養成している。当該研修では、講義</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いており、がんの診断を受けた就業者の約2割が退職・廃業し、そのうち約6割が初回治療までに退職・廃業するなど治療と仕事の両立が重要な課題となる中、機構は、治療と仕事の両立支援に従前から取り組み、実践的な経験・情報を有していることから、一般医療機関における取組を先導していくことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための</p>	<p>労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いており、がんの診断を受けた就業者の約2割が退職・廃業し、そのうち約6割が初回治療までに退職・廃業するなど治療と仕事の両立が重要な課題となる中、機構においては、治療と仕事の両立支援に従前から取り組み、実践的な経験・情報を有していることから、一般医療機関における取組を先導していくことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組む。</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための</p>	<p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための</p>	<p>ルヘルス不調に係る内容を拡充し、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図ること。</p> <p><評価の視点></p>	<p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進</p>	<p>途中の確認テストの実施や「アンサーパッド」による個人演習の実施などにより、研修の質の向上にも取り組んでいる。</p> <p>また、主な定性的指標について、令和6年度から両立支援コーディネーター基礎研修にメンタルヘルスに関する講義を追加したほか、メンタルヘルス不調の一例として、本部から各産保センターに対し、精神疾患に罹患した労働者の治療と仕事の両立支援に係るモデル事例を送付し、事例検討会で活用したことにより、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図った。</p> <p>なお、中期目標で【困難度：高】の根拠とされている治療と仕事の両立支援に対する経営者や管理職の理解不足や、中小企業への周知不足については、全国の産</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>治療や患者支援の推進</p> <p>労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場復帰を念頭に置きながら対応するとともに、両立支援コーディネーター等を活用し、患者へのきめ細かな支援を行うこと。</p>	<p>治療や患者支援の推進</p> <p>適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えると、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場復帰を念頭に置きながら対応するとともに、両立支援コーディネーターである医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細かな支援を行う。</p>	<p>治療や患者支援の推進</p> <p>労災病院及び労災病院に併設する9つの治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対し診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら支援を行うものとし、以下のとおり取り組む。</p> <p>また、令和7年4月に開設する横浜労災病院治療就労両立支援センターの運営に関して、病院と同センターの連携体制の構築を図る。</p>	<p>・就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら支援を行っているか。</p> <p>・令和7年4月に開設した横浜労災病院治療就労両立支援センターの運営に関して、病院と同センターの連携体制の構築を図っているか。</p>	<p>労災病院及び労災病院に併設する両立支援センターにおいては、中期計画に定めた治療と仕事の両立支援を着実に実施するため、診療報酬対象疾病（がん、脳血管疾患、肝疾患（慢性経過）、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症）にとらわれることなく、対象疾患の拡大を図り、全ての疾病を対象として次のような取組を実施した。</p> <p>また、令和7年4月に横浜労災病院治療就労両立支援センターを開設し、相談希望の患者を病院からセンターへ紹介し支援へ繋げる等連携体制を構築した。</p>	<p>業保健総合支援センターにおいて、事業主を対象とした啓発セミナーを開催しているほか、労働者と企業との間の個別訪問支援を実施することにより、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げている。</p> <p>以上、中期計画における所期の目標を達成していること及び困難度「高」であることを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>また、労災病院以外の医療機関の患者に対しては、産業保健総合支援センターが両立支援コーディネーター等を活用しつつ、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、労働者（患者）への支援を推進すること。</p> <p>両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行うこと。</p> <p>治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルについて、治療就労両立支援センター等において新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、労災保険指定医療機関等及び事業場</p>	<p>また、労災病院以外の医療機関の患者に対しては、産業保健総合支援センターが両立支援コーディネーター等を活用しつつ、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、労働者（患者）への支援を推進する。</p> <p>両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行う。</p> <p>治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルについて、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による</p>					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>に普及すること。</p> <p>両立支援の周知・広報活動について、積極的に実施していくこと。</p> <p>北海道中央労災病院の統合に伴い、北海道中央労災病院治療就労両立支援センターを廃止し、横浜労災病院治療就労両立支援センターを設置すること。</p>	<p>各種講演会やセミナー等の実施を通じて、労災保険指定医療機関等及び事業場に普及する。</p> <p>両立支援の周知・広報活動について、積極的に実施していく。</p> <p>北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合に伴い、北海道中央労災病院治療就労両立支援センターを廃止し、横浜労災病院治療就労両立支援センターを設置する。</p> <p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいて、両立支援データベース等を活用する等により、反復・継続して治療が必要となる疾病等の罹患者に対して、両立支援コーディネータ</p>	<p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。</p>	<p>・両立支援マニュアルを活用して、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行っているか。</p>	<p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>令和7年度は両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,635件（脳卒中200件、がん379件、糖尿病186件、メンタル40件、その他830件。前年度に比べ413件の増。）の支援を実施し、事例収集を行った。</p> <p>令和7年度に支援継続している件数は700件で、新規支援した件数は935件（前年度に比べ366件の増）であった。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>一を中心とした支援チームによる職場復帰支援や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。</p> <p>また、支援事例の分析により得られた新たな知見に基づく新たな支援方法等、両立支援に資する医療提供の在り方について分析・検証・開発を行う。</p> <p>イ 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの更新及び普及</p> <p>両立支援データベースを活用し、支援事例の分析・評価を行って治療と仕事の両立支援コーディネーターマ</p>	<p>イ 事例検討会の実施</p> <p>両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行うため、労災病院及び治療就労両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターによる意見交換を行う。</p> <p>ウ 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの更新及び普及</p> <p>研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて治療と仕事の両立支援コ</p>	<p>・両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うため、労災病院及び治療就労両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターによる意見交換を行っているか。</p> <p>・研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて治療と仕事の両立支援コ</p>	<p>イ 事例検討会の実施</p> <p>よりよい両立支援につなげるため、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターを対象とした「両立支援コーディネーター意見交換会」を令和8年2月に開催し、支援に当たっての課題の検討や好事例の共有を行った。</p> <p>また、行政への貢献として、令和7年度に厚生労働省において開催された「治療と就業の両立支援指針作成検討会」（第1回：8月22日、第2回：9月26日、第3回：1月23日）に構成員として参画した。令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法を踏まえ、機構がこれまで取り組んできた両立支援の実績や専門的な知見から、検討会において所見を述べた。</p> <p>ウ 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの更新及び普及</p> <p>労災病院及び両立支援センターで取り組んだ支援事例は両立支援データベースシステムへ登録し、登録された支援事例は、事例の分析のため、本部で集計し、中核施設をはじめとする各施設へフィードバックを実施した。</p> <p>また、「両立支援コーディネーターマニュアル」を、令和7年度両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして配布し普及した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
				業務実績	自己評価																			
<p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場との間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まって</p>	<p>マニュアルを更新し、労災保険指定医療機関等への普及を図る。</p> <p>ウ アンケートの実施</p> <p>支援した罹患者にアンケートを行い、その結果を必要に応じ治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場との間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まって</p>	<p>マニュアルの普及を図る。</p> <p>エ アンケートの実施</p> <p>支援した罹患者にアンケートを行い、その結果を必要に応じ治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場との間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まって</p>	<p>マニュアルの普及を図っているか。</p> <p>・支援した罹患者にアンケートを行い、その結果を必要に応じ治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映しているか。</p> <p>・産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を、円滑かつ適切に実施したか。</p>	<p>エ アンケートの実施</p> <p>治療と仕事の両立支援対象者のうち、支援が終了し協力を得られた者に対してアンケートを配付した結果、令和7年度のアンケート回答者の96.8%（回収率88.2%）から有用であった旨の評価を得た。</p> <p>なお、両立支援に資する医療提供の在り方を検討するため、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターを対象とした「両立支援コーディネーター意見交換会」において、アンケート結果を共有した。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）において、両立支援に係る研修・セミナー等を実施するとともに、事業者や産業保健スタッフ等からの相談対応、労働者と企業との間の個別調整支援等を適切に実施した。</p> <p>・産保センターにおける治療と仕事の両立支援に係る実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修・セミナー</td> <td>476件</td> <td>329件</td> </tr> <tr> <td>意識啓発教育</td> <td>190件</td> <td>263件</td> </tr> <tr> <td>個別訪問支援</td> <td>2,588件</td> <td>2,780件</td> </tr> <tr> <td>専門的相談</td> <td>8,119件</td> <td>8,869件</td> </tr> <tr> <td>個別調整支援</td> <td>534件</td> <td>644件</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別訪問支援については、産保センターのメンタルヘルス対策・両立支援促進員等が事業場等からの依頼に応じて、事業場を訪問し、治療と仕事の両立への理解を促す教育を含め両立支援に</p>	区分	令和6年度	令和7年度	研修・セミナー	476件	329件	意識啓発教育	190件	263件	個別訪問支援	2,588件	2,780件	専門的相談	8,119件	8,869件	個別調整支援	534件	644件		
区分	令和6年度	令和7年度																						
研修・セミナー	476件	329件																						
意識啓発教育	190件	263件																						
個別訪問支援	2,588件	2,780件																						
専門的相談	8,119件	8,869件																						
個別調整支援	534件	644件																						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>いるメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施すること。なお、産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携をした上で、企業等に対する支援を実施すること。</p>	<p>いるメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施する。</p> <p>なお、産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携をした上で、企業等に対する支援を実施する。</p> <p>この実施に当たり、上記(1)の取組の成果も踏まえ、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。</p> <p>この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける支援体制の充実を図る</p>	<p>いるメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施する。</p> <p>また、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業と労働者との連絡調整等に対する支援を行うとともに、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。</p> <p>これらの実施、取組の推進に当たり、メンタルヘルス対策・両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。</p>	<p>・産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業と労働者との連絡調整等に対する支援を行ったか。</p> <p>・地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図ったか。</p> <p>・治療就労両立支援センター等と連携し、両立支援の取組の推進を図り、両立支援促進員等による支援体制の充実を図っているか。</p>	<p>関する制度の導入に関する支援を実施している。</p> <p>全国の産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の医療関係者・企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会に、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターをファシリテーターとして積極的に参画させた。</p> <p>産保センター（47か所）が労災病院（29か所）と連携する形で、がん等の患者（労働者）のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応（相談件数 3,947 件）した。</p> <p>産保センターのほか、労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等中心、令和7年度 398 医療機関）で、相談に対応（相談件数 4,922 件）しており、世間からのニーズが非常に高いと考えられる両立支援の相談に対応した。</p> <p>なお、治療と仕事の両立支援に携わる専門スタッフのうち支援体制の充実に向け、全国の産保センターで「メンタルヘルス対策・両立支援促進員」を委嘱している（令和7年度末時点：721人（前年度比 59 人増））。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																							
				業務実績	自己評価																								
<p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>治療と仕事の両立支援を推進するに当たり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、企業等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好</p>	<p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>治療と仕事の両立支援を推進するに当たり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、企業等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好</p>	<p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を、電子（WEB）会議システム等を活用した形式で実施する。</p>	<p>・全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を、電子（WEB）会議システム等を活用した形式で実施しているか。</p>	<p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を実施した。</p> <p>・研修プログラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>時間</th> <th>形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両立支援コーディネーターの必要性とその役割</td> <td>50分</td> <td rowspan="7">動画配信研修 (オンデマンド配信)</td> </tr> <tr> <td>基本的な医療に関する知識</td> <td>75分</td> </tr> <tr> <td>産業保健に関する基本的知識</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>労務管理に関する基本的知識</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>社会資源に関する知識</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>両立支援のためのコミュニケーション技術</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>精神疾患の両立支援に関する留意点</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>がん経験者による当事者談話</td> <td>40分</td> <td rowspan="2">WEBライブ 講習 (ライブ配信)</td> </tr> <tr> <td>両立支援コーディネートの実際</td> <td>120分</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年度は、令和6年度に引き続きオンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子（WEB）会議システムを活用した形式で実施し、オンデマンド配信において受講者自身が理解を深められるよう「確認テスト」を行った。また、令和6年度から研修内容にメンタルヘルスに関する講義を追加した。</p> <p>令和7年度は合計8回開催し、5,736人（前年度比181人増）に修了証書を交付した（うち91.0%は機構以外の者）。</p> <p>受講者は医療機関関係者、企業関係者等幅広く、特に企業関係者の人数は2,415人であり、全都道府県規模で両立支援コーディネーターを養成し、トライアングル型のサポート体制の構築を推進した。両立支援コーディネーター養成のための基礎研修の修了者の内勤務先種別の割合は、医療機関2,323人（40%）、企業（団体等）内担当者2,415人（42%）、社会保険労務士業・キャリアコンサルタント業・産業カウンセラー業343人（6%）、健康相談機関・就労支援機関161人（3%）、行政機関148人（3%）、該当なし（無職、学生等）346人（6%）であった。</p> <p>受講者へアンケートを行った結果（回収率95.5%）、理解度（研修内容が理解できたか）は97.8%（対前年度比0.3ポイント増）、有用度（研修内容が今後の業務に役に立つか）は96.8%（対前年度比0.2ポイント増）であった。基礎研修のアンケート結果については、研修の質を向</p>	科目	時間	形式	両立支援コーディネーターの必要性とその役割	50分	動画配信研修 (オンデマンド配信)	基本的な医療に関する知識	75分	産業保健に関する基本的知識	60分	労務管理に関する基本的知識	60分	社会資源に関する知識	60分	両立支援のためのコミュニケーション技術	45分	精神疾患の両立支援に関する留意点	20分	がん経験者による当事者談話	40分	WEBライブ 講習 (ライブ配信)	両立支援コーディネートの実際	120分		
科目	時間	形式																											
両立支援コーディネーターの必要性とその役割	50分	動画配信研修 (オンデマンド配信)																											
基本的な医療に関する知識	75分																												
産業保健に関する基本的知識	60分																												
労務管理に関する基本的知識	60分																												
社会資源に関する知識	60分																												
両立支援のためのコミュニケーション技術	45分																												
精神疾患の両立支援に関する留意点	20分																												
がん経験者による当事者談話	40分	WEBライブ 講習 (ライブ配信)																											
両立支援コーディネートの実際	120分																												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																																																													
				業務実績	自己評価																																																																																																														
事例の共有を図り、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図るための研修（事例検討会等）を実施すること。	事例の共有を図り、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図るための研修（事例検討会等）を実施する。	産業保健総合支援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネット	・両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的とした事例検討会を	<p>上するため研修講師に情報提供した。</p> <p>なお、応募が定員を超過した場合には、より多くの事業場の者が受講できるよう、抽選により受講者を決定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>勤務先都道府県別</th> <th>R7 受講 修了者数</th> <th>地域</th> <th>勤務先都道府県別</th> <th>R7 受講 修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">北海道 東北</td> <td>北海道</td> <td>176 人</td> <td rowspan="7">近畿</td> <td>滋賀県</td> <td>52 人</td> </tr> <tr> <td>青森県</td> <td>47 人</td> <td>京都府</td> <td>106 人</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td>46 人</td> <td>大阪府</td> <td>449 人</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>92 人</td> <td>兵庫県</td> <td>221 人</td> </tr> <tr> <td>秋田県</td> <td>43 人</td> <td>奈良県</td> <td>41 人</td> </tr> <tr> <td>山形県</td> <td>21 人</td> <td>和歌山県</td> <td>24 人</td> </tr> <tr> <td>福島県</td> <td>79 人</td> <td>鳥取県</td> <td>46 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">関東 北信越</td> <td>茨城県</td> <td>79 人</td> <td rowspan="10">中国 四国</td> <td>島根県</td> <td>32 人</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>55 人</td> <td>岡山県</td> <td>114 人</td> </tr> <tr> <td>群馬県</td> <td>70 人</td> <td>広島県</td> <td>159 人</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>199 人</td> <td>山口県</td> <td>81 人</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>195 人</td> <td>徳島県</td> <td>38 人</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>1,252 人</td> <td>香川県</td> <td>42 人</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>380 人</td> <td>愛媛県</td> <td>51 人</td> </tr> <tr> <td>新潟県</td> <td>39 人</td> <td>高知県</td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>52 人</td> <td>福岡県</td> <td>229 人</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>37 人</td> <td>佐賀県</td> <td>36 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">中部</td> <td>福井県</td> <td>32 人</td> <td rowspan="8">九州 沖縄</td> <td>長崎県</td> <td>45 人</td> </tr> <tr> <td>山梨県</td> <td>43 人</td> <td>熊本県</td> <td>147 人</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>49 人</td> <td>大分県</td> <td>32 人</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>88 人</td> <td>宮崎県</td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>117 人</td> <td>鹿児島県</td> <td>68 人</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>372 人</td> <td>沖縄県</td> <td>55 人</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>45 人</td> <td>—</td> <td>合計</td> <td>5,736 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>各産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、労災病院や両立支援センターとも連携の上、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を開催（全 71 回）するとともに、両立支援コーディネーター基礎研修修了者が忌憚なく自らの経験を語り合う等の情報共有・交流を図る場を設けることにより、両立支援コーディネーター間の連携強化及び地域のネットワークの構築を図ることを目的とする交流会も積極的に開催（計 57 回）した。</p>	地域	勤務先都道府県別	R7 受講 修了者数	地域	勤務先都道府県別	R7 受講 修了者数	北海道 東北	北海道	176 人	近畿	滋賀県	52 人	青森県	47 人	京都府	106 人	岩手県	46 人	大阪府	449 人	宮城県	92 人	兵庫県	221 人	秋田県	43 人	奈良県	41 人	山形県	21 人	和歌山県	24 人	福島県	79 人	鳥取県	46 人	関東 北信越	茨城県	79 人	中国 四国	島根県	32 人	栃木県	55 人	岡山県	114 人	群馬県	70 人	広島県	159 人	埼玉県	199 人	山口県	81 人	千葉県	195 人	徳島県	38 人	東京都	1,252 人	香川県	42 人	神奈川県	380 人	愛媛県	51 人	新潟県	39 人	高知県	30 人	富山県	52 人	福岡県	229 人	石川県	37 人	佐賀県	36 人	中部	福井県	32 人	九州 沖縄	長崎県	45 人	山梨県	43 人	熊本県	147 人	長野県	49 人	大分県	32 人	岐阜県	88 人	宮崎県	30 人	静岡県	117 人	鹿児島県	68 人	愛知県	372 人	沖縄県	55 人	三重県	45 人	—	合計	5,736 人		
地域	勤務先都道府県別	R7 受講 修了者数	地域	勤務先都道府県別	R7 受講 修了者数																																																																																																														
北海道 東北	北海道	176 人	近畿	滋賀県	52 人																																																																																																														
	青森県	47 人		京都府	106 人																																																																																																														
	岩手県	46 人		大阪府	449 人																																																																																																														
	宮城県	92 人		兵庫県	221 人																																																																																																														
	秋田県	43 人		奈良県	41 人																																																																																																														
	山形県	21 人		和歌山県	24 人																																																																																																														
	福島県	79 人		鳥取県	46 人																																																																																																														
関東 北信越	茨城県	79 人	中国 四国	島根県	32 人																																																																																																														
	栃木県	55 人		岡山県	114 人																																																																																																														
	群馬県	70 人		広島県	159 人																																																																																																														
	埼玉県	199 人		山口県	81 人																																																																																																														
	千葉県	195 人		徳島県	38 人																																																																																																														
	東京都	1,252 人		香川県	42 人																																																																																																														
	神奈川県	380 人		愛媛県	51 人																																																																																																														
	新潟県	39 人		高知県	30 人																																																																																																														
	富山県	52 人		福岡県	229 人																																																																																																														
	石川県	37 人		佐賀県	36 人																																																																																																														
中部	福井県	32 人	九州 沖縄	長崎県	45 人																																																																																																														
	山梨県	43 人		熊本県	147 人																																																																																																														
	長野県	49 人		大分県	32 人																																																																																																														
	岐阜県	88 人		宮崎県	30 人																																																																																																														
	静岡県	117 人		鹿児島県	68 人																																																																																																														
	愛知県	372 人		沖縄県	55 人																																																																																																														
	三重県	45 人		—	合計	5,736 人																																																																																																													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。</p>	<p>また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討する。</p>	<p>ワーク作りを目的として、事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施する。</p> <p>なお、各研修や事例検討会等は、対面方式に加え、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。</p> <p>また、両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行う。</p>	<p>実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会の実施及び研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施しているか。</p> <p>・各研修や事例検討会等は、対面方式に加え、電子（WEB）会議システム等も活用し実施しているか。</p> <p>・研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行っているか。</p>	<p>なお、本部から各産保センターに対し、精神疾患に罹患した労働者の治療と仕事の両立支援に係るモデル事例を送付し、事例検討会で活用した。</p> <p>令和7年度のアンケート回答者の91.3%（回収率86.4%）から有用であった旨の評価を得た。</p> <p>事例検討会及び交流会については、利便性の向上を図るため電子（WEB）会議システムも活用した。</p> <p>各産保センターにおいて、両立支援コーディネーター基礎研修修了者のための事例検討会の参加者を対象にアンケート調査を実施し、取りまとめた結果を副所長会議等で情報共有した。</p> <p>研修修了者の受講後の活動状況等について研修効果を検証すること及び今後の応用研修の在り方を検討することを目的とし、前年度の全修了者（5,555人）を対象にアンケート調査を実施し、取りまとめ及び分析を実施した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	<p>事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。</p> <p>これらの取組により、企業の意識改革と受入れ体制の整備を促すとともに、主治医、企業・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築を推進する。</p>	<p>事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。</p>	<p>・事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修を着実に実施しているか。</p>	<p>両立支援コーディネーター基礎研修のみならず、事業者、産業医等の産業保健関係者を対象とした産保センターの研修において「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」を用い、研修を実施した。</p>			

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	専門センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業ID：002454、018827

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
職場又は自宅復帰可能である退院患者割合（計画値）	80%以上 （医療リハビリテーションセンター平均）	—	80.0%	80.0%					予算額（千円）	9,186,033	9,480,666		
職場又は自宅復帰可能である退院患者割合（実績値）	—	92.0% （前中期目標期間平均値）	89.9%	92.3%					決算額（千円）	9,186,850	9,741,668		
達成度	—	—	112.4%	115.4%					経常費用（千円）	8,769,077	8,667,250		
職場又は自宅復帰可能である退院患者割合（計画値）	80%以上 （総合せき損センター平均）	—	80.0%	80.0%					経常利益（千円）	△89,304	293,685		
職場又は自宅復帰可能である退院患者割合（実績値）	—	86.1% （前中期目標期間平均値）	86.7%	88.0%					行政コスト（千円）	9,629,152	9,523,594		
達成度	—	—	108.4%	110.0%					従事人員数（人）	440	447		
入院患者満足度（計画値）	80%以上 （医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター平均）	—	80.0%	80.0%									
入院患者満足度（実績値）	—	（新規項目）	93.1%	88.1%									
達成度	—	—	116.4%	110.1%									

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
				業務実績	自己評価																
<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院である北海道せき損センターを含む。）においては、効率的・効果的な運営に努めること。</p>	<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院である北海道せき損センターを含む。）においては、重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため次のような取組を行う。</p>	<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院である北海道せき損センターを含む。）においては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度・専門的医療を提供する。 また、治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を進める。</p>	<p><主な定量的指標> ・医療リハビリテーションセンターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。 ・総合せき損センターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。 ・患者満足度調査（入院）において全施設平均で80%以上の満足度を確保すること。</p>	<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合※をそれぞれ80%以上確保した。 ・医療リハビリテーションセンター：92.3% (72名) ・総合せき損センター：88.0% (132名) ※医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合 分母（医リハ）・・・四肢脊椎の障害、中枢神経麻痺患者の退院患者数（死亡退院含む。） 分母（せき損）・・・外傷性脊髄損傷患者の退院患者数（死亡退院含む。） 分子（共通）・・・分母対象症例のうち、自宅復帰者+職場復帰者+復学者+社会復帰が見込める者</p> <p>○ 患者満足度の確保 全ての専門センターで患者満足度調査（入院）を実施した（令和7年9月9日～10月6日）。入院患者については、調査期間（令和7年9月9日～令和7年10月6日）に退院した患者のうち168人から回答を得た。その結果、満足度は88.1%と目標を達成した。 ※『入院患者さんへのアンケート』における「総合評価」で「5 満足」「4 やや満足」を選んだ人数：148人／アンケート回答者数：168人により算出</p> <p>・患者満足度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医リハ</td> <td>86.4%</td> <td>82.4%</td> </tr> <tr> <td>せき損</td> <td>95.2%</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td>道せき</td> <td>93.3%</td> <td>84.3%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>93.1%</td> <td>88.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 患者満足度調査結果を踏まえた取組 得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足度が高く、院内設備に対する満足度に対する満足度が相対的に低かった。これについては、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、病室の壁紙の修繕や駐車場の補修工事等を計画的に実施したほか、病室の空調工事を行い療養環境の改善を図るなど、可能な限</p>	区分	令和6年度	令和7年度	医リハ	86.4%	82.4%	せき損	95.2%	95.2%	道せき	93.3%	84.3%	平均	93.1%	88.1%	<p><評定と根拠> 評定：B 主な定量的指標のうち、職場又は自宅復帰可能である退院患者割合は、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターともに、主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方針の検討、治療結果の評価を行い、治療結果を高めるよう努めることにより、それぞれ所期の目標を達成している。更に医療リハビリテーションセンターでは、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等を通じてリハビリテーションの評価を行い、患者ごとのプログラム及び退院</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>
区分	令和6年度	令和7年度																			
医リハ	86.4%	82.4%																			
せき損	95.2%	95.2%																			
道せき	93.3%	84.3%																			
平均	93.1%	88.1%																			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>医療リハビリテーションセンターにおいては、診断・治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集・分析し、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。また、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発・普及に取り組むこと。</p>	<p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺(ひ)患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。</p>	<p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺(ひ)患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSW等が連携し、高度・専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションをはじめ関係機関との連携強化を図る。</p>	<p><その他の指標> > なし <評価の視点> ・医療リハビリテーションセンターにおいて、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化を図っているか。</p>	<p>り満足度を高めるよう取り組んでいる。</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営</p> <p>主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。</p> <p>退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。</p> <p>全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ(県外からの患者受入：リハ入院患者全体の37.6%)。</p> <p>札幌医科大学が実施する「ヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞」を用いた脊髄再生医療に協力し、脊髄損傷者の社会復帰に向けたリハビリ治療を実施した。</p> <p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。</p> <p>なお、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化に取り組んだ。</p> <p>患者の職場訪問等、職場との連携や地域障害者センターの面談、職業評価への同行など関係機関等との連携強化を図った。</p>	<p>後のケアに係るプログラムの改良を図り、連携して患者の技能向上・職業訓練を実施していることも目標の達成に寄与している。また、入院患者満足度は、満足度が低かった院内設備について補修工事等を計画的に実施したことなどにより、所期の目標を達成している。</p> <p>以上、中期計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><課題と対応> -</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価																	
	<p>また、診断・治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につなげた事例を収集・分析し、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。</p>	<p>また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム、自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上や入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。</p>	<p>・患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上や入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組んでいるか。</p>	<p>・職業リハビリテーションセンターとの連携状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営協議会</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>職業評価会議</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>OA講習</td> <td>8回</td> <td>7回</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が92.3%となり、目標を達成した。</p> <p>・医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>89.9%</td> <td>92.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>中国・四国地方の地方労働局からの依頼に基づき、被災労働者の義肢装具に係る「労災義肢巡回サービス」を実施し、診察・処方、仮合わせ後の装着に至るまでの義肢装具適合に係る支援を行うことで、被災労働者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ（巡回実績：28回）。</p> <p>厚生労働省が実施する「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業における「リビングラボ」（実際の生活空間を再現し、介護ロボットの製品評価・効果検証・実証試験等を行う）へ参画し、介護ロボットの開発・実証・普及へ協力した（相談実績：3件、評価実績：1件）。</p> <p>四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対する自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。</p> <p>三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図を基に自宅の改造案を3DCG化し、そのなかで日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後の生活イメージを高め、自宅改造前に問題点に気づくための支援を行った（支援実績3件）。</p> <p>令和元年7月に商品化した、手指に麻痺のある患者向けの「間欠式バルーンカテーテル用自助具」の広報活動を行った（商品名「バルるん」、令和7年度販売実績28件）。また、脊髄損傷者の浴室内移動補助機器の商品化に向けて活動を行い、令和7年10月より受注製造販売を開始した。</p> <p>「間欠式バルーンカテーテル用自助具」を始めとする自立支援機器等について、「国際福祉機器展」（令和7年度は国内外から414社・団体が出展し、約12万人が来場）などに出展し、広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度に開発中の製品 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす漕ぎ数カウンタ ・横押し携帯型酸素ボンベカート 	区分	令和6年度	令和7年度	運営協議会	1回	1回	職業評価会議	12回	12回	OA講習	8回	7回	令和6年度	令和7年度	89.9%	92.3%		
区分	令和6年度	令和7年度																				
運営協議会	1回	1回																				
職業評価会議	12回	12回																				
OA講習	8回	7回																				
令和6年度	令和7年度																					
89.9%	92.3%																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価																	
<p>総合せき損センターにおいては、これまでの知見を生かしつつ、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、初期治療から社会復帰までの一貫した医療を行うとともに、脊髄損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等への協力を行うこと。</p>	<p>(2) 総合せき損センターの運営</p> <p>総合せき損センターにおいては、これまでの知見を生かしつつ、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、外傷による脊椎・脊髄障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより早期に身体機能の向上を図るとともに、職場・社会復帰後のQOLの向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及や脊損患者に関する高度・専門的な治療に係る情報発信、脊髄損傷治療の質の</p>	<p>(2) 総合せき損センターの運営</p> <p>総合せき損センターにおいては、脊髄損傷の高度専門病院と併せて地域の救急搬送にも対応し、外傷による脊椎・脊髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSW等が連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。</p> <p>総合せき損センターにおいて</p>	<p>・総合せき損センターにおいて、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努めているか。</p> <p>・総合せき損センターにおいて</p>	<p>・穿刺器具用自助具</p> <p>全国脊髄損傷データベースの事例収集を行うとともに、データベースを活用し論文投稿を行い、知見の発信に努めた。</p> <p>歩行支援ロボットに関する研究及び開発を行っている。</p> <p>(2) 総合せき損センターの運営</p> <p>主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。</p> <p>総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた(実績:13件)。</p> <p>また、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れ(実績:16件)、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供した。</p> <p>・ヘリコプターによる緊急受入数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急受入数</td> <td>31件</td> <td>29件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・脊髄損傷の新規入院患者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脊髄損傷の新規入院患者数</td> <td>128人</td> <td>141人</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が88.0%となり、目標を達成した。</p> <p>・医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86.7%</td> <td>88.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」(医師対象、実績:54名参加)及び脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信するための「せき損看護セミナー」(看</p>	区分	令和6年度	令和7年度	緊急受入数	31件	29件	区分	令和6年度	令和7年度	脊髄損傷の新規入院患者数	128人	141人	令和6年度	令和7年度	86.7%	88.0%		
区分	令和6年度	令和7年度																				
緊急受入数	31件	29件																				
区分	令和6年度	令和7年度																				
脊髄損傷の新規入院患者数	128人	141人																				
令和6年度	令和7年度																					
86.7%	88.0%																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	向上に資する最新の治療の研究等への協力に取り組む。	<p>実践している高度・専門的医療の手法等に関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練等の事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努める等、脊損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行う。</p> <p>また、自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上に取り組む。</p>	<p>実践している高度・専門的医療の手法等に関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練などの事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努めるなど、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行っているか。</p> <p>・自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上に取り組んでいるか。</p>	<p>護師対象、実績：53名参加)を開催した。また、日本せきずい基金との共催で「せき損研修会」を開催し、医師を始めとしたスタッフによる講演のほか、車椅子トラベラー 三代達也氏を招聘し特別講演が行われた(実績：57名参加)。</p> <p>さらに、「脊損 Q&A 集」、「患者指導に役立つパンフレット」をホームページ上に掲載したほか、せき損患者の看護に関する解説動画を掲載し、脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信した(看護師対象)。</p> <p>医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談(現地調査を含む。)などの相談・支援活動を行った。</p> <p>令和元年度に商品化した車椅子側方移乗補助装置「スライディングボード」の普及活動を行った(令和7年度実績：261枚販売)。</p> <p>また、「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業を通じて「スライディングボード」の有効性評価を実施し介護者の腰椎への負担軽減に有効であることを検証するとともに、高齢者の移乗介助に適した幅や仕様をモニター調査し、移乗者・介助者双方により負担の少ない「スライディングボード」の開発に関する研究を継続した。</p> <p>「国際福祉機器展」に出展し、「スライディングボード」や「横押し携帯型酸素ボンベカート」をはじめとした製品の広報活動を行ったほか、橋渡し研究プログラム(AMED)異分野融合型研究シーズ(ニューロモデュレータ付きチルトテーブル)に協力するなど、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。</p> <p>シニア向け住環境設計・提案支援ツール「KT-PLAN」を民間会社と共同で開発し、販売を開始した。</p> <p>総合せき損センターにおいて、車いすラグビーの公開デモゲームを開催し、広報活動を積極的に行った。</p> <p>北海道せき損センターにおいて、カザフスタンの障害者団体の視察を受け、頸椎損傷患者への治療等について紹介を行った。</p> <p>○ 令和7年度に開発中の製品</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<ul style="list-style-type: none"> ・スライディングボード（臀部保護用折り曲げ付き） ・起立性低血圧の監視抑制システム ・簡易に脱着できる電動車いす化ユニット ・下顎トラッキングによるポインティングデバイス ・ベッド用座位保持用具（金属フレームタイプ） ・ベッド用座位保持用具（クッションタイプ） <p>せき損センター独自のデータベースである「Spinal Injury Center model system」の事例収集を行うとともに、臨床研究や実際の治療に活用した。</p> <p>これらの支援、研究開発、成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。</p>			

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定並びに改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018824

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
外部評価結果（計画値）	3.5点以上 （外部評価対象研究の平均点）	—	3.5点	3.5点					予算額（千円）	5,746,108	4,380,440		
外部評価結果（実績値）	—	4.1点 （前中期目標期間平均値）	4.1点	4.1点					決算額（千円）	4,019,106	4,076,462		
達成度	—	—	117.1%	117.1%					経常費用（千円）	3,542,487	3,620,415		
政策への貢献（期待）度（計画値）	80%以上（プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究）	—	80.0%	80.0%					経常利益（千円）	170,642	281,500		
政策への貢献（期待）度（実績値）	—	100% （前中期目標期間平均値）	100.0%	100.0%					行政コスト（千円）	3,850,673	3,845,204		
達成度	—	—	125.0%	125.0%					従事人員数（人）	128	129		
労働安全衛生関係法令等の制定、改正等への貢献件数（計画値）	10件以上	—	10件	10件									

労働安全衛生関係法令等の制定、改正等への貢献件数(実績値)	—	14.4件 (前中期目標 期間平均 値)	13件	15件										
達成度	—	—	130.0%	150.0%										
安全衛生技術講演会の有意義度(計画値)	2.0点以上(平均)	—	2.0点	2.0点										
安全衛生技術講演会の有意義度(実績値)	—	(新規項目)	2.5点	2.6点										
達成度	—	—	125.0%	130.0%										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 労働安全衛生施策の検討に必要なエビデンス収集への貢献や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。	4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 労働安全衛生施策の検討に必要なエビデンス収集への貢献や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。 なお、以下の研究では、他の機関等との共同研究のために必要な場合には、当該機関等に保有個人情報を提供することを予定している。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について、平均点3.5点以上の評価を得ること（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。 ・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価を受けること。 	4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>主な定量的指標である、政策への貢献（期待）度、労働安全衛生関係法令等の制定、改正等への貢献件数及び安全衛生技術講演会の有意義度は、それぞれ所期の目標を上回る成果が得られている。また、外部評価結果は、所期の目標を達成している。</p> <p>なお、質的な成果として、労働安全衛生上の課題に対応した研究を実施するに当たっては、厚生労働省等と協議を行うことにより、労働安全衛生行政の推進及び労働災害の減少施策に貢献するという重要な役割を着実に果たしている。</p> <p>以上、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていることを踏まえ、Aと評価する。</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>労働安全衛生分野の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を生かし、労働安全衛生施策の企画・立案に</p>	<p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>機構が行う研究は、労働安全衛生分野の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を生かし、労働安全衛</p>	<p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進</p>	<p>・法令等の制定、改正等への貢献の件数は、50件以上とすること。</p> <p>・安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点2.0点以上の評価を得ること(3点(大変有意義)、2点(有意義)、1点(あまり有意義ではない)、0点(有意義でない))。</p> <p><その他の指標> > なし</p>	<p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>プロジェクト研究は中期目標、中期計画に示された視点を踏まえ、合計13課題実施した。</p> <p>協働研究として労働安全衛生の総合的研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等と労災病院等の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究「行動災害防止に関する総合的研究」(労働安全衛生総合研究所(以下「安衛研」という。))と複数の労災病院等で協働)など合計2課題実施した。</p> <p>基盤的研究は年度計画から4課題増し、合計42課題を実施した。</p>	<p><課題と対応> —</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>貢献するものに重点化して行うこと。</p> <p>一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要があることから、行政課題を踏まえ、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。</p>	<p>生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。</p> <p>また、新たな政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する。</p>			<p>行政要請研究は安全衛生に関する研究を10課題実施した。</p> <p>労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するため、研究の開始前と研究実施期間終了後にも厚生労働省の政策担当部門と意見交換を8回（事前評価3課題、事後課題5課題）実施した。</p> <p>国の指針に基づき、令和6年度に研究が終了したプロジェクト研究、協働研究、行政要請研究の5課題について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会（以下「安衛研究部会」という。）で事後評価を受けた。その結果、安衛研究部会の評価結果の平均点は4.1であり、目標値（平均点3.5以上）を全ての課題で上回った。</p> <p>また、研究が終了した5課題については、厚生労働省からの評価結果については、1（非常に政策効果が期待できる）又は2（政策効果が期待できる）の判定を全ての研究（100%）で受けたことから、目標の80%を上回った。 （回収率：100.0% 5/5×100=100%）</p> <p>法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学技術的貢献の件数は、目標の10件に対し実績は15件であり、目標を大幅に上回った。</p> <p>令和7年度安全衛生技術講演会の講演終了後にアンケートによる有意義度調査を実施した結果、平均点は2.6点であり、目標値（平均点2.0点以上）を上回った。 （回収率：71.5% 176/246×100=71.5%）</p>		
<p>ア プロジェクト研究</p> <p>第14次労働災害防止計画で示された行政課題を踏まえ、以下の視点を踏まえた研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置</p>	<p>ア プロジェクト研究</p> <p>プロジェクト研究は、中期目標で示された以下の視点を踏まえ、別紙1に掲げる研究を推進する。</p> <p>なお、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果</p>	<p>ア プロジェクト研究</p> <p>令和7年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和7年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施する。</p>	<p><評価の視点></p> <p>・令和7年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和7年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施しているか。</p>	<p>ア プロジェクト研究</p> <p>中期目標、中期計画に明記された9つの視点を踏まえ、「令和7年度研究一覧」のIに掲げられた13課題の研究に重点化し計画どおり実施した。また、令和8年度開始予定の課題についても準備を行った。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>する研究。</p> <p>① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点</p> <p>② 労働者（中高年の女性を中心）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進の視点</p> <p>③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点</p> <p>④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点</p> <p>⑤ DXの進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点</p> <p>⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進の視点</p> <p>⑦ 労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>⑧ 化学物質等</p>	<p>が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。</p> <p>① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点</p> <p>② 労働者（中高年の女性を中心）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進の視点</p> <p>③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点</p> <p>④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点</p> <p>⑤ DXの進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点</p> <p>⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進の視点</p> <p>⑦ 労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>⑧ 化学物質等</p>			<p>①～⑨の視点に基づいて、以下の研究を実施した。</p> <p>○ 大型建設機械の安定設置に必要な地耐力に関する研究（令和7年度は研究最終年度） 大型移動式クレーンの転倒災害増加への懸念を解決すべく、機械を安全に設置するための安全確認手法（地盤調査法）や地盤を崩壊させないための地盤養生方法を明らかにする。</p> <p>○ 建設工事の施工段階に応じた災害発生リスクとその防止対策に関する研究（令和7年度は研究3年目） 施工時のみならず施工後のメンテナンス等も視野に入れた総合的な労働災害防止対策を確立するため、建設工事の調査・設計時における重篤な労働災害防止対策のあり方について、海外の事例調査等も含めて検討を行う。</p> <p>○ 化学物質の危険性情報の整備及びリスクアセスメントへの活用に関する研究（令和7年度は研究3年目） 化学物質の危険性に対するリスクアセスメントにおける危険性情報の位置付けを明確にし、リスクアセスメントの基盤となる危険性情報を整備するため、爆発・火災に至る現実的な事象の進展や最終的な影響を検討する際の具体的な方法を検討する。</p> <p>○ 絶縁体の帯電に起因する静電気災害対策の強化に関する研究（令和7年度は研究2年目） 産業現場で使用され静電気帯電・放電源となり得る各種絶縁体（容器、配管、粉体）に着目し、帯電メカニズムの解明、新たな方法による帯電・放電防止技術の開発、放電の着火危険性の調査を実施する。</p> <p>○ 次世代型クレーン等に使用されるロープ等の安全性評価（令和7年度は研究開始年度） 繊維ロープを使用するクレーンを「次世代型クレーン」と位置付け、繊維ロープの損傷のメカニズムなどを明らかにし、安全性の評価を行うとともに、「次世代型クレーン」でも使用が見込まれる樹脂シーブを対象にロープ等の疲労特性に及ぼす効果を明らかにする。</p> <p>○ 過重労働に関する睡眠と疲労回復機序に関する研究（令和7年度は研究3年目）</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点</p> <p>⑨ 化学物質対策における事業場の自律的な取組の促進の視点</p>	<p>の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点</p> <p>⑨ 化学物質対策における事業場の自律的な取組の促進の視点</p>			<p>労災復命書の解析から過労死等の新たなリスクファクターとして浮かび上がってきた早朝・不規則勤務に着目し、その影響を睡眠実験と現場調査のハイブリッドアプローチで検討する。加えて、40時間の断眠状態を過労状態の基準値として、他の様々な働き方における疲労度と比較して過重労働の重篤性を示す。</p> <p>○ 福祉用具を用いた介助作業における介助者および要介助者の対格差と腰部負担の関係（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>福祉用具を使用した移乗介助および移動介助における介護者と要介護者の体格差が、腰部の作業負担に及ぼす影響を明らかにすることを目的とし、福祉用具を用いた移乗・移動介助における体格差の判断基準を提案する。</p> <p>○ 熱中症予防に効果的な機器・用品の活用に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>熱中症予防に効果的な機器・用品の活用および普及を進めることを目的に、電動ファン付き作業服による有効暑熱環境域の作成、うち水インナーと電動ファン付き作業服の併用による有効暑熱環境域の作成、そして日射量が電動ファン付き作業服およびうち水インナーと電動ファン付き作業服の併用効果に及ぼす影響の評価、以上3つの課題を解決する。</p> <p>○ 高年齢労働者における身体的負荷の評価に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>高年齢労働者の働き方や仕事での身体的負荷の現状を明らかにするとともに、身体的負荷を可視化するための情報を生成することを目的とし、高年齢労働者が安全に働くため労働環境整備に資する基礎データの収集を目指す。</p> <p>○ 労働環境中化学物質のリアルタイム計測・濃度推定および状態変化に対応した捕集・分析に関する研究（令和7年度は研究最終年度）</p> <p>労働環境中に粒子として存在する化学物質ばく露による健康障害を防止するため、生体毒性評価に繋がる有効なばく露測定法及び評価法を検討する。</p> <p>○ 作業環境中の気中粗大粒子状物質の測定方法及び評価方法に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>これまでの研究や現場調査例の少ない粗大粒子によるばく露評価に焦点を当て、粗大粒子の測定法の開発・検証を実施し、その結果を現場での作業環境・ばく露測定に活用することを目的とする。</p> <p>○ 経皮ばく露による健康障害が懸念される産業化学物質の予測とそのばく露管理手法に関する研究（令和7年度は研究3年目）</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、機構においてロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。</p>	<p>プロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を研究課題の立案計画時から定期的に行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、それに向かって、いつまでも、どのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成し、機構のホームページ等で公表するとともに、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。</p>	<p>プロジェクト研究の実施に当たっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。</p> <p>また、研究終了時には厚生労働省の政策担当部門により評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受ける。</p>	<p>・プロジェクト研究の実施に当たって、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行っているか。</p> <p>・研究終了時には厚生労働省の政策担当部門によりアンケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受けているか。</p>	<p>「産業化学物質の経皮ばく露評価法モデルの確立」と「ハザードコミュニケーション情報の提供」を目指した現場応用に重きをおいた研究を展開し、産業化学物質の経皮ばく露による健康障害を予防するに資する情報を得ることを目的とする。</p> <p>○ 発がん等慢性疾患への関与が懸念される産業化学物質の把握と予防的アプローチに関する取組（令和7年度は研究2年目）</p> <p>GHS分類における「生殖細胞変異原性」及び「発がん性」の未分類物質約2,400物質を対象に、in silico、及びin vitro手法を用いて絞り込むなど、GHS未分類項目の区分決定の加速を促し、化学物質の自律的な管理に参考となる情報を提供することを目的とする。</p> <p>プロジェクト研究の実施に当たっては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行った上で、研究課題・テーマを設定した。また、意見交換を踏まえ、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会での評価を経て、外部評価である安衛研究部会における評価を受けた上で、研究を開始した。研究の実施中（必要に応じて）や研究の実施後も、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を延べ14回（事前評価3課題、事後評価2課題、中間評価9課題）行い、ロードマップの進捗状況の確認や、研究結果における政策への貢献度の検証も行っている。</p> <p>さらに令和6年度に研究が終了したプロジェクト研究について、厚生労働省の政策担当部門より「非常に政策効果が期待できる」又は「政策効果が期待できる」とのアンケート評価を全ての研究で受けるとともに、内部評価委員会及び安衛研究部会を開催し、安衛研究部会では外部有識者から職場環境の改善に有益な研究成果も得られており、今後の研究の発展に期待するとして、平均4.1点（目標3.5点以上）という研究成果の評価を受けた。</p> <p>評価の高かった主な研究は以下のとおり。</p> <p>○ 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発（4.6点）</p> <p>【研究概要】</p> <p>クレーン等の荷役機械で使用されるワイヤロープの破断事故を未然に防止するため、現行の廃棄基準に代わる、より定量的かつ高信頼な寿命予測手法の構築を目的とした。新たに開発した往復駆動型ワイヤロープ疲労試験機を用い、クレーンの稼働実態を模擬した変動荷重下でS曲げおよびU曲げ疲労試験（注1）を実施し、荷重履歴と破断寿命の関係について詳細に分析したほか、ワイヤロープ内部の損傷を非破壊で評価する手法として、漏洩磁束法（注2）を用いた検出器による実験を実施した。</p> <p>【得られた知見】</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>ワイヤロープへの累積損傷度と寿命との関係は線形累積損傷則（注3）で整理することができ、損傷度0.7程度を交換の目安とすることで十分な安全性が確保できる可能性を示した。また、ワイヤロープの荷重履歴データと漏洩磁束法による非破壊検査データを組み合わせることで、従来よりも客観的かつ信頼性の高い寿命・残存強度評価および交換時期の推定が可能となることを示した。</p> <p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレーンメーカー、クレーン協会と協力して研究成果を社会に反映していただきたい。 ・ワイヤロープの寿命について、テスターを用いた実験やシミュレーションにより予測を可能としている点は非常に評価できる。 ・変動荷重を受けるワイヤロープの寿命予測手法を開発した点は高く評価できる。クレーンにおいて、ロープ荷重のロガー機能とデータ通信が普及しつつあることから、ワイヤロープの破断寿命及び交換時期の推定に大いに貢献する成果が得られている。 <p>【研究成果】</p> <p>サブテーマの1つ「変動荷重下におけるワイヤロープの疲労累積損傷評価」の結果がISO 16625:2025 “クレーンとホイスト：ワイヤロープ、ドラム及びシーブの選定”、JIS、クレーン協会の規格に反映され、行政・社会的に貢献している。</p> <p>注1）S曲げおよびU曲げ疲労試験とは、ワイヤロープが2つのシーブ（ワイヤロープ等を通すための滑車）を使い”S”または”U”の字になるように曲げられている状態で往復運動することにより行う疲労試験。</p> <p>注2）漏洩磁束法とは、鉄鋼材料中のきず（割れ、腐食、断線等）を検出する非破壊検査法の一つ。ワイヤロープの場合は断線すると、磁化したときに断線した箇所磁束が乱れる（漏洩する）ので、それを検出することで断線を検出することができる。</p> <p>注3）線形累積損傷則とは、ある応力σ_iでの部材の疲労寿命がN_iで与えられるとき、繰返し数n_iの時点における疲労損傷がn_i/N_iで表され、$\sum n_i/N_i=1$で破壊するという考え方。</p> <p>○ 腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究（3.7点）</p> <p>【研究概要】</p> <p>重量物の取り扱いが腰痛発生のリスク要因と考えられるが、国内において、既存の体重に対する割合での重量制限の有用性を含め、取り扱い重量が腰痛及び腰部負担に及ぼす影響について体系的に検討した研究はなかった。そこで、重量値と腰痛・腰部負担との関係を体系的に検討し、日本人の腰痛予防に有用な最大重量値を明らかにすることを目的とした、疫学調査および生体力学的実験を実施した。</p> <p>【得られた知見】</p> <p>体重に対する割合による重量制限では、腰痛を十分に予防できない結果が得られた。こ</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>また、プロジェクト研究の研究課題・テーマは毎年度策定する年度計画に掲載する。</p> <p>なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化等により早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施する。</p>	<p>令和8年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度を十分検討す</p>	<p>・令和8年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度を十分検討して</p>	<p>の結果は、厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」の改訂が必要であることを示唆した。</p> <p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰痛に対するリスクが、取り扱う重量が一定以上から増えていることは重要な知見である。 ・日本人の最大重量値の目安を得たのみならず、体重に対する割合での重量制限は腰痛を十分に予防できないことも明らかにしており、目的を十分達していると評価できる。 ・有用な成果が得られているため、今後、実務を阻害することなく、どのように社会に実装していくかに期待する。 <p>【研究成果】</p> <p>本研究結果が日本産業規格JIS Z8505-1 “人間工学—手作業による取扱い—第1部：持ち上げ、持ち下げ及び運搬”に反映され、行政・社会的に貢献している。</p> <p>令和8年度開始予定のプロジェクト研究については、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、具体的かつ明確な目標設定、ロードマップの作成を行うとともに機構において、内部評価委員会及び安衛研究部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、内容を検討した。</p> <p>(令和8年度開始予定のプロジェクト研究課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 氷・雪に起因するすべり転倒防止に関する研究 ○ トラック運送業の過重労働対策支援と有効性に関する調査研究 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
イ 協働研究 研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する研究、化学物質による健康障	イ 協働研究 第4期中期計画では、労働安全衛生総合研究所が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究を実施してきたところであ	る。 また、研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開する。 なお、年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整し、機動的に実施する。 イ 協働研究 協働研究については、更なる統合効果を発揮するため、協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和7年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施する。	いるか。 ・研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開しているか。 ・年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整し、機動的に実施しているか。 ・協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和7年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施しているか。	各研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページで公開している。 社会的要請の変化等に基づき早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題は発生しなかった。 イ 協働研究 令和7年度は、「協働研究規程」に則り、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマにつき重点化し、年度計画の「令和7年度研究一覧」のⅡで定められている2課題を設定し、実施している。令和7年度の進捗状況は以下のとおり。 ○ 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究 「先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究」（令和7年度は研究開始年度） 化学物質により誘発される職業性肺疾患について、1細胞解像度（注1）により職業性肺疾患の発症-進展機序を理解することを目的とし、令和7年度から研究を開始した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>害の予防及びばく露評価に関する研究等、機構が有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。</p>	<p>るが、機構では、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等も有していることから、第5期中期計画においては、労働安全衛生総合研究所と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。</p> <p>研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくものを設定する。</p>			<p>本研究は2つの異なる先進医学解析技術を用いたテーマから構成され、令和7年度の研究の進捗は以下のとおり。</p> <p>①化学物質ばく露により誘発された職業性肺疾患-臨床サンプル（労災病院で外科的切除等によりサンプリングされた臨床サンプル）等を用いて、1細胞解像度レベルでの空間オミクス解析（注2）による包括的データベース（職業性疾患-空間アトラス（注3））構築</p> <p>・岡山労災病院から提供された試料（ホルマリン固定パラフィンブロック）を用いて、RNAの品質確認を実施した。</p> <p>②日本人由来iPS細胞から分化誘導させた肺臓器構成細胞の特殊培養プラットフォームによる組織のin vitro再構築及び新規評価手法の開発（アセンブロイド開発（注4））</p> <p>・気道上皮及び肺胞上皮由来のオルガノイドが混在する条件に対して、線維芽細胞を加えた培養条件の確立を目指し、開発を進めた。</p> <p>注1）1細胞解像度とは、組織や個体を構成する個々の細胞を区別して解析する技術・状態を指す。</p> <p>注2）空間オミクス解析とは、組織切片上で細胞「位置情報」を維持したまま、遺伝子やタンパク質の発現（オミクス情報）を網羅的に計測する技術。</p> <p>注3）空間アトラスとは、組織や臓器内の細胞配置、遺伝子発現、タンパク質などの情報を3次元的な位置情報とともに詳細にマッピングしたもの。</p> <p>注4）アセンブロイド開発とは、ヒト幹細胞から作製した複数の「脳領域特異的オルガノイド」や細胞群を培養皿上で融合・結合させ、より複雑で機能的な立体組織を創出する技術。</p> <p>○ 行動災害防止に関する総合的研究について—小売業、社会福祉施設における転倒予防と被害軽減策の検討</p> <p>（ア） 「小売業と社会福祉施設における転倒防止に関する研究」（令和7年度は研究3年目）</p> <p>小売業と社会福祉施設の転倒災害の発生防止を目的として、安全管理、作業者のスキル、作業環境の観点から令和5年度から研究を開始した。</p> <p>令和7年度の研究の進捗は以下のとおり。</p> <p>・すべりリスク簡易評価手法に関して、小売業と社会福祉施設で用いられるような市販靴を対象として63足を選定し、それらの靴底の3次元形状の測定と平滑ステンレス鋼板上のすべりやすい条件における摩擦係数の測定を行い、摩擦係数と形状パラメータの関係を調査した。</p> <p>・社会福祉施設における転倒防止のためのノンテクニカルスキルの調査に関して、介護労働者478名を対象に質問紙調査を実施し、介護労働者自身</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>また、機構内の労災病院以外の施設との協働研究を実施するための検討を行う。</p> <p>なお、年1回程度、協働研究協議会等を開催し、協働研究に係る施設等の研究者間の交流を図る。</p>	<p>・機構内の労災病院以外の施設との協働研究を実施するための検討を行っているか。</p> <p>・年間1回程度、協働研究協議会、調査研究発表会等を開催し、協働研究等に係る施設等の基礎研究者と臨床研究者と</p>	<p>の転倒防止のための行動パターンを解析し分類した。</p> <p>(イ) 「頭部外傷と脳損傷等を伴う重篤な行動災害の予防と被害軽減に関する研究」(令和7年度は研究3年目)</p> <p>転倒発生後における外傷の予防策や被害軽減策を検討するため、特に頭部外傷と脳損傷等を伴う重篤な行動災害に着目し令和5年度から研究を開始した。</p> <p>令和7年度の研究の進捗は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭部保護具を装着した人体ダミーによる後方転倒実験を実施し、頭部保護具は直線衝撃を緩和する一方で、回転衝撃の低減効果は保護具の構造に依存することを明らかにした。 ・シミュレーション解析では、頭部保護具の三次元モデルを作成し、ダミー実験と同様の条件下で装着して転倒させた場合に、頭部衝撃が緩和されることを確認した。 ・ダミー実験では再現が困難な転倒時の頭部内部の応力分布についても解析を行い、実験結果を補完する有益な知見を得た。 <p>上記研究のほか、安衛研で「行動災害防止に関する研究体制強化のための検討会」を設立し、転倒・腰痛に関する研究を行っている研究者及び関連団体等のリストの取りまとめを行うとともに、各研究者が行っている研究活動について共有する機会を設けている。検討会には厚生労働省安全課、労働衛生課の担当者もオブザーバー参加している(令和7年12月16日開催)。</p> <p>また、令和9年度からの新たな協働研究の開始に向けて検討を開始している。</p> <p>行動災害分野及び産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換や研究者間の交流を図った。</p> <p>安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者(安衛研の研究者)と臨床研究者(労災病院等の医師等)との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。令和2年度からは、労災病院や産保センター職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研の業務内容の周知を図り、研究者間の更な</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>ウ 基盤研究</p> <p>国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。</p>	<p>ウ 基盤研究</p> <p>国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上さ</p>	<p>ウ 基盤研究</p> <p>労働安全衛生総合研究所において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な</p>	<p>の間で活発な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図っているか。</p> <p>・協働研究協議会等の開催や研究の進行等に際しては、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することを目指す。</p> <p>・労働安全衛生総合研究所において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な</p>	<p>る交流の促進も期待できることから、日本職業・災害医学会学術大会（以下「職災学会」という。）の中に当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った。内容は以下のとおり。</p> <p>令和7年11月2、3日に開催された第73回職災学会において、6課題の研究成果等について発表を行った。プログラムについては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 乾燥および湿潤氷面において耐滑性を有する靴底の探索 ② 化学物質の経皮ばく露対策と保護具選定の課題 ③ F344フラットにおける参加チタンナノ粒子吸入暴露によるじん肺病変 ④ 建築物の解体工事における外壁の倒壊防止対策に関する研究 ⑤ 病院事務局職員における過重労働防止と円滑な業務運営のための参加型職場環境改善支援ツールの開発 ⑥ シリカ粒子の細胞毒性を増強する粒子特性の解明 <p>令和7年度実施中の「先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究」について、令和7年5月12日、6月30日に安衛研及び外部協力機関の研究者と電子（WEB）会議システムを活用し、合同班会議を実施した。また、外部の共同研究者のラボで解析方法の検討を行う等、研究の質の向上に向けて取組を行った。</p> <p>「行動災害防止に関する総合的研究」についても、令和8年1月7日に労災病院の医師を安衛研に招聘し、意見交換会を実施した。</p>	<p>自己評価</p>	<p>主務大臣による評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	せるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌(ほう)芽的研究等を実施する。	研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌(ほう)芽的研究等として別紙1「令和7年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施する。	研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌(ほう)芽的研究等として別紙1「令和7年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施しているか。	<p>は研究3年目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職場における暴言およびその内容が労働者に与える影響についての実験的検証(令和7年度は研究3年目) ○ 粒子状物質の表面特性と毒性の関係性に関する研究(令和7年度は研究最終年度) ○ インジウム取り扱い作業における肺影響のコホート研究(令和7年度は研究最終年度) ○ わが国の化学物質管理を考慮に入れた職業小～細分類に関する検討(令和7年度は研究最終年度) ○ 混合有機溶剤の吸脱着と吸着材料の関係性に関する研究(令和7年度は研究最終年度) ○ 労働者における過敏性腸症候群の悪化にかかわる心理社会的要因および就労状況への影響(令和7年度は研究3年目) ○ 線虫を用いた産業化学物質の有害性評価試験法確立の試み-主に神経毒性について(令和7年度は研究最終年度) ○ 小型拡散サンプラーを用いた労働現場における保護器具の有効性評価手法の開発(令和7年度は研究最終年度) ○ 溶接ヒューム成分のリスク評価のための皮膚吸収性調査(令和7年度は研究最終年度) ○ 視覚的不注意が移動時の環境適応動作に与える影響-クロスリアリティ技術を用いた検討-(令和7年度は研究3年目) ○ 建設作業者の安全行動を促進する安全教育ツールの検証(令和7年度は研究2年目) ○ 感電災害の文献調査と統計分析およびその活用方法の検討(令和7年度は研究最終年度) ○ ウェアラブルデバイスと機械学習を用いた社会福祉施設の作業実態把握システムに関する基礎的検討(令和7年度は研究最終年度) ○ 自律移動ロボットの衝突防止方策の設計に関する基礎的研究(令和7年度は研究最終年度) ○ 歩行支援機器の運動学的分析と安全性・使用性の評価(令和7年度は研究最終年度) ○ 爆発圧力と静圧による容器破壊の差異(令和7年度は研究最終年度) ○ 質量分析法によるリスクアセスメント対象化合物の簡便な測定法の検討(令和7年度は研究2年目) ○ 化学防護手袋に関する透過性の簡易測定方法開発に向けた検討:経皮吸収物質含有製品を対象にした方法(令和7年度は研究最終年度) ○ 歩行動作の三次元計測に基づく転倒リスク推定手法の検討(令和7年度は研究最終年度) ○ 転倒災害のリスクと防止に対する労働者の意識(令和7年度は研究2年目) 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>エ 行政要請研究 厚生労働省か</p>	<p>エ 行政要請研究 厚生労働省か</p>	<p>エ 行政要請研究 厚生労働省か</p>	<p>・ 厚生労働省か</p>	<p>○ くさび足場の緊結部の緩みによる構造安定性に関する研究（令和7年度は研究2年目）</p> <p>○ 重量物取り扱いにおける筋力と腰部負荷の関係（令和7年度は研究2年目）</p> <p>○ 労働時間把握の正確さに関する認識についての検討（令和7年度は研究2年目）</p> <p>○ 労働環境空気中に存在する感作性物質の測定法に関する研究（令和7年度は研究2年目）</p> <p>○ 高等教育機関での安全教育のための環境整備に関する調査（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ 建物解体時に使用する足場の風荷重算定に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ フォークリフト使用における安全作業評価ツールの開発（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ 労働災害の季節性と地域性（令和7年度は研究開始・最終年度）</p> <p>○ テキストマイニング等を用いた化学物質による労働災害事例のデータベースの活用可能性に関する検討（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ 気中粒子の模擬生体溶液中での変質を評価するための分析方法の基礎的検討（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ 有機フッ素化合物の生殖発生毒性に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ 複合低周波音による振動感覚と不快感（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ 低濃度有機溶剤蒸気の測定に向けた固体捕集剤の適用に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ 極性変化および衝撃波を伴う火花放電特性の解明に関する基礎的研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ 小型火花点火試験装置による双極性除電器の異常放電の着火危険性評価（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ ゼブラフィッシュを用いた産業化学物質の多臓器にわたる毒性の迅速評価法の確立（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>○ 皮膚吸収性を持つ芳香族アミン類の共培養系を用いた毒性評価系構築と発がん予測バイオマーカーの探索（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切に研究を実施している。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を安衛研の内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。</p> <p>エ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省から要請を受けた以下の10課題について調査研究を実施した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
らの要請等に基づく、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。	らの要請等に基づく、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を的確に実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。	らの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。	らの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施しているか。 ・研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めているか。	<p>【新規】</p> <p>① 熱中症リスクアラート型ウェアラブルデバイスの暑熱環境依存評価（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>② 特定化学物質に係る特殊健診の有所見率の要因把握に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>③ 皮膚吸収性有害物質に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>④ 荷役作業時における場の管理者による労働災害防止対策に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>⑤ 防爆構造電気機械器具の型式検定の斉一的実施・効果的運用に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>⑥ 化学物質に起因する爆発・火災等の労働災害の原因分析に関する研究（令和7年度は研究開始年度）</p> <p>【継続】</p> <p>⑦ 交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究（令和7年度は最終年度）</p> <p>⑧ 高齢労働者に係る死亡災害の発生要因と傾向の分析（令和7年度は研究3年目）</p> <p>⑨ ICT技術を活用した車両系荷役運搬機械の自律制御・遠隔操作の安全対策に関する研究（令和7年度は研究2年目）</p> <p>⑩ 業務発注時の安全衛生活動実施に係る要件定義に関する調査研究（令和7年度は研究2年目）</p>		
<p>調査研究の終了した2課題については、成果の取りまとめが終了したものから厚生労働省に報告した。</p> <p>厚生労働省の政策担当部門とは、研究開始から行政施策への反映まで、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング 2 実施の可否及び担当研究員を調整 3 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討 4 研究開始（※必要に応じて厚生労働省と意見交換） 5 研究結果を厚生労働省に報告し、喫緊の行政課題解決に活用 <p>活用例は以下のとおり。</p> <p>○ 「建設工事における重量物の支持を行う仮設物の安全対策に関する研究」 令和5年に発生した東京都における鉄骨落下災害について、鉄骨（重量物）の支持を行う仮設物の施工方法や強度に問題があったことが疑われた。重量物を支持する仮</p>						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>オ 労災疾病等研究</p> <p>労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。</p> <p>① 職業性疾病等の原因、診断及び治療</p>	<p>オ 労災疾病等研究</p> <p>中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、次のとおり取り組む。</p> <p>① 職業性疾病等の原因、診断及び治療</p> <p>被災労働者の早期の職場復帰を促進するた</p>	<p>オ 労災疾病等研究</p> <p>中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。</p> <p>研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行う。</p>	<p>・中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受けているか。</p> <p>・研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行っているか。</p>	<p>設物については、現行の安全衛生法令において特段の規制はされていない。そこで、重量物を支持する仮設物の施工方法や強度の考え方等の安全対策について調査を行い、仮設物の崩壊・倒壊防止対策を検討した。本研究の成果をまとめた報告書を厚生労働省安全課へ提出し、これに基づき、労働局及び関係団体宛に通達「建築物の梁等の鉄骨部材等を仮支えする仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項について（基安発 0310 第2号，令和8年3月10日）」が発出された。</p> <p>令和8年度の開始に向けて、行政要請研究8課題、厚生労働科学研究費課題1課題について、厚生労働省と協議を行った（令和7年11月20日、その他、課題ごとの打合せあり）。</p> <p>オ 労災疾病等研究</p> <p>労災疾病等研究については、中期目標に示された3領域の研究・開発、普及を実施した。令和8年1月16日に業績評価委員会医学研究評価部会（以下「医学研究部会」という。）を開催し、研究・開発中の7テーマの研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関しての中間評価を受け承認された。</p> <p>協働研究「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」テーマにおいて、労災疾病等研究「アスベスト」テーマの研究者等が研究に参加し連携を図っている。</p> <p>① 職業性疾病等の原因、診断及び治療</p> <p>○ 「脊柱靭帯骨化症」テーマ（令和7年度は研究・開発3年目）</p> <p>「勤労者世代に多い脊柱靭帯骨化症の手術治療成績向上と動物モデル確立による新規予防的治療法の探索」として、大阪労災病院だけでなく共同研究機関である大阪大</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
② 労働者の健康支援	<p>め、職業性疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。</p> <p>② 労働者の健康支援 職業生活の長期化に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。</p>			<p>学整形外科関連施設における頸椎後縦靭帯骨化症の手術症例をデータベース化し、症例に応じた至適な術式選択基準の確立や手術成績予測モデル、合併症予測モデルの開発を目指しており、令和7年度は登録された手術データ1,010症例から欠損データを排除し384症例の解析を進めた。</p> <p>また、脊柱靭帯骨化症の発症メカニズムの解明や予防、治療法の開発に貢献するため、脊柱靭帯骨化症の動物モデルの開発を進めている。令和7年度は、腱細胞における脊柱靭帯骨化症の病態とされる内軟骨骨化を生じさせる遺伝子（RSP02）が腱内の直接骨化及び内軟骨性骨化にどのような役割を担うか検証を進めた。</p> <p>○ 「高齢労働者の転倒災害」テーマ（令和7年度は研究・開発2年目） 高齢労働者が増えている中、職場の健康・安全を守るために「働いている人の転倒災害対策」に焦点を絞って「高齢労働者を対象とした転倒および転倒関連傷害ハイリスク者の簡易スクリーニング法の研究開発」と「高齢者のフレイル予防の観点からの転倒関連傷害の新規対策法の研究開発」に取り組むこととしている。 令和7年度は、労働者の転倒・骨折リスクの研究として、大阪労災病院、東北労災病院、横浜労災病院及び関西労災病院において整形外科受診者199名及び人間ドック受診者358名の登録を進めた。また、高齢者のフレイル予防のためのプレバイオティクス開発として、共同研究機関である大阪大学においてマウスを用いた基礎研究を進めた。</p> <p>② 労働者の健康支援</p> <p>○ 「勤労女性の妊娠時の食・生活習慣」テーマ（令和7年度は研究・開発3年目） 働きながらの妊娠・分娩、さらに産後のスムーズな社会復帰のため、周産期における生活習慣、特に食習慣について、食のタイミングを考える時間栄養学的に調査することで、妊婦の健康や体重管理、さらには出生児の体重との関連について検討することとしている。令和7年度は中国労災病院において216症例まで登録が終了し、今後は解析を行い、論文化を進めることとしている。 また、共同研究機関である広島大学において実施している妊娠期鉄欠乏モデルマウスを使った基礎研究では、非妊娠期における鉄欠乏マウスにおける鉄接種タイミングについても同時に実験を行い、効果的な鉄接種タイミングの検討を進めた。</p> <p>○ 「高血圧性心疾患」テーマ（令和7年度は研究・開発開始2年目） 「左室駆出率が低下した心不全を呈する高血圧性心疾患に関連するバイオマーカーの同定と早期診断・治療戦略の開発」として、心不全を発症した高血圧患者において特定の遺伝子が心機能低下に関与するのか、横浜労災病院において症例収集を行い共同研究機関である東京科学大学においてゲノム解析とエピゲノム解析を行うこととし</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p> <p>なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災保険指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。</p>	<p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p> <p>被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。</p>			<p>ている。</p> <p>令和7年度は症例集積拡大のため除外基準を見直し、分担研究施設として関東労災を加えた。</p> <p>○ 「脂肪性膵疾患」テーマ（令和7年度は研究・開発開始年度）</p> <p>膵臓に脂肪が蓄積する新たな病態として注目され、メタボリック症候群だけでなく、膵がんとの関係も指摘されている脂肪性膵疾患（Steatotic Pancreas Disease）の病態を明らかにし、簡便で明瞭な診断法を創出・提案し、治療介入の方策を探り脂肪性膵疾患に対する診療の重要性を明らかにすることを目的としている。令和7年5月から研究開始し、関東労災病院、横浜労災病院、関西労災病院、大阪労災病院及び自治医科大学附属さいたま医療センターにおいて対象症例の登録を進めた。</p> <p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p> <p>○ 「アスベスト」テーマ（令和7年度は研究・開発3年目）</p> <p>良性石綿胸水は早期胸膜中皮腫との鑑別のため胸膜生検される疾病であるが、中皮腫でなかったことから診断後の経過観察が十分に行われず、びまん性胸膜肥厚化して著しい呼吸機能障害を来しても労災認定されない例が多々あるため、診療情報や過去の研究データを用い、どのような症例がびまん性胸膜肥厚化するのか、臓側胸膜の線維化要因を検討することとしており、令和7年度までに155症例を収集した。</p> <p>また、平成30年度から令和3年度に実施した研究で開発した良性石綿胸水の診断基準が妥当であるかどうか、本研究では新たに良性石綿胸水と診断された症例について前向きな検討を行うこととし、令和7年度までに31症例を収集した。今後は解析を行い、論文を進めることとしている。</p> <p>○ 「じん肺」テーマ（令和7年度は研究・開発3年目）</p> <p>じん肺における胸部画像の診断については、熟練した診断医の眼で行われているのが現状であるが、より客観的な判断方法が求められており、じん肺と診断された患者の胸部画像について深層学習をはじめとするAI技術を用いて解析し、作成したプログラムが診断等に有効であるか検証することとしている。令和7年度は、前年度までに収集した10,071症例に加えて1,000症例程度を追加学習させた。結果については今後論文を進める予定としている。</p> <p>また、平成30年度から令和3年度に実施した間質性肺炎・間質性肺病変の合併率調査から5年が経ち、長期の予後観察が可能となったことから、再度間質性肺炎・間質性肺病変を合併したじん肺の予後について検討し、令和7年度は昨年度確認した100症例中誘因のない急性増悪は1例であったことについて論文投稿を行った。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>力 過労死等に関する調査研究等</p> <p>「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)を踏まえ、労働安全衛生総合研究所内に設置した過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。</p> <p>過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施すること。</p>	<p>力 過労死等に関する調査研究等</p> <p>過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)の第3の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施する。</p>	<p>力 過労死等に関する調査研究等</p> <p>過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)の第3の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施する。</p>	<p>・ 過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)の第3の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施しているか。</p>	<p>労災疾病等研究・開発については、労災病院ネットワークの活用はもとより、大阪大学、広島大学、神戸大学、川崎医科大学、北海道大学、東京科学大学、岩手医科大学、滋賀医科大学、産業医科大学、青山学院大学、自治医科大学、山口大学等の大学に加え、JCHO大阪病院、大阪急性期・総合医療センター等の労災指定医療機関の研究者との連携体制も構築しており、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。</p> <p>力 過労死等に関する調査研究等</p> <p>過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年7月30日閣議決定、令和6年8月2日変更)の第3の2に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「JILPT」という。)等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っている。</p> <p>令和7年度は、以下について実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過労死等事案の解析 <ul style="list-style-type: none"> ①～⑩の課題を実施している：①過労死等事案の経年変化解析、②業種・職種別の過労死等の特徴と分析結果活用、③脳・心臓疾患の過労死等事案における認定要件別の病態、④精神障害の労災認定事案におけるいじめ・暴力・ハラスメント、⑤精神障害事案における精神医学的視点からみた自殺事案の解析、⑥精神障害事案における産業医等の関与、⑦精神障害の過労死等認定事案における職場の支援、⑧道路貨物運送業における支給決定された精神障害事案、⑨トラック運送業における運行パターン、⑩労働法学・社会学的分析(管理職位者の業務の過重負荷、心理的負荷となる出来事)。 ○ 疫学研究 <ul style="list-style-type: none"> コホート研究について、ストレスチェックの高ストレス判定に着目した前向き関連の研究報告を第36回日本疫学会学術総会(令和8年1月28～31日)にて発表した。 現場介入研究について、既存データの論文化、トラックドライバーの精神障害事案、過重労働の特徴を探るための介入調査により得られたデータの分析を実施している。また、持上げ・運搬の重量値と腰痛との関係を探るため、建設業労働者のコミュニケーション改善調査データ等を取得した。 ○ 実験研究 <ul style="list-style-type: none"> 過重労働による心血管系に関する研究では、高齢者を対象にした勤務中の心血管系負担の軽減策を検討するための実験を行った。また、体力科学について、安衛研での 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>キ 放射線に関する調査研究等</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を</p>	<p>キ 放射線に関する調査研究等</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を</p>	<p>本調査研究に当たっては、個人情報の保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努める。</p> <p>キ 放射線に関する調査研究等</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を</p>	<p>・本調査研究に当たっては、個人情報の保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努めているか。</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を</p>	<p>実験と委託先でのフィジカルフィットネス・メンタルフィットネスと健康との関連を調べるための追跡調査を実施している。</p> <p>○ 対策実装研究</p> <p>過労死等の防止対策実装研究5つのアクションの実施、追加アクション（多様な人材や高齢介護サービス業等）の検討を行うとともに、日本産業衛生学会全国協議会の自由集会（令和7年11月29日）にて発表した。</p> <p>○ 専用ポータルサイト</p> <p>月例編集会議を踏まえ更新等対応している。</p> <p>過労死等に関する調査研究において、当該研究関係者については、個人情報保護法等の関係法令、関係規程及び指針等に基づく取扱いを行うことはもとより、いかなる場合においても個人情報は漏らさないとした誓約書を厚生労働大臣宛て提出しているほか、研究に活用している労災調査復命書は、研究関係者以外は閲覧できないようにセキュリティ管理された保管庫で管理する等、厳格に取り扱っている。</p> <p>過労死等に関する調査研究については、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について密な連携を図るため、令和7年度は計16回の会議等を実施した。</p> <p>さらに、総務省からの委託研究である「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」に取り組み、既に解析を行った平成22～令和4年度（13年間）の公務上事案に、令和5年度に公務上と判断された86件を加えて解析するとともに、令和4年度から令和5年度の公務外事案（264件）のデータベースを作成し、過労死等の実態の多角的な把握とその防止対策について報告書を提出することにより、総務省の行政施策に貢献した。</p> <p>キ 放射線に関する調査研究等</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者約2万人を対象とした放射線による健康影響の有無などについての疫学研究及び長期的健康管理事業が国の施策として平成26年度から行われている。</p> <p>令和6年度からは、労災疾病臨床研究事業費補助金研究の指定型研究として厚生労働省から機構が指定され、令和7年度は、5年間の会計年度の2年目として安衛研において研究を実施している。</p> <p>当該研究は、緊急作業従事者を生涯（数十年以上）にわたって追跡し、健康状態を調査する研究である。このため、統括研究機関を安衛研とし、共同研究機関として公益財団法人放</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施すること。</p>	<p>行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施する。</p> <p>上記ア～キの実施に当たっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに</p>	<p>行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施する。</p> <p>上記ア～キの実施に当たっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに</p>	<p>行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施しているか。</p> <p>・必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中</p>	<p>放射線影響研究所、産業医科大学、金沢医科大学、量子科学技術研究開発機構等の他の研究機関と専門分野に応じた役割分担を行い、必要な連絡調整を行いながら、研究を実施している。</p> <p>なお、平成26年度から平成30年度まで当該研究は公益財団法人放射線影響研究所で行われていたことから、当該研究データ等の引き渡しを受け、それらを活用して研究を行っている。</p> <p>令和7年度に実施した主な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多項目健診（診察、身体測定、生理学検査、腫瘍マーカー、甲状腺機能検査等を含む血液検査、尿検査、検便、また胸部X線検査、腹部超音波検査・胃がん検査等の画像検査）を1,680名に実施した。令和6年度から基本健診は多項目健診に内包されている。 ・令和7年3月の研究班会議において、がん登録等の推進に関する法律（第17条）の適用を受け、不同意を示したものを除く全緊急作業従事者のがん罹患情報の利用が可能であることを報告した。研究開始後の5年間（第1期）の健診受診者5,661名を対象として、緊急被ばく時の放射線量と血液細胞数との関連について解析した結果、他の細胞種に比べ、好酸球数が放射線量10mSv当たり1.3%の有意な減少が認められたことから、放射線被ばくに対する感受性は血液細胞種によって異なる可能性があることが報告された。 ・緊急作業従事者を対象に健康管理等に役立てていただくため、医師、保健師等が対応する電話やメール、対面等による相談窓口を設けており、令和7年度末時点では全体で254名、延べ1,187件の相談を受け付けた。そのうち、事務的な照会744件を除いた健康管理に関する相談441件の内訳は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> a. 健康相談（健康状態と被ばくの関係、労災の適用可能性など） 43件 b. 保健指導（健康診断結果に基づく保健指導など） 48件 c. 長期的健康管理の制度について 147件 d. その他 203件 ・協働研究は本部研究と位置付け、機構本部主導で外部の研究機関との連絡調整を行っている。例えば協働研究「先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究」については、岐阜大学の准教授と共同でマイクロミニピッグを用いて有機粉じんを気管支内に投与するなど、必要に応じて外部機関と役割分担しながら研究に取り組んでいる。また、当該研究を発展させ、外部資金も活用しながら、疾患特異的な細胞集団を探索するチャレンジングな研究の実施を予定している。 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	に、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジな研究の実施に配慮する。	に、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジな研究の実施に配慮する。 なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。	長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジな研究の実施に配慮しているか。 ・研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努めているか。	<p>・開発した機器等は、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけを通じて、広く普及されるよう努めている。保有登録特許件数は令和7年度末時点で18件である。安衛研で開発し特許を取得した機器の例は以下のとおり。</p> <p>○ 特許を取得した機器の例 土砂遮断構造物の強度試験方法及び強度試験装置</p> <p>【特出すべき研究】</p> <p>(1) 研究課題名 プロジェクト研究「吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発」（令和3年度から令和6年度まで実施）</p> <p>(2) 研究概要 本研究では、2種類のワイヤロープの状態に対して寿命予測の手法を確立する。</p> <p>1) 荷重履歴が明確であるワイヤロープ（サブテーマ1） 2) 荷重履歴が不明であるワイヤロープ（サブテーマ2）</p> <p>（サブテーマ1）変動荷重下におけるワイヤロープの疲労累積損傷評価 これまでの研究で、一定の応力振幅の元では両対数グラフ状で応力振幅と破断までの繰り返し数の間に比例関係があることが明らかになっていたが、例えば実機クレーンの場合、吊り荷の重さは吊り荷ごとに異なることから、ワイヤロープに作用する応力振幅は一定ではない。したがって、余寿命評価を行うためには応力振幅が変動する状況下で疲労試験を行い、累積損傷則が成立することを確認する必要がある。</p> <p>サブテーマ1ではクレーン用ワイヤロープについて、サイクルごとに張力を変動させた疲労試験を行い、累積損傷則を確認し、余寿命・残存強度を予測するための式を確立する。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(サブテーマ2) ワイヤロープ損傷検出による寿命および残存強度予測</p> <p>現在生産されている大型の移動式クレーン等では、作業及び荷重型などの数値を保存するロガー機能がついていることから、例えば吊り上げロープに作用した荷重などは記録を取ることができる。一方で、車両積載型クレーンなどにおいては、そこまでのロガー機能は搭載されていない。したがって、荷重の記録が不明である。</p> <p>サブテーマ2では、こうしたワイヤロープにおいても、余寿命の評価を行う仕組みを構築する。</p> <p>(3) 得られた知見</p> <p>(サブテーマ1) ワイヤロープの曲げ試験を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に変動荷重による曲げ試験を行えるよう試験機の開発から試験の実施方法までの確立 ・ワイヤロープのランダム荷重、実機の履歴を活用した荷重試験等から、疲労に支配的な環境であれば、累積損傷則が成立することを確認 <p>(サブテーマ2) テスター信号等の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤロープ試験中のテスター信号等の取得を実現 ・信号処理、CTによる内部破断状況の観察等から損傷を評価する手法を確立 <p>(サブテーマ2) ワイヤロープの有限要素モデルの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断線寿命、高応力箇所と破断面の調査からモデルの妥当性を確認 <p>(4) 研究成果</p> <p>[原著論文]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緒方公俊, 山口篤志, 山際謙太, 佐々木哲也, 泉聡志(2022) 素線形状の定式化によるワイヤロープ断面内の断線位置推定手法の提案. 日本機械学会論文集, Vol. 88, No. 908, DOI: 10.1299/transjsme.22-00038. ・緒方公俊, 山口篤志, 山際謙太, 佐々木哲也(2022) ロープ断面内の位置を考慮したIWRC 6×Fi (29) の素線断線評価. 労働安全衛生研究, Vol. 15, No. 2, pp.113-122. ・Masatoshi OGATA, Atsushi YAMAGUCHI, Kenta YAMAGIWA, Naoya KURAHASHI and Satoshi IZUMI (2024) Finite element modeling for single-twisted Fi(29) strand that reproduces strand stiffness and wire stress. Mechanical Engineering Journal, DOI: 10.1299/mej.24-00299. ・Masatoshi OGATA, Atsushi YAMAGUCHI, Naoya KURAHASHI, Kenta YAMAGIWA (2026) Statistical modelling of wire breakage progression and rope fatigue life considering tension history. Engineering Failure Analysis, Vol.186, Part A, DOI: 10.1016/j.engfailanal.2025.110476. <p>[国際学会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Masatoshi OGATA, Atsushi YAMAGUCHI, Naoya KURAHASHI, Kenta YAMAGIWA and 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(2) 研究の実施体制等の強化 ア 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。</p>	<p>(2) 研究の実施体制等の強化 ア 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、若手研究者の確保はもとより、人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる</p>	<p>(2) 研究の実施体制等の強化 ア 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、以下のとおり取り組む。</p>	<p>・労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、以下のとおり取り組んでいるか。</p>	<p>Satoshi IZUMI (2023) Consideration of wire fatigue mechanism of wire rope. The Advanced Technology in Experimental Mechanics and International DIC Society Joint Conference 2023, OS4-04-I22, no page description.</p> <p>・Masatoshi OGATA, Atsushi YAMAGUCHI, Naoya KURAHASHI, Kenta YAMAGIWA (2025), "New approach to identify wire breakage location in cross-section of steel wire ropes", 8th International Stuttgart Ropedays - Stuttgart, Germany, pp1-9.</p> <p>[ISO, JIS, クレーン協会の規格への貢献]</p> <p>・ISO 16625 Cranes and hoists - Selection of wire ropes, drums and sheaves</p> <p>・日本クレーン協会技術仕様書 JCA TS0501-2022 ワイヤロープのコッタ止めによる緊結方法</p> <p>・JIS B 8828 : 2025 クレーン-逸走防止等の装置</p> <p>・日本クレーン協会規格 JCAS 0101-2025 クレーン等の構造部分に使用する鋼材の基準</p> <p>・日本クレーン協会技術仕様書 JCA TS0101-2025 クレーン等構造用鋼材分類基準</p> <p>・JIS Z 2274:2024 金属材料の回転曲げ疲れ試験方法</p> <p>・ISO 23703:2022 Microbeam analysis - Guidelines for misorientation analysis to assess mechanical damage of austenitic stainless steel by electron backscatter diffraction (EBSD)</p>		
			<p>(2) 研究の実施体制等の強化</p> <p>研究試験を統括する理事を中心として、以下の事項を行うなど機構における労働安全衛生に係る研究・試験事業が機動的かつ機能的に実施できるよう、機構本部が総合的な企画調整を行った。</p> <p>・厚生労働省から要請のあった研究について、政策担当者から行政ニーズ等を確認し、研究員と厚生労働省との調整を図りながら行政要請研究（10課題）を実施した。</p> <p>・プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究については、研究員と厚生労働省の政策担当部門との調整を図り、意見交換を19回実施した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
イ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化	イ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化	イ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化	<p>① 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進める。</p> <p>② 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。</p> <p>③ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受け入れを行う。</p> <p>④ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。</p>	<p>・諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進めているか。</p> <p>・研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与しているか。</p> <p>・国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受け入れを行っているか。</p> <p>・国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行っているか。</p>	<p>諸大学との連携先について、東京電機大学、東京都市大学及び東邦大学と連携大学院協定を締結し、安衛研の研究員を連携准教授、客員教授等として協定先大学院に延べ7人の講師を派遣し、指導等を行った。</p> <p>過労死等に関する調査研究等の実施に当たっては、JILPTと連携して研究を行い、労働政策研究に係る学術交流について進めている。</p> <p>若手研究者等の育成に寄与するため、慶應義塾大学、東京女子大学、明治大学、東京大学、立教大学、早稲田大学等に非常勤講師として14名を派遣した。</p> <p>国内外の研究生の受け入れとして、東京理科大学、東京電機大学、東京大学、東京都市大学、横浜国立大学、東邦大学、成蹊大学、早稲田大学、職業能力開発総合大学校から研修生22人を受け入れている。</p> <p>国内外の諸機関の要請に応じた協力・支援として「化学物質の自律的管理のための適切な測定方法等検討委員会」、「高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」に委員として参加するとともに、ECOSOC Sub-Committee of Experts on the Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS専門家小委員会) に出席し、意見を述べるなど、国内外の機関の要請に応じた協力・支援を行っている。</p> <p>また、「高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」の検討結果を取りまとめた報告書が令和7年12月26日に公表された。</p> <p>国内外の労働安全衛生調査研究機関等との連携及び交流として、10th AOSHR I (Asia Occupational Safety and Health Research Institute) 会議に出席し、アジア各国のOSHR Iメンバーと研究情報交換などを行った(令和7年8月4~5日、クアラルンプール、マレーシア)。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																
				業務実績	自己評価																																	
を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。	を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。具体的には、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるよう、引き続き客員研究員やフェロー研究員の活用を進めるとともに、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度やその運用状況を把握するニーズが高まっていることを踏まえ、研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制の構築を推進する。	を図るため、下記のとおり、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。 ① フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。 ② 研究員の資質・能力の向上等を図るため外	・フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めているか。 ・研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の	<p>他の研究機関の第一線で活躍している研究者、あるいは労働安全衛生において著名な実績を持つ有識者を安衛研のフェロー研究員（45人）として任命し、これらの人脈を活用した相互交流、共同研究を行っている。</p> <p>○ 研究協力協定等に基づく国外の研究機関との交流 令和7年度末時点の締結状況は下表のとおり。</p> <p>・欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との研究協力協定締結状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>研究機関</th> <th>締結（再締結）年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ</td> <td>米国国立労働安全衛生研究所 (NIOSH)</td> <td>平成13年6月（令和6年9月）</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>英国安全衛生研究所 (HSL)</td> <td>平成13年11月（平成16年11月）</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所</td> <td>平成21年3月（令和3年10月）</td> </tr> <tr> <td>マレーシア</td> <td>マレーシア国立労働安全衛生研究所</td> <td>平成28年3月（令和6年11月）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">韓国</td> <td>国立釜慶大学校</td> <td>平成13年8月（令和7年2月）</td> </tr> <tr> <td>韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院</td> <td>平成13年11月（令和6年4月）</td> </tr> <tr> <td>国立忠北大学校</td> <td>平成20年3月（令和6年12月）</td> </tr> <tr> <td>韓国安全学会</td> <td>平成30年10月（令和6年5月）</td> </tr> <tr> <td>国立ソウル科学技術大学校</td> <td>平成14年9月（令和7年11月）</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学</td> <td>令和元年9月（令和7年10月）</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>ベトナム国立環境・衛生研究所 (NIOEH)</td> <td>令和6年8月</td> </tr> </tbody> </table> <p>韓国雇用労働部等、国外の労働安全衛生研究機関等からの研究員を受け入れてきた。</p> <p>研究員の派遣については、在外研究員派遣制度令和7年度においては2名の研究員を派遣した。 なお、令和8年度には当該派遣制度に基づき1名の研究員を派遣する予定となっている。</p>	国	研究機関	締結（再締結）年月	アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所 (NIOSH)	平成13年6月（令和6年9月）	イギリス	英国安全衛生研究所 (HSL)	平成13年11月（平成16年11月）	カナダ	ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所	平成21年3月（令和3年10月）	マレーシア	マレーシア国立労働安全衛生研究所	平成28年3月（令和6年11月）	韓国	国立釜慶大学校	平成13年8月（令和7年2月）	韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院	平成13年11月（令和6年4月）	国立忠北大学校	平成20年3月（令和6年12月）	韓国安全学会	平成30年10月（令和6年5月）	国立ソウル科学技術大学校	平成14年9月（令和7年11月）	ドイツ	ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	令和元年9月（令和7年10月）	ベトナム	ベトナム国立環境・衛生研究所 (NIOEH)	令和6年8月		
国	研究機関	締結（再締結）年月																																				
アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所 (NIOSH)	平成13年6月（令和6年9月）																																				
イギリス	英国安全衛生研究所 (HSL)	平成13年11月（平成16年11月）																																				
カナダ	ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所	平成21年3月（令和3年10月）																																				
マレーシア	マレーシア国立労働安全衛生研究所	平成28年3月（令和6年11月）																																				
韓国	国立釜慶大学校	平成13年8月（令和7年2月）																																				
	韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院	平成13年11月（令和6年4月）																																				
	国立忠北大学校	平成20年3月（令和6年12月）																																				
	韓国安全学会	平成30年10月（令和6年5月）																																				
	国立ソウル科学技術大学校	平成14年9月（令和7年11月）																																				
ドイツ	ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	令和元年9月（令和7年10月）																																				
ベトナム	ベトナム国立環境・衛生研究所 (NIOEH)	令和6年8月																																				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>ウ 自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。</p>	<p>ウ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携等の強化を図る。あわせて、関係業界団体等と連携した共同研究も積極的に推進する。</p>	<p>ウ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。あわせて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。</p> <p>また、「社会労働衛生研究グループ」において、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を行い、従来にも増して社会科学系の研究に強みを</p>	<p>大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき研究員を派遣しているか。</p> <p>・過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図っているか。</p> <p>・関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進しているか。</p> <p>・「社会労働衛生研究グループ」において、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を行い、従来にも増して社会科学系の研究に強みを有する</p>	<p>過労死等に関する調査研究において、JILPTの研究員が過労死等の事案解析に関し、労働者の人間関係等社会的側面に着目した解析を行うなど安衛研の研究者と連携・協力して取り組んでいる。</p> <p>「社会労働衛生研究グループ」において、国が定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で求められている過労死等に関する労働・社会分野の調査研究を過労死等防止調査研究センターと共同で実施し、研究成果は、過労死等の概要や政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況を国会に毎年報告を行う年次報告書として過労死等防止対策白書に反映されている。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>エ 化学物質の危険性及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険性、有害性及び予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施すること。</p>	<p>エ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険性、有害性及び予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施する。</p>	<p>有する他の機関等との連携を強化する。</p> <p>エ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、労働安全衛生総合研究所に設置した化学物質情報管理研究センター（以下「化学物質センター」という。）において、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を推進する。</p> <p>また、化学物質の自律的管理に係る改正法令が施行されたことを踏まえ、事業者に対する情報発信、GHS 分類・モデルSDS作成等の技術的側面からの支援を実施する。</p>	<p>他の機関等との連携を強化しているか。</p> <p>・中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、労働安全衛生総合研究所に設置した化学物質情報管理研究センター（以下「化学物質センター」という。）において、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を推進しているか。</p> <p>・化学物質の自律的管理に係る改正法令が施行されたことを踏まえ、事業者に対する情報発信、GHS 分類・モデル SDS 作成等の技術的側面からの支援を実施しているか。</p>	<p>「化学物質情報管理研究センター」において、中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を一元的に実施できるよう体制整備に取り組んでいる。当該センターを中核として化学物質関連の労働安全衛生研究を実施しているほか、行政政策の企画立案に貢献できるよう厚生労働省安全衛生部と密に連携していくため、月1回を目安に安衛研、機構本部及び厚生労働省安全衛生部との打ち合わせを実施した。</p> <p>化学物質の自律的な管理及び情報提供に関して必要な体制の整備、濃度基準値の制定に係る根拠資料の検討及び濃度基準値を現場で活用するために求められる測定方法の検討を行い、厚生労働省に情報提供した。両者を統合することで濃度基準値が設定制定された。専門家の少ない事業場をサポートするために行政が提案するリスク管理マニュアル作成において会議に参画し、海外の最新の情報や専門的知見による検討結果を導入して科学的・技術的側面から支えた。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>オ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備、活用等に取り組むこと。</p> <p>(3) 国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。</p>	<p>オ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備を行うとともに、勤労者に係る生活習慣病等の予防医療対策や両立支援等に関する研究、開発などの活用に取り組む。</p> <p>(3) 国際貢献、海外への発信 海外の制度やその運用状況が、国内の労働安全衛生施策の企画・立案に及ぼす影響を踏まえながら、労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。 このため、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛</p>	<p>オ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースについては、データベースの項目精査や精度管理を行うとともに、勤労者に係る生活習慣病等の予防医療対策や両立支援等に関する研究、開発などの活用に取り組む。</p> <p>(3) 国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすため、以下のとおり取り組む。</p>	<p>・予防医療、病職歴及び両立支援データベースについては、データベースの項目精査や精度管理を行うとともに、勤労者に係る生活習慣病等の予防医療対策や両立支援等に関する研究、開発などの活用に取り組んでいるか。</p> <p>(3) 国際貢献、海外への発信</p>	<p>予防医療データベース及び両立支援データベースについては引き続きデータの集積を進め、四半期ごとに精度管理を行い、研究利用を促進した。 病職歴データベースに集積したデータ等について、外部有識者による「入院患者病職歴調査統計処理専門委員会」を開催し、基本解析について検討した。また、当該委員会の活動結果を「入院患者病職歴調査基礎解析」として取りまとめ、機構ホームページに掲載した。</p> <p>(3) 国際貢献、海外への発信</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。</p>	<p>ア 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集する。</p> <p>また、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。</p>	<p>・効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集しているか。</p> <p>・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供しているか。</p>	<p>効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するための主な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・The University of Manchester及びHSE（英国保健安全執行部、Health and Safety Executiveの略）とデジタル技術による安全衛生の強化に関する意見交換を実施（令和7年6月4日）。 ・第48回国連GHS小委員会への参加（スイス（ジュネーブ）、令和7年7月7～9日）。 ・化学物質管理に係る専門家検討会に参加した（令和7年5月19日、7月16日、8月20日、9月29日、10月20日、11月13日、令和8年1月9日、1月30日、2月16日）。 ・国内外から収集した労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料等については、安衛研内の研究推進・国際センターにおいて整理し、その知見については大学等の講義や海外での講演等に活用することで、国内外に提供している。 ・濃度基準値の設定および皮膚等障害化学物質として新たに設定する物質の選定には、国内外の情報を収集し、内容を精査して活用している。とりまとめた内容は厚生労働省に提供し、厚生労働省のホームページや職場のあんぜんサイトに適宜公開される。 <p>海外の技術、制度等に関する情報提供は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EXPO大阪・関西万博で開催されたGISHW（Global Initiative for Safety, Health & Well-being、安衛研・中災防・産医大フォーラム、国際標準化フォーラム等）に参加した（令和7年7月16日～18日）。 ・AOSHRI（Asia Occupational Safety and Health Research Institute）会議に出席した（令和7年8月4日～6日）。 		
		<p>イ 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial</p>	<p>・最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial</p>	<p>国際学術誌「Industrial Health」を6回発行し、国内外の大学・研究機関等に配布した。</p> <p>和文学術誌「労働安全衛生研究」を2回刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>(4) 研究評価の厳正な実施と評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する</p>	<p>また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。</p> <p>(4) 研究評価の厳正な実施と評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する</p>	<p>Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</p> <p>ウ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。</p> <p>さらに、石綿等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。</p> <p>(4) 研究評価の厳正な実施と評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する</p>	<p>Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布しているか。</p> <p>・世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を推進しているか。</p> <p>・石綿等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努めているか。</p> <p>・研究評価の厳正な実施と評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する</p>	<p>令和5年7月26日にWHO労働衛生協力センターとして再指定された（指定期間は4年間）。今期の委託事項は次の2テーマであり、安衛研の研究者がそれぞれ担当している。</p> <p>① 医療従事者の労働安全衛生プログラムの開発と実施のためのWHOの取り組み能力構築支援</p> <p>② 顧みられない騒音の問題と騒音測定方法に関するWHO活動への情報提供</p> <p>関連して以下の活動を行っている。</p> <p>・第5回西太平洋地域WHO協力センター会議に研究員2名を派遣した（マニラ、令和7年11月4日～5日。）。</p> <p>独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）からの依頼を受け、マレーシア、インドネシア、ヨルダン、ジャマイカ行政官等の中央労働災害防止協会への研修協力として見学を受け入れた。</p> <p>(4) 研究評価の厳正な実施と評価結果の公表</p> <p>研究評価については「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、評価対象となる研究に精通した第三者による評価を安衛研究部会で厳格に実施した。また、令和7年度の評価結果は、研究業務に反映させるとともに、令和6年度の評価結果及びその研究業務への反映内容は報告書として取りまとめ、ホームページに公表した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳正に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p> <p>(5) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の安全及び健康に対する研究成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。</p> <p>ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用</p>	<p>大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳正に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。</p> <p>(5) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の安全及び健康に対する研究成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。</p> <p>ア 労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等から、専門</p>	<p>大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。</p> <p>(5) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。</p> <p>ア 労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等から、専門</p>	<p>大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表しているか。</p> <p>(5) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>ア 労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家</p>	<p>研究者が自身の研究に対する評価に納得感が得られるよう、安衛研究部会における評価の結果や評価委員のコメントを研究者にフィードバックすることで今後の研究活動に資するよう促すとともに、優秀な研究については、理事長表彰(令和7年10月7日実施)を行っている。</p> <p>また、研究者の裁量で研究計画が立案でき、将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究の位置づけである基盤的研究という枠組みで意欲的に挑戦できる機会の提供を行っているほか、研究者の希望に応じて機構内他施設の研究者等との協働を機構本部が仲介する等、新たなチャンスを提供できるようにしている。</p> <p>令和7年度は、プロジェクト研究(4課題)、協働研究(1課題)、行政要請研究(2課題)の事前及び事後評価を実施した。また、協働研究(2課題)の中間評価を実施した。</p> <p>(5) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>ア 労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応した。</p> <p>主な内容は以下のとおり。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
し、労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に積極的に貢献すること。	家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、中期目標期間中に50件以上の労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に貢献する。	家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に貢献する。	としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に貢献しているか。	<p>・過労死等の防止のための対策に関する大綱の第3の2に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、JILPT等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っており、過労死等事案の解析結果等が過労死等防止対策白書に掲載された。</p> <p>労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等実績は15件（目標値 10件、達成度 150.0%）であった。内容は以下のとおり。</p> <p>○ 制定、改正等を行った法令、通達等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」（令和7年厚生労働省告示第269号） ・「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（改正 令和7年10月8日技術上の指針公示第28号）の「別表1 物の種類別の試料採取方法及び分析方法」 ・「職場復帰の手引き（職員向け）」及び「国家公務員の心の健康の問題による長期病休者の円滑な職場復帰のための支援手法（担当者向けマニュアル）」（人事院令和7年5月23日） ・「トンネル発破作業の自動化・遠隔化技術の現状中間とりまとめ（案）」（国土交通省、令和7年4月1日公表） ・「建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項について」（令和8年3月10日付け基安発0310第1号・第2号） ・「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（機械の労働災害防止等関係）の施行について」（令和8年3月31日付け基安発0331第11号） ・「高齢者の労働災害防止のための指針について」（令和8年2月25日付け基安安発0225第2号） ・「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」（第3版、令和8年3月公表） ・「ISO 16092-2:2019 工作機械の安全性-プレス-」（規格制定日：令和7年3月25日、公開日：令和7年4月3日及び4月23日） ・「JIS B 8828:2025 クレーン-逸走防止等の装置-」（公開日：令和7年8月25日の本規格の審議で参考） ・「WES 2820:2026 圧力設備の供用適正評価方法-減肉評価」（日本溶接協会、令和8年3月1日改正） ・「8D BIM 安全衛生情報デジタルパッケージ」（仮設工業会、令和8年2月2日公開） ・「JIS T8165:2026 墜落制止用器具」（令和8年3月25日改正の本規格の審議で参考） ・「QS-250017-A 土砂崩壊の簡易危険検出システム」（国土交通省の新技术情報提供 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
イ 調査及び研究の成果並びにモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、労働者の安全及び健康に関する調査及び研究の成果については、安全衛生技術講演会等で広く周知すること。	イ 学会発表等の促進 ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。 ② プロジェクト研究をはじめとする研究の成	イ 学会発表等の促進 ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。 ② プロジェクト研究をはじめとする研究の成	・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進しているか。 ・プロジェクト研究をはじめとする研究の成果	システム(NETIS)に令和8年3月18日登録) ・「皮膚障害等防止用保護具ナレッジブック」(令和8年3月19日公表) イ 学会発表等の促進 労災疾病等研究の成果については、国内外の各種学会での発表、論文投稿等を行った。(学会発表:国内 20件、国外 2件、論文:国内 2件) 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表(WEBを含む。)、原著論文等の論文発表件数について、研究員ごとに目標を設定する等により積極的に推進し、令和7年度は口頭発表251件、論文発表183件、学会等における受賞32件であった。 なお、英文雑誌への投稿を促すための取組として、英文雑誌等の投稿に係る投稿料を予算的に支援するほか、安衛研内の研究評価において高い評価を与えるといったインセンティブを設けるなど、英文雑誌への投稿を積極的に促しており、令和7年度は英文雑誌への投稿件数67件(国内雑誌は24件)であった。 学会等における受賞例は以下のとおり。 ○ 「フッ化水素ガスでの表面改質による 無アルカリガラスの金属との摩擦電気低減効果」(2025年度 静電気学会賞 論文賞) 静電気学会誌に発表された優秀な論文の著者に対して静電気学会会長が表彰する制度。これまでの実績によると年間で1件が選定されている。 受賞対象となった論文は、表面改質による摩擦電気の高減効果を調べるため、静電気の発生量の変化を計測する方法を開発し、低減効果を明らかにした。この研究成果により、メカニズム解明や工業的応用が期待される。これらの点が高く評価された。 ○ 「シーブ上での繰り返し曲げを受けるIWRC 6×Fi(29)ワイヤロープの変動張力を考慮した損傷予測手法の提案」(日本機械学会2024年度年次大会 産業・化学機械と安全部門 部門一般表彰(論文)) 一般社団法人日本機械学会が主催する年次大会の産業・化学機械と安全部門が当該分野の学術・技術の発展に貢献した優れた研究を表彰する制度。 受賞対象となった研究は、任意の張力を負荷したワイヤロープがシーブ(滑車)を通過する回数と素線断線数との関係を専用の疲労試験機で実験的に取得し、張力の変化を考慮した素線断線数の進行予測手法を開発したものである。本手法によってワイヤロープ損傷の定量評価を期待できる点が高く評価された。 令和6年度に研究が終了したプロジェクト研究2課題について、広く関係労働安全衛生機関及び産業界へ研究成果を広報することを目的として、特別研究報告(SRR)を発行し、共同研究を行っている大学、業界団体等に送付した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p>果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関及び産業界へ研究成果の広報を図る。</p> <p>ウ 調査及び研究成果情報の発信</p> <p>① 労働者の安全及び健康に関する調査及び研究の成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載する。</p>	<p>果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関及び産業界へ研究成果の広報を図る。</p> <p>ウ 調査及び研究成果情報の発信</p> <p>① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。</p> <p>なお、労働安全衛生総合研究所においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営す</p>	<p>は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関及び産業界へ研究成果の広報を図っているか。</p> <p>・調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努めているか。</p> <p>・労働安全衛生総合研究所においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営す</p>	<p>また、プロジェクト研究をはじめとする研究の成果を安衛研ホームページで公開し、併せて安衛研メールマガジンにおいて厚生労働省、事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等に発信することで積極的な広報を行った。</p> <p>ウ 調査及び研究成果情報の発信</p> <p>労災疾病等研究の成果については、調査及び研究の成果等を公開している機構ホームページ内に掲載している。また、産保センターのメールマガジン（産業医、事業場労務担当者等が対象）、安衛研メールマガジン（事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等が対象）において労災疾病等研究成果等に係る広報を実施し、企業、個人等からの機構ホームページの記事引用依頼、研究内容の問い合わせ等に対応した。</p> <p>以下の調査及び研究の成果を安衛研ホームページに掲載するとともに、その際は国民に理解しやすく活用しやすいものになるよう努めたほか、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」（年6回発行） ・和文学術誌「労働安全衛生研究」（年2回発行） ・特別研究報告等の掲載論文 ・技術資料 等 <p>「Industrial Health」と「労働安全衛生研究」に掲載している論文全文を安衛研ホームページ及びJ-stage（化学技術情報発信・流通統合システム／独立行政法人科学技術振興機構）で公開した。</p> <p>令和7年度末時点で、YouTubeのJNIOOSHチャンネルにて実験動画等を61本公開した。</p> <p>研究所一般公開及び安全衛生技術講習会等のイベントは開催告知のみならず、終了後の結果報告についても速やかに安衛研ホームページに掲載した（なお、安全衛生技術講習会においては、イベントの開催は参加しやすさ等を考慮しオンラインで開催した。）。</p> <p>令和7年8月6日、7日に厚生労働省で開催された令和7年度こども霞が関見学デーに公益社団法人日本保安用品協会等と共同出展した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>② メールマガジンを毎月1回発行し、労働安全衛生総合研究所の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報する。</p> <p>③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>る研究者向け情報発信支援システム)に公開する。</p> <p>② 令和6年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともにメールマガジンを毎月1回発行し、労働安全衛生総合研究所の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報する。</p> <p>③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>る研究者向け情報発信支援システム)に公開しているか。</p> <p>・令和6年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともにメールマガジンを毎月1回発行し、労働安全衛生総合研究所の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報しているか。</p> <p>・事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行っているか。</p>	<p>令和6年度労働安全衛生総合研究所年報を令和8年1月23日に発行した。</p> <p>メールマガジン(安衛研ニュース)は毎月1回配信し、安衛研の動向、安衛研主催行事、刊行物等の情報提供を行っている。</p> <p>「令和6年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究調査報告書」、「工場電気設備防爆指針-国際統合技術指針」を取りまとめ、安衛研ホームページでも公表した。</p> <p>一般誌等に102件の論文、記事を寄稿し、研究成果の普及を図った。 主な論文、記事は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「爆発性雰囲気に関する危険箇所の判定」(TIISニュース、産業安全技術協会) ・「破面解析と機械学習の融合研究」(ボイラ研究、日本ボイラ協会) ・「墜落・転落災害の現状と規則・ガイドラインの改正」(安全と健康、中央労働災害防止協会) ・「労働災害防止のためのヒューマンエラーの理解と対策」(林材安全、林業・木材製造労働災害防止協会) ・爪の試料を利用した慢性ストレス指標の確立:メンタルヘルス不調との関連の検証(日本学術振興会 科学研究費補助金) ・健康で安全な交代勤務の為に夜間睡眠マネジメント:係留夜間睡眠効果の検証から(日本学術振興会 科学研究費補助金) ・ウェアラブル深部体温計の実用化と暑熱負担フィールド調査(日本学術振興会 科学研究費補助金) ・イオン付着型移動度分析技術を用いた多成分リアルタイム環境モニタリングの新展開(日本学術振興会 科学研究費補助金) 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>④ 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する安全衛生技術講演会を開催し、中期目標期間中、安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点2.0点以上の評価を得る。</p> <p>⑤ 労働安全衛生総合研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介並びに研究施設の公開を行う。</p>	<p>エ 講演会等の開催</p> <p>① 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する安全衛生技術講演会を開催する。</p> <p>さらに、労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。</p> <p>② 労働安全衛生総合研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介並びに研究施設の公開を行う。</p>	<p>・職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する安全衛生技術講演会を開催しているか。</p> <p>・労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設けているか。</p> <p>・労働安全衛生総合研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介並びに研究施設の公開を行っているか。</p>	<p>国内テレビ局等からの取材9件に協力した。</p> <p>主な取材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者の労災事故防止」(NHKラジオ) ・「ロールボックスパレット(カゴ車)の安全な取り扱いについて」(プロフェッショナルドライブ) <p>エ 講演会等の開催</p> <p>令和7年度の安全衛生技術講演会を令和7年9月25日に開催した(参加しやすさを考慮しオンライン開催)。講演終了後にアンケートによる有意義度調査を実施し、平均点は2.6点であり、目標値(平均点2.0点以上)を上回った。</p> <p>安全衛生技術講演会の対象者及び参加者等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者: 団体関係者及び一般人 ・参加者: 246名(登録者: 310名、参加率: $246/310 \times 100 = 79.3\%$) ・アンケート回答者: 176名(回答率: $176/246 \times 100 = 71.5\%$) <p>令和7年度の演題は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①有害業務健康診断の新たな戦略 ②橋梁等の塗膜はく離作業における労働災害について ③クレーン等に使用されるワイヤロープに生じる疲労損傷 ④大型建設機械転倒防止に関する地盤の支持力要件 <p>中央労働災害防止協会主催の「第84回全国産業安全衛生大会」(令和7年9月10日~12日)にて発表を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働関連法・施策の効果検証方法と研究動向の解説 -割増賃金率の上昇効果を例に- ・引火性液体に係る静電気災害発生メカニズムの研究 ・脊髄損傷者のための動力付外骨格型機器の開発 <p>令和7年度の安衛研の一般公開は、4月16日に清瀬地区(対面式)、10月10日に登戸地区(対面式)で開催し、清瀬地区152名、登戸地区39名(対面式)の参加があった。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>(6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知</p> <p>労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行うこと。</p>	<p>また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。</p> <p>エ 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。</p> <p>(6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知</p> <p>労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行う。</p>	<p>また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。</p> <p>オ 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。</p> <p>(6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知</p> <p>労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行う。</p>	<p>・国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応しているか。</p> <p>・研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図っているか。</p> <p>・労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行っているか。</p>	<p>東京労働局、労働基準局インターンシップ、安全衛生部若手職員、JICA研修、建災防、日本労働安全衛生コンサルタント会、韓国経営者総合協会など国内外の労働安全衛生関連機関及び団体からの研究施設の見学希望に対応した。</p> <p>オ 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果は、知的財産権の取得を進めるため、特許申請を行っており、令和7年度末時点では、保有登録特許件数は18件、特許出願中は6件となっている。令和7年度中に開放特許情報データベースに登録したものはないが、今後の活用促進を図るため、当該データベースの登録を検討していく。なお、安衛研が取得している特許権等は安衛研ホームページでの広報等により、その活用促進を図っている。</p> <p>(6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知</p> <p>労働災害調査分析センターにおいて引き続き災害情報のデータベース化を行った。構築した当該データベースを使用して、体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うため、分析結果を厚生労働省に報告した。</p> <p>労働災害事例10件、ヒヤリハット事例10件、化学物質による労働災害事例20件を作成した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>安全衛生の取組の効果について、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化すること。</p> <p>(7) 化学物質の自律的管理への支援</p> <p>労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおいて、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類、モデルSDS（モデル安全データシート）の作成、化学物質による労働災害の分析及び皮膚等障害防止のた</p>	<p>安全衛生の取組の効果について、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。</p> <p>(7) 化学物質の自律的管理への支援</p> <p>労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおいて、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類、モデルSDS（モデル安全データシート）の作成、化学物質による労働災害の分析及び皮膚等障害防止のた</p>	<p>安全衛生の取組の効果について、厚生労働省と協議しつつ、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。</p> <p>(7) 化学物質の自律的管理への支援</p> <p>化学物質センターにおいて、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類、モデルSDS（モデル安全データシート）の作成、化学物質による労働災害の分析及び皮膚等障害防止のための保護具の性能評価方法・選択手法の</p>	<p>・安全衛生の取組の効果について、厚生労働省と協議しつつ、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化しているか。</p> <p>・化学物質センターにおいて、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類、モデルSDS（モデル安全データシート）の作成、化学物質による労働災害の分析及び皮膚等障害防止のための保護具の性能評価方法・選択手法の</p>	<p>「職場のあんぜんサイト」注）において、労働災害発生状況を分かりやすく伝え、労働災害統計データの利用促進を図ることを目的に、令和4年労働者死傷病報告オープンデータのグラフ表示ページを公開した。</p> <p>注）「職場のあんぜんサイト」の概要</p> <p>事業場の安全衛生対策の実施に必要な情報を発信し、労働安全衛生に対する意識啓発を図るためのコンテンツの作成と公開を行っており、主に「労働災害統計」、「労働災害事例」、「各種教材・ツール」、「化学物質」の4つのコンテンツで構成している。本サイトは、事業者だけではなく一般人もアクセス可能であり、事業場のリスクアセスメントの取組のみならず、一般人が災害情報のデータベースを活用して分析することにも役立てられるものである。</p> <p>(7) 化学物質の自律的管理への支援</p> <p>安衛研が主催する「職場における化学物質管理における濃度基準値の検討に係る専門家会議濃度基準値に係る専門家検討会」の検討結果に基づく濃度基準値及びその分析測定法の案を「化学物質管理に係る専門家検討会」に報告し、またその報告書を職場のあんぜんサイトに掲載した。化学物質管理支援事業において分類したGHS政府分類に基づき作成したモデルラベルおよびモデルSDS、および安衛法名称公表化学物質、強い変異原性が認められた化学物質を「職場のあんぜんサイト」に掲載した。</p> <p>基盤的研究「化学防護手袋に関する透過性の簡易測定方法開発に向けた検討：経皮吸収物質含有製品を対象にした方法」、労災疾病臨床研究事業費補助金「労働環境調査に基づく保護具の簡易透過性測定法の開発と透過機構解析」では、労働現場で使用される化学防護手袋について、混合物も対象にした簡易的な透過評価法を開発し、労働者の健康リスク低減に役立てることを目的としている。現在、シンナーに含まれる物質について、現場で使用される簡易測定法およびJIS法で用いられる耐透過性試験セルを用いた検討を進めている。学会・論文発表で専門家への周知を行い、厚生労働省とは随時情報共有を図っている。研究終了後のデータの公開方法について検討を進めている。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>めの保護具の性能評価方法・選択手法の調査、さらに、それらの情報をインターネットを通じて発信することにより、事業場における化学物質管理の支援を行うこと。</p> <p>また、小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援すること。</p>	<p>めの保護具の性能評価方法・選択手法の調査、さらに、それらの情報をインターネットを通じて発信することにより、事業場における化学物質管理の支援を行う。</p> <p>また、小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援する。</p>	<p>調査、さらに、それらの情報をインターネットを通じて発信することにより、事業場における化学物質管理の支援を行う。</p> <p>また、小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援する。</p>	<p>調査、さらに、それらの情報をインターネットを通じて発信することにより、事業場における化学物質管理の支援を行っているか。</p> <p>・小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援しているか。</p>	<p>また、安衛研で「皮膚等障害化学物質の選定のための検討会議」を実施し、行政が提案する「皮膚等障害化学物質」の追加分の根拠について議論した結果を報告書として提出し、「化学物質管理に係る専門家検討会」で確認された。</p> <p>安衛研ホームページのポータルサイト「ケミサポ」において、厚生労働省が公表する自律的な化学物質管理に関する資料を利用者が理解しやすい形で整理・更新するとともに、リスクアセスメント対象物リストについては関連情報を付した形で提供することにより、事業場における化学物質管理の支援を行った。また、研究所が翻訳草案の作成に貢献している国連GHS文書改訂版の和訳をいち早く掲載し、化学品の分類及び表示に関する基礎情報の提供を通じて、事業者の理解促進に貢献した。</p> <p>化学物質管理者専門的講習（3回）及び保護具着用管理責任者講習（4回）の講師派遣、職場の化学物質管理改正に係る都道府県労働局、事業者・業界団体、関係自治体等への説明・広報活動（7回）を行った。産業医及び中小規模事業所の担当者等に向けた化学物質管理の啓発のための講演（8回）を実施した。</p> <p>また、厚生労働省のホームページ等で公開されている業種別マニュアルの作成に参画するとともに、建災防の作業別リスク管理マニュアルの作成を主導し、マニュアルの活用・普及のための講習会（10回）の講師を務めた。</p> <p>厚生労働省が化学物質管理の重要事項と位置づけて、保護手袋や保護衣の使用法をとりまとめた皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル 第3版が公開された。作成の主体である皮膚障害等防止用保護具の選択等に係る事例集作成及びマニュアル改定検討委員会において、資料提供を行った。</p>			

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	労働災害調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID : 002454、018824

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間平均値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
依頼元の評価 (計画値)	2.0点以上	—	2.0点	2.0点				予算額 (千円)	88,743	70,553			
依頼元の評価 (実績値)	—	2.8点 (前中期目標期間平均値)	2.9点	2.9点				決算額 (千円)	78,089	78,304			
達成度	—	—	145.0%	145.0%				経常費用 (千円)	78,824	73,871			
								経常利益 (千円)	△3,345	2,324			
								行政コスト (千円)	78,851	73,978			
								従事人員数 (人)	3	2			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>5 労働災害の原因調査の実施 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2の規定に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。</p> <p>さらに、調査実施後、調査内容については、</p>	<p>5 労働災害の原因調査の実施 労働災害の原因の調査については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、厚生労働省の立案する再発防止対策への活用を図る必要があることから以下のとおり取り組む。</p> <p>（1）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときには、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより</p>	<p>5 労働災害の原因調査の実施</p> <p>（1）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときには、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元への評価調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得ること（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときには、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、</p>	<p>5 労働災害の原因調査の実施</p> <p>災害調査（10件）、鑑定・捜査事項照会等（以下「鑑定等」という。）（7件）について実施し、依頼元である行政機関に報告した。なお、災害調査等に当たっては、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、速やかに報告している。</p> <p>○ 災害調査 厚生労働省からの依頼に基づく災害調査で、令和7年度内に報告が終了したものは8件であった。また、令和7年度末時点で実施中の災害調査は10件である。</p> <p>○ 鑑定等 労働基準監督署や警察署等からの依頼に基づく鑑定等で、令和7年度内に回答が終了したものは11件であった。また、令和7年度末時点で実施中の鑑定等は3件である。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>主な定量的指標である、依頼元の評価は、厚生労働省等からの依頼に基づき、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果を報告できていることにより、所期の目標を上回る成果が得られている。</p> <p>なお、質的な成果として、災害調査結果を体系的に整理したデータベースの分析を基に、再発防止対策の提言及び災害防止のための研究への活用等を行っている。</p> <p>以上、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていることを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価													
厚生労働省における捜査状況及び企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的にを行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。	り、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告する。 (2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、第4期中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。 (3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び	、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告する。 (2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。 (3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行	迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告しているか。 ・災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持しているか。 ・厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行って	<p>災害調査等の依頼件数の年次推移は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害調査</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>鑑定等</td> <td>9件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>意見照会</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 災害分析等 令和7年度に厚生労働省から受け取った計946件の災害調査復命書をデータベースに登録するとともに、分析結果を令和7年12月9日に厚生労働省安全課へ報告した。また、本年受取分を含め、受取保管資料(11,834件)から表紙記載DATAと(原因と対策)DATAを災害データベースにテキスト入力を行っている。</p> <p>○ 災害調査等のアンケート調査 災害調査、鑑定等の結果を報告した14件について、それぞれの調査の依頼元を対象にアンケート調査を実施した。アンケート回答数12件の平均点は2.9点となり、目標を大きく上回る評価を得た。 (回収率: 85.7% (12/14×100=85.7)) 厚生労働省等依頼元からは、「各種調査・試験に基づいた災害発生原因が明確に記載されていた」、「本報告書より災害発生原因が明確となった。原因を究明されご報告いただいたことについて大変参考となった」等の回答を得た。</p> <p>災害調査等に関しては、労働災害調査分析センターを中心とし行政からの要請に迅速に対応できるよう体制を維持している。 また、あらゆる事案に対応できるよう、建設分野、機械分野及び化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が活かされる災害調査等を実施している。</p> <p>【概要】 東京都中央区八重洲の複合施設建設工事現場において、長さ約30m、設置高さ約20mの鉄骨梁を支持していた仮設構造物が崩壊し、鉄骨梁が落下した災害であり、作業員2名が死亡、3名が負傷した。調査の結果、計画変更による仮設構造物の強度計算の際に、鉄骨梁の重量を間違えて小さく設定していたこと、設置した仮設構造物の一部に、仮設構造物の変形を抑えるための斜材が設置されていなかったこと等が明らかになった。本調査では、災害現場を模擬した数値解析を行い、仮設構造物の強度が不足していたことを確かめた。</p> <p>【得られた知見/成果】 本調査に関連して、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、都道府県労働局長および建設関係団体宛てに、通達「建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒</p>	区分	令和6年度	令和7年度	災害調査	10件	10件	鑑定等	9件	7件	意見照会	2件	0件		
区分	令和6年度	令和7年度																
災害調査	10件	10件																
鑑定等	9件	7件																
意見照会	2件	0件																

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	反映を行う。	う。 また、災害原因等の要因解析をより深化させるための方策を検討する。	いるか。 ・災害原因等の要因解析をより深化させるための方策を検討しているか。 ・調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況及び企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら公表等を行う。	<p>壊による労働災害防止に当たっての留意事項について」（基安発0310第1号および第2号、令和8年3月10日）が発出された。この通達では、本調査結果を参考にして、仮設構造物に作用する荷重について適切に設定すること、支柱等に適正な間隔で斜材等を設置することなどが示された。また、計画策定に当たっては十分な確認体制により確認を行うこと、仮設構造物の組立後に、部材の設置状態等の点検を行うこと等が明記された。</p> <p>令和5年度から厚生労働省「職場のあんぜんサイト」の運営を移管された。令和7年度には労働災害発生状況を分かりやすく伝え、労働災害統計データの利用促進をはかることを目的に、令和4年労働者死傷病報告オープンデータのグラフ表示ページを公開した。グラフ化にはMicrosoft Power BIを使用している。また、労働災害事例に関する情報発信については、死亡災害データベース並びに労働災害（死傷）データベースの利活用促進のため、災害発生状況データの頻出語を可視化するページを公開した。可視化にはMicrosoft Power BIを使用している。</p> <p>さらに、「職場のあんぜんサイト」のアクセス性向上のため、災害事例、化学物質情報について、Googleからの検索を容易にすべく改善中である。</p> <p>さらに、『職場のあんぜんサイト』のアクセス性向上のため、従来はデータベースを用いた構成によりGoogle等の外部検索からコンテンツが検索されにくい状態にあった災害事例や化学物質情報について、データベースを廃止し、全コンテンツのHTML化を進めることで外部検索エンジンによる検索性を向上させる改善を実施中である。</p> <p>災害調査報告書から以下の5件を同種災害の再発防止対策の観点から、個人情報保護等にも留意の上編集し、要約版として安衛研ホームページで公開した。</p> <p>① 「作業用仮設通路の落下災害」 機械工場において、作業用仮設通路の先端部分のフックを固定しているボルトが破断したことにより、作業員が通路本体とともに落下した。現地調査等の結果、作業用仮設通路のフック取付け部においては、ボルト締付け力が不十分なために支圧接合状態となり、支圧力によって4本のボルトがせん断破壊したものと推定された。再発防止対策として、ボルトの破断が重要な災害をもたらすおそれのある接合部では、高力ボルトによる摩擦接合継手にするなどしてボルトにせん断力が負荷されるような構造は避けること等を報告した。</p> <p>② 「建設工事現場で発生した鉄骨架構の倒壊災害」 建設工事現場において、鉄骨の柱と梁により構成された鉄骨架構が倒壊し、鉄骨架構の梁とともに作業員が落下し、作業員が死傷した。現地調査等の結果、鉄骨架構は高さスパンともに非常に長く、柱の基礎部分が業者の指定どおりではないなど、基礎部分の強度が小さく、不安定な構造であったことが分かった。また、ぐらついで不安定な鉄骨架構に対して、ワイヤロープを張る等の倒壊防止措置や鉄骨架構の周囲に足場を設置する等の墜落</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>防止措置を講じていなかったために、災害が発生したと考えられた。再発防止対策として、鉄骨架構に作業員を乗せる時は、照査水平荷重を用いる等して架構の安定性を検討し、鉄骨架構に倒壊防止措置・墜落防止措置を講じること等の必要性を報告した。</p> <p>③ 「産業廃棄物工場で発生した爆発災害」 産業廃棄物工場において、焼却炉の投入側のスクリーコンベヤの修理中、焼却炉内部で爆発が発生し、作業員が火傷を負った。現地調査等の結果、焼却炉に投入された医療系廃棄物に引火性の液体を含み、気化による可燃性ガス・蒸気が増加したこと、修理のために開けていた点検口から新鮮な空気が流入したことにより炉内で可燃範囲の領域を広げたため、炉内全体で爆発的に燃焼が進行したと考えられた。災害形態はガス爆発であり、ガス爆発に伴う衝撃とガスの体積膨張により、すすや焼却灰を含む燃焼ガスが排出側の灰出しコンベヤから噴き出るとともに炉のクリンカーが落下し、破砕物投入コンベヤの点検口から噴出した。再発防止対策として、医療系廃棄物の内容物の把握に努めること、修理・清掃などの非常作業は機械を停止し、主電源を切ってから行うこと等の火災・爆発防止対策を実施することの必要性を報告した。</p> <p>④ 「パルプ工場で発生した粉じん爆発災害」 パルプ工場のパルスジェットコレクタ（集塵機）内においてセルロース粉体の捕集作業を行っている際に爆発が発生し、バグフィルタ建屋スレートの全面破損による飛散や、ろ布、リテーナなどが焼損変形した。現地調査等の結果、静電気放電による着火の可能性が高いことが分かった。固定用器具が接地されていなかったことにより、固定用器具が接地不良となり、固定用器具へ直接付着した帯電粉体などによる静電誘導によって固定用器具の電位が上昇し、火花放電が発生したと考えられる。再発防止対策として、着火源については全ての金属機器、装置、器具の接地を徹底すること、放散口については爆発圧力上昇速度と最大爆発圧力を製品ごとに測定することなど、着火源となりうる静電気への対策が不可欠であると報告した。</p> <p>⑤ 「道路橋再塗装工事における有機溶剤中毒疑い」 道路橋再塗装作業において、死亡事例を含む複数の労働者の有機溶剤中毒が疑われる災害が発生した。現場調査等の結果、剥離剤の成分であるベンジルアルコールによる中毒が原因であると推定された。狭隘空間で多量の薬剤を噴霧することで、気中濃度が高濃度になったことに加え、呼吸保護具が十分な防護性能を有していなかった可能性が考えられた。狭隘空間で多量の薬剤を噴霧するという現在多数行われている塗装剥離作業方法が労働災害をもたらす可能性が高く、作業方法の大きな変更を伴う改善策をとる必要があり、再発防止対策として、換気を十分に行うとともに、作業環境の気積を大きくした上で十分な換気設備を設けることを提言した。</p> <p>さらに、同種災害の再発防止に向けて、安全衛生技術講演会（令和7年9月25日開催）にお</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					いて発表を行った。		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	化学物質等の有害性調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第4号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業ID：002454、018824

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
									予算額（千円）	1,037,739	1,242,126		
									決算額（千円）	789,428	874,192		
									経常費用（千円）	610,842	712,907		
									経常利益（千円）	77,310	146,382		
									行政コスト（千円）	670,038	716,068		
									従事人員数（人）	26	24		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
6 化学物質の有害性調査の実施	6 化学物質の有害性調査の実施	6 化学物質の有害性調査の実施	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>・OECD ガイドライン等に基づき試験を円滑に実施すること。</p> <p>・試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究を行い、論文等として公表すること。</p> <p><評価の視点></p> <p>・化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、厚生労働省と協議しつつ、労働安全衛生総合研究所において有害性調査を実施するための体制を整備すること。</p>	<p>6 化学物質の有害性調査の実施</p> <p>令和7年度当初からの短期吸入試験・経皮試験の本試験を実施するとともに、厚生労働省と協議しつつ、被験物質の選定や試験の体制整備等を行った。</p> <p>※安衛研の能動的な活動について</p> <p>従来の個別物質の毒性データ整備・提供に加え、試験方法の迅速化・高精度化等を図る研究も進めている。</p> <p>運営費交付金事業を基盤としつつ、評価概念の高度化や国際的発信力の強化に資する研究テーマについて、外部競争的研究資金を活用しており、以下のとおり採択、実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省 科学研究費助成事業 ・基盤研究B：2件 ・基盤研究C：1件 ・厚生労働省労災疾病臨床研究事業：2件 <p>得られた研究成果を整理し、国際的な議論の場に提示することで、有害性評価の枠組み形成に資する試験研究機関としての役割を段階的に高めていく方針としている。</p> <p>「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月厚生労働省）を踏まえて厚生労働省と協議し、今後は発がん性に着目した長期吸入試験は行わず、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）分類に当たり不足する有害性情報の調査を行うため、OECD ガイドラインなどに基づき、動物愛護にも留意しつつ計画的に短期間での吸入試験や労働現場における情報の蓄積が少ない経皮試験を中心に実施した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>本評価項目について、定量的指標は設定されていないが、主な定性的指標のうち、OECD ガイドラインに基づく試験の実施は、令和7年度からOECD ガイドラインに基づいて短期吸入試験・経皮試験を実施しており、目標の水準を満たしている。また、試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究を行い論文等として公表することは、発がん性等の in silico 及び in vitro 手法を用いた GHS 未分類項目の区分決定の加速化を促すためのスクリーニング方法の検討や大型動物等を用いた新たな試験法の開発の検討を進めており、目標の水準を満たしている。</p> <p>以上、目標の水準を満たしていることを踏まえ、B</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>ン等に基づき、有害性調査を実施するなど、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。</p> <p>また、試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行うこと。加えて、短期ばく露</p>	<p>ン等に基づき、有害性調査を実施するなど、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。</p> <p>また、試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行う。加えて、短期ばく露試験法</p>	<p>ン等に基づき、有害性調査を実施するなど、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。</p> <p>また、試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行う。加えて、短期ばく露試験法</p>	<p>ン等に基づき、有害性調査を実施するなど、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施しているか。</p> <p>・試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行っているか。</p> <p>・短期ばく露試</p>	<p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第58条に規定する化学物質の有害性の調査を実施するため、短期の吸入試験及び経皮試験を OECD ガイドライン等に基づき、令和7年4月から有害性調査試験を開始しており、年度間で3タームに分けて実施した。</p> <p>○第1ターム 急性吸入毒性試験では、被験対象物質として災害事例が報告されている酢酸ブチルを選定し、試験を実施した。 急性経皮毒性試験では、GHS 分類対象物質のうち、急性経皮毒性の区分が未分類の1,700物質の内、皮膚等障害化学物質に該当しておらず、経皮ばく露が問題となる可能性が高い約600物質を物質面の絞り込みを行い in silico 毒性スクリーニングを実施、in silico スクリーニングの結果を参考に、順次 in vitro 細胞毒性検証を実施した。第1ターム物質選定期限時点までの in vitro 細胞毒性検証の結果を踏まえ、1,3-ジブロモプロパン、ヨウ化メチレン、ベンジルブロミド、ジクロルブチンの計4物質を被験対象として選定し、実験を実施した。</p> <p>○第2ターム 急性吸入毒性試験では、使用量や毒性面から2-メチルピラジンなど12物質を優先取り扱い物質に選定し、これらの中からメチルプロピルケトンを選定し、試験を実施した。 経皮急性毒性試験において、第1タームと同様の手法により3-メトキシアニリン、フマル酸ジエチル、3-クロロ-2-フルオロニトロベンゼン、2-アミノベンゼンチオール計4物質を被験対象として選定し、試験を実施した。</p> <p>○第3ターム 急性吸入急性毒性試験において、シクロペンタンを選定し、試験を実施した。 急性経皮毒性試験において、第1、2タームと同様の手法により4-（フェニルメトキシ）フェノール、ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ブロミド、N-フェニルマレイミド及び塩酸ジフェンヒドラミンの計4物質を被験対象として選定し、試験を実施した。 被験物質の選定については、令和8年1月20日に外部有識者を招いた試験物質検討会議を開催し、今後の有害性評価やリスク管理方策の基礎資料とすることを目的として、総合的なGHS 分類分け及び労働衛生等に資する被験物質を選定した。</p> <p>試験の迅速化・効率化に向けた試験法等について検討した。 主な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ in silico 及び in vitro 手法を組み合わせることで、急性経皮毒性、発がん性、生殖細胞変異原性の GHS 未分類項目の区分決定の加速化を促すためのスクリーニング方法を検討した。 ・ 外部競争的研究において、大型動物を用いた有機粉塵肺、珪肺、石綿肺、ナノマテリアル肺など職業性肺疾患に関する疾患機序／疾患微小環境について先進医学解析を実施することで、疾患特異的な細胞の探索を行い、将来の試験手法開発に資するデータを取得した。 	<p>と評価する。</p> <p><課題と対応> —</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究に取り組むこと。	をはじめとした試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究に取り組む。	をはじめとした試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究に取り組む。	試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究に取り組んでいるか。	<p>○ プロジェクト研究</p> <p>「発がん等慢性疾患への関与が懸念される産業化学物質の把握と予防的アプローチに関する取り組み」では、GHS 分類対象物質のうち、遺伝毒性・発がん性不明の物質群について、in silico・in vitro スクリーニングを実施し、発がん等への関与が強く懸念される産業化学物質を特定しようとしている。令和7年度は、既存発がん性物質の DNA 損傷性の強さから比べてもさらに強い DNA 損傷性を有する化学物質を数物質見出した。</p> <p>○ 協働研究</p> <p>「先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究」では、職業性肺疾患について先進医学解析技術を駆使し、岡山労災病院にて得られた職業性肺疾患材料からデータを取得した。加えて、ヒト iPS 細胞から分化誘導させた肺前駆細胞より気道-肺胞上皮の分化を促す培養条件を検討し、職業性疾患のための新規試験手法開発を進めた。加えて、提案予定の試験手法については、OECD の日本における窓口である厚生労働省 国立医薬品食品衛生研究所 日本動物実験代替法評価センターと意見交換を開始した。</p> <p>○ 文科省科研費研究</p> <p>「1細胞解像度で紐解くじん肺アトラスの創出（基盤研究 B）」、「ブタとシングルセル解析で挑む MWCNT 肺疾患の病態解明（基盤研究 B）」、「粉塵誘発性肺疾患の ILA 概念による再定義無機粉（基盤研究 A）」では大型動物と先進医学解析技術を用いて結晶質シリカ、ナノマテリアル、多層カーボンナノチューブ等の肺疾患誘発機序について検討した。</p> <p>「黄砂バイオエアロゾルの越境ルートで変遷する大気微生物群衆とその健康影響の解明（基盤研究 A）」ではマウス肺における黄砂と微生物粉砕物の相乗影響について試験手法の開発を行うとともに以下の論文報告を行った。</p> <p>・ Mouse pulmonary pathological characteristics induced by Asian-mineral dust transported with <i>Coniothyrium fuckelii</i> at a high altitude of 2,000 meters. <i>Sci Rep</i> 16, 1507 (2026).</p> <p>「肺胞マクロファージ粉じん貪食による形態及び機能変化に着目した毒性評価系の構築（基盤研究 C）」粉じんの細胞への暴露方法や暴露濃度を検討した。</p> <p>○ 労災疾病臨床研究</p> <p>「石綿関連疾患の治療法開発に貢献する新規疾患モデル開発についての研究」、「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物および増粘作用を有する類縁合成高分子化合物の粉体に対する呼吸器疾患に関する研究」では大型動物と先進医学解析技術を用いてクロシドライト及び増粘剤の肺疾患誘発機序について検討した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
さらに、有害性調査の成果の普及については、積極的に論文等として公表するとともに、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。	化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等により積極的に論文として公表しその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。	化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等により積極的に論文として公表しその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。	・化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等により積極的に論文として公表しその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めているか。	<p>発がん性試験等の結果については、学会発表等を行い、成果の普及を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリルアルコールの rash2 遺伝子改変マウスを用いた吸入がん原性試験の腫瘍発生（第42回日本毒性病理学会総会及び学術集会 令和8年1月23日） ・F344 ラットにおける酸化チタンナノ粒子吸入暴露によるじん肺病変（第73回日本職業災害・医学会学術大会 令和7年11月2日） ・産業衛生分野における次世代の健康影響基盤の創生（日本産業衛生学会 第52回産業中毒・生物学的モニタリング研究会 令和7年10月24日） ・呼吸器疾患研究を加速させる先端モデル動物とは？（文科省学術変革領域研究 学術研究支援基盤形成 先端モデル動物支援プラットフォーム 2025年度 若手支援技術講習会 令和7年9月4日口演） ・二酸化チタンナノ粒子で誘発される齧歯類のじん肺病変（第42回エアロゾル科学・技術研究討論会 令和7年8月27日） <p>【特出すべき成果の普及】</p> <p>これまで蓄積した試験結果や質的に優れた活動を世界に発信できるよう努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・The Pneumoconiosis Renaissance: Revisiting the Pulmonary Pathology of Poorly Soluble Low Toxicity Particles: Insights from Rodent Inhalation Studies on Titanium Dioxide Nanoparticles. <i>Nanomaterials</i>. 2026. 16. 230-230 <p><論文の概要></p> <p>有害性調査で得られた試験結果（OECD/GLP 準拠）のうち、難溶性低毒性粒子（PSLTs）に関する既存の吸入毒性試験データをヒトじん肺病理の視点から再整理し、動物所見の種差解釈や評価概念の精緻化に資する枠組みを提示した。単なる知見の追加ではなく、動物試験結果をヒトリスクへ外挿する際の論理構造を再検討する試みとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Fibrotic pulmonary dust foci is an advanced pneumoconiosis lesion in rats induced by titanium dioxide nanoparticles in a 2-year inhalation study. <i>Part Fibre Toxicol.</i> 2025 Apr 18;22(1):7. <p><論文の概要></p> <p>有害性調査において、酸化チタンナノ粒子のラット2年間発がん性試験（OECD TG451/GLP 準拠）の詳細な肺病理所見をまとめた。本報告では、解析の結果得られた特徴的な呼吸器有害性について詳述した。</p>		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	産業保健活動総合支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第19条の3 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 中小事業場に対するメンタルヘルス対策支援の強化、化学物質の自律的な管理に係る支援のほか、今まで産業保健活動総合支援事業の対象としていなかった個人事業者への対応など、専門性の深化や対象範囲の拡大が進展しており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。</p> <p>【困難度：高】 小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、困難度が高い。</p> <p>また、疾病等を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、困難度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018825

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
専門的研修等実施回数（計画値）	5,300回以上	—	5,300回	5,300回				予算額（千円）	6,540,365	6,501,946			
専門的研修等実施回数（実績値）	—	5,043回 （前中期目標期間(R2を除く。）平均値）	5,790回	6,030回				決算額（千円）	5,997,197	6,035,466			
達成度	—	—	109.2%	113.8%				経常費用（千円）	5,910,455	6,026,429			
相談対応件数（計画値）	130,000件以上 （産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター）	—	130,000件	130,000件				経常利益（千円）	27,127	19,467			
相談対応件数（実績値）	—	133,115件 （前中期目標平均値）	140,164件	148,668件				行政コスト（千円）	5,911,321	6,027,120			
達成度	—	—	107.8%	114.4%				従事人員数（人）	120	118			
個別訪問支援件数	3,000件以上 （産業保健総合支援センター）	—	3,000件	3,000件									

個別訪問支援 件数 (実績値)		3,359件 (R5実績)	3,985件	4,392件									
達成度	—	—	132.8%	146.4%									
研修利用者の 有益度 (計画値)	90%以上(平均)	—	90%	90%									
研修利用者の 有益度 (実績値)	—	94.3% (前中期目標期 間平均値)	93.8%	94.1%									
達成度	—	—	104.2%	104.6%									
相談利用者の 有益度 (計画値)	90%以上(平均)	—	90%	90%									
相談利用者の 有益度 (実績値)	—	96.0% (前中期目標平 均値)	96.4%	96.6%									
達成度	—	—	107.1%	107.3%									
具体的な改善 割合 (計画値)	80%以上(研 修、相談又は指 導を行った産業 保健関係者、事 業者等からの評 価平均)	—	80%	80%									
具体的な改善 割合 (実績値)	—	82.9% (前中期目標期 間平均値)	84.3%	91.1%									
達成度	—	—	105.4%	113.9%									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的研修等を年間 5,300 回以上実施すること。 ・ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける相談対応件数は、年間で計 13 万件以上とすること。 ・ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数は、年間で計 3,000 件以上とすること。 ・ 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 90% 以上確保すること。 ・ 研修、相談又は指導を行った産 	7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>主な定量的指標である、専門的研修等実施回数、相談対応件数、個別訪問支援件数、研修利用者の有益度、相談利用者の有益度及び具体的な改善割合は、それぞれ所期の目標を達成している。</p> <p>なお、中期目標で【困難度：高】の根拠とされている小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことに対しては、利用者の利便性向上のため、電子（WEB）会議システムを積極的に活用した専門的研修、相談対応の実施により、利用者のニーズを踏まえた産業保健サービスを提供すること</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。</p> <p>特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革</p>	<p>働き方改革の着実な推進を支援する観点から、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立支援について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図る。</p> <p>特に、産業保健総合支援センターにおいて</p>	<p>産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第14次労働災害防止計画(令和5年3月27日公示)に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービス</p>	<p>業保健関係者、事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・産業保健総合支援センターにおいて、労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図っているか。</p>	<p>長時間労働による健康障害への対応、メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の円滑な実施のための対応、事業場における治療と仕事の両立支援等、事業場のニーズを踏まえた研修テーマの設定や専門相談に対応できる相談員の体制整備を行うとともに、積極的に電子(WEB)会議システムを活用することで利用者の利便性向上を図り、事業場における産業保健活動の支援に努め、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えた。</p> <p>厚生労働省、日本医師会、機構、産業医学振興財団が主催となり、産業保健活動推進全国会議を開催した。</p> <p>機構から、理事長及び産業保健担当理事が出席したほか、産業保健総合活動支援事業に関する活動事例報告においては、産保センターの活動現況と今後の展望、地域産業保健センター(地産保)の今後の展望や活動状況について報告を行った。また、「高齢労働者の労災対策」をテーマとして、シンポジウムを行った。</p> <p>改正労働安全衛生法や改正労働施策総合推進法が公布され、特に小規模事業場への対応強化が求められること等を踏まえ、令和7年6月にメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援の促進及び地域における協力・連携の更なる発展に向けて、産保センター及び地産保と全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)との今後の連携について確認した。</p> <p>【連携事項】</p> <p>(1) 産保センター及び地産保が実施するメンタルヘルス対策に係る支援の活用促進に関すること</p> <p>(2) 産保センターが実施する治療と仕事の両立支援に係る支援の活用促進に関すること</p> <p>(3) 協会けんぽが実施する健康宣言事業の普及促進に関すること</p>	<p>ができています。なお、当該事業の実施に当たっては、地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるよう絶えず連携の強化に努めています。特に、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援の促進及び地域における協力・連携の更なる発展に向けて、産保センター及び地産保と協会けんぽとの今後の連携について確認する等、関係機関との連携に努めました。また、疾病等を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援について、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等多くの関係者間の連携が必要なものに対しては、両立支援コー</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第14次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供及び事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。</p> <p>(1) 産業医及び産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総</p>	<p>実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第14次労働災害防止計画(令和5年3月27日公示)に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供及び事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援する。</p> <p>(1) 産業医及び産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総</p>	<p>の提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図る。</p> <p>(1) 産業医及び産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健</p>	<p>・産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体</p>	<p>(4) 協会けんぽが実施する特定健診・特定保健指導並びに地産保が実施する保健指導等に関すること (5) その他、労働者の健康づくりに関すること</p> <p>(1) 産業医・産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>産保センターで実施する産業医研修について、集合研修においては産業医の能力向上や事業場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、机上の研修に加え職場巡視などをテーマに事業場で現場を見ながら行う実地研修を取り入れるとともに、利用者の利便性を向上させるため動画配信サービス等を用いたオンデマンド研修を含む電子(WEB)会議システムを活用した研修を積極的に実施した。 また、引き続き、本部に産業保健ディレクター(常勤医師)を配置し、本事業のアウトカム調査、各産保センターで受けた相談内容の取りまとめ等、本部で実施する種々の事業に対して、医師の見地からの的確な助言が得られる体制を整備したことにより、より適切な各産保セン</p>	<p>ディネーター基礎研修修了者のための事例検討会を計71回、両立支援コーディネーターが情報共有・交流を図る場としての交流会を計57回開催している。 以上、中期計画における所期の目標を達成していること及び困難度「高」であることを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応> -</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>合支援センターにおける産業医研修を実施すること。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。</p>	<p>合支援センターにおける産業医研修を実施する。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。</p> <p>なお、嘱託産業医に対する研修については、研修テーマの設定やカリキュラムの作成に当たり、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮する。</p>	<p>総合支援センターにおける産業医研修について、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の充実を図る。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。</p> <p>また、日本医師会認定産業医制度におけるコロナ特例の終了に伴い受講者数の増加が見込まれることを踏まえ、地域医師会と調整の上、認定産業医研修を実施する。</p> <p>なお、受講者の利便性等を鑑み、オンデマンド配信を含む電子（WEB）会議システム等を活用</p>	<p>制の充実を図っているか。</p> <p>・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用しているか。</p> <p>・日本医師会認定産業医制度におけるコロナ特例の終了に伴い受講者数の増加が見込まれることを踏まえ、地域医師会と調整の上、認定産業医研修を実施しているか。</p> <p>・受講者の利便性等を鑑み、オンデマンド配信を含む電子（WEB）会議システム等を活用し</p>	<p>ターへの指示や情報提供が可能となっている。このことから事業の質的向上が図られ、受講者から前年度と同じく高評価（受講者からの有益であった旨の評価 94.1%）を受けた。</p> <p>なお、併せて受講者にアンケート調査を行っており、その結果を踏まえ地域ごとの特性に応じた研修テーマの設定等に活用した。</p> <p>○ アンケート結果等で受講者から要望が多かったテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に需要が多いテーマ：メンタルヘルス関連 ・社会状況により関心が高いテーマ：治療と仕事の両立支援 ・法令改正により関心が高いテーマ：高齢者の労働災害防止対策 <p>○ 要望を元に設定した研修テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過重労働とストレスチェックの面接指導 ・メンタルヘルス不調者の治療と仕事の両立支援 ・高齢労働者への職場としての配慮 <p>全ての産保センターで、日本医師会認定産業医制度の単位が付与される研修を実施している（計 1,840 回）。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>イ 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施</p> <p>産業保健関係者が、それぞれの専門において実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける研修を実施すること。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。</p> <p>ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備</p>	<p>イ 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施</p> <p>産業保健関係者が、それぞれの専門において実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける研修を実施する。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。</p> <p>ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備</p>	<p>した研修を積極的に実施する。</p> <p>イ 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施</p> <p>産業保健関係者が、それぞれの専門において実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける研修を実施する。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。</p> <p>ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備</p>	<p>た研修を積極的に実施しているか。</p> <p>・産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける研修を実施しているか。</p> <p>・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用しているか。</p>	<p>イ 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施</p> <p>産保センターでは、産業医以外にも、産業看護職や衛生管理者等の産業保健関係者を対象とした研修を実施している。当該研修においても、実践的な研修を取り入れるとともに、利用者の利便性を向上させるため動画配信サービス等を用いたオンデマンド研修を含む電子（WEB）会議システムを活用した研修を積極的に実施した。</p> <p>また、引き続き、本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を配置し、本事業のアウトカム調査、各産保センターで受けた相談内容の取りまとめ等、本部で実施する種々の事業に対して、医師の見地からの確かな助言が得られる体制を整備したことにより、より適切な各産保センターへの指示や情報提供が可能となっている。このことから事業の質的向上が図られ、受講者から前年度と同じく高評価（受講者からの有益であった旨の評価 94.1%）を受けた。（再掲）</p> <p>○ 研修テーマ例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレス者に対する面接指導の実務・定期健康診断の事後措置 ・製造現場における職場巡視の実際（360度カメラを活用した巡視動画を使って） ・健康管理 中高年齢労働者の健康管理の事例 <p>ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用すること。</p>	<p>産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用する。</p> <p>また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。</p>	<p>産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用する。</p> <p>また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。</p>	<p>・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備しているか。</p> <p>・地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討しているか。</p>	<p>本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を2名配置し、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制を整備した。</p> <p>また、引き続き、登録産業医及び登録保健師、産業保健相談員等が事案の対応に苦慮するについて専門的な相談に応じられるよう、アドバイザー産業医（計7人）を本部で委嘱し、全産保センターから問い合わせが可能な相談体制（月10～15日程度、2～3時間程度）を構築した。相談対応については、電話相談のみならずメール相談にも対応できる形とし、効果的に運用した。</p> <p>アドバイザー産業医活用の具体例は以下のとおり。</p> <p>Q（産業医）</p> <p>メンタルヘルス不調に係る面談を行ったが、その後の経過が気になるケースがある。経過報告や再接触等を要求すべきか。</p> <p>A（アドバイザー産業医）</p> <p>メンタルヘルス不調の場合、経過が重要となるため、是非要求すること。</p> <p>産保センター11施設（宮城、秋田、山形、千葉、東京、新潟、石川、静岡、広島、福岡、沖縄）において、産業医の資質向上、連携強化、産業医活動の活性化を目的に、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業について、以下のとおり取組を行った。</p> <p>○ 宮城産業保健総合支援センター</p> <p>事業場と産業医のマッチングを目的とした産業医検索システムの構築に向けて、宮城県医師会の協力のもと、産業医有資格者を対象に、ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施した。</p> <p>○ 秋田産業保健総合支援センター</p> <p>秋田県医師会等の協力のもと、アンケート調査等により、事業場や産業医有資格者のニーズ等を把握し、事業場と産業医のマッチングを実施した。</p> <p>○ 山形産業保健総合支援センター</p> <p>事業場と産業医のマッチングに向け、山形県医師会等の協力のもと、事業場や産業医有資格者を対象に、ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施した。</p> <p>○ 千葉産業保健総合支援センター</p> <p>事業場と産業医のマッチングを目的とした産業医検索システムの構築に向けて、千葉県医師会の協力のもと、事業場や産業医有資格者を対象に、ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施した。</p> <p>○ 東京産業保健総合支援センター</p> <p>大田地産保管内において、産業医の選任が義務付けられていない労働者数50人未満の事</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>事業者、産業医等を対象とした研修の実施に</p>	<p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおける事業者、</p>	<p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>事業者、産業医等を対象とした研修の実施に</p>	<p>・国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テ</p>	<p>業場の労働者からの申出により、当該事業場に対し、就業上の配慮についての意見書を作成する事業を実施した。</p> <p>○ 新潟産業保健総合支援センター 新潟県医師会等協力のもと、令和6年度までに構築した産業医検索システムの更新や利用勧奨、産業医の資質向上を目的とした情報発信等を実施した。</p> <p>○ 石川産業保健総合支援センター ドローン等を活用した研修教材を用いた職場巡視研修会（実地）、災害対応ができる産業医を育成するための研修会等を実施した。</p> <p>○ 静岡産業保健総合支援センター 事業場と産業医のマッチングや職場巡視研修会等を実施した。また、日本医師会が開催する会議でマッチングの取組を報告した。</p> <p>○ 広島産業保健総合支援センター 令和6年度までに構築した事業場と産業医のマッチングシステムの改良や産業医の資質向上を目的とした研修会を開催した。また、日本医師会や広島県医師会等が開催する会議でマッチングの取組を報告した。</p> <p>○ 福岡産業保健総合支援センター 産業医の資質向上とネットワーク化を目的とした事例検討会「産業医の会」や多言語対応の自己健康管理アプリ「のこすけん」の検証等を実施した。</p> <p>○ 沖縄産業保健総合支援センター 沖縄県医師会の協力のもと、アンケート調査により、事業場や産業医有資格者のニーズ等を把握し、産業医の資質向上やネットワーク構築を目的とした研修会等を実施した。</p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たり各産保センターで実施する運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策である「化学物質の自律的管理」、「女性特有の健康課題」、「行動災害の予防対策」や、常にニーズが高いメンタルヘルス対策に関する研修テーマを引き</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>当たっては、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。</p> <p>特に、メンタルヘルスに係る研修の拡充により労働者や管理監督者のリテラシー向上を図るとともに、働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る</p>	<p>産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。</p> <p>特に、メンタルヘルスに係る研修の拡充により労働者や管理監督者のリテラシー向上を図るとともに、働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る</p>	<p>当たっては、運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。</p> <p>特に、労働者の健康管理やメンタルヘルス対策における復職支援・治療と仕事の両立支援・女性特有の健康支援・化学物質による健康障害防止等の労働衛生行政上重要なテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。</p> <p>両立支援コーディネーターの</p>	<p>マを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施しているか。</p> <p>・労働者の健康管理やメンタルヘルス対策における復職支援・治療と仕事の両立支援・女性特有の健康支援・化学物質による健康障害防止等の労働衛生行政上重要なテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げているか。</p> <p>・両立支援コーディネーターの</p>	<p>続き設定するとともに、令和7年度当初に研修実施計画を策定し計画的に実施した。</p> <p>働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立支援の取組の強化が求められるなか、平成28年2月に策定された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的として、事業者・産業保健スタッフ等を対象とする研修（計233回、セミナー（計96回）、意識啓発教育（計263回）を実施した。なお、研修・セミナーについては、利便性の向上を図るため電子（WEB）会議システムも活用した。</p> <p>両立支援やメンタルヘルス等の事業場で問題となる事例を取り上げ、問題解決に向けグループで討議・検討する事例検討会（計226回）を実施した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
研修を実施すること。	研修を実施する。 また、研修の実施に当たっては、地域ごとに研修内容等が大きく異なることのないように配慮する。このほか、他団体との共催、必要なセミナー等を実施する。	能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会や交流会を、電子（WEB）会議システム等も活用し、産業保健総合支援センターにおいて実施する。	能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会や交流会を、電子（WEB）会議システム等も活用し、産業保健総合支援センターにおいて実施する。	<p>このうち、労災病院や両立支援センターとも連携の上、両立支援コーディネーター養成のための応用研修に代わる両立支援コーディネーター基礎研修修了者のための事例検討会を開催（計71回）するとともに、両立支援コーディネーター基礎研修修了者が忌憚なく自らの経験を語り合う等の情報共有・交流を図る場を設けることにより、両立支援コーディネーター間の連携強化及び地域のネットワークの構築を図ることを目的とする交流会も積極的に開催（計57回）した。</p> <p>効率的に多数の事業者・労働者等へ実施できるよう事業者団体、商工団体等と共催する等により、職場における労働者の健康管理等に関して事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すための啓発セミナーを電子（WEB）会議システム等も活用し実施した（計1,442回）。セミナーについては、労働衛生週間準備月間における他団体との共催セミナーにする等、効率的に実施した。</p> <p>○ 啓発セミナーのテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんながいきいき働くための職場環境改善 ・化学物質の自律的管理 ・事業場におけるメンタルヘルス対策について ・働く女性の健康支援に取り組むポイント <p>○ ストレスチェック制度については、ストレスチェック制度に関する研修及びセミナーを引き続き実施するとともに、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等を支援した。また、事業場でのメンタルヘルス対策の定着や若年層の自殺防止対策を図るため、事業場を訪問し、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック制度に関する研修 114回（延べ3,849人受講） ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 45回（延べ1,386人受講） ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 899回 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 761回 <p>（参考：令和6年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック制度に関する研修 129回（延べ4,371人受講） ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 37回（延べ1,134人受講） ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 980回 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 779回 			
		また、メンタルヘルス対策、	・メンタルヘルス対策、化学物				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じること。</p>	<p>イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じる。</p>	<p>化学物質による健康障害防止、女性特有の健康課題を題材にした啓発セミナーを実施する。</p> <p>なお、セミナーの実施に当たっては、他団体との共催とする等、効率的な実施を図る。</p> <p>イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルス不調や疾病を有する労働者への対応、治療と仕事の両立支援、化学物質による健康障害防止、腰痛・転倒予防、女性特有の健康課題等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。</p>	<p>質による健康障害防止、女性特有の健康課題を題材にした啓発セミナーを実施する。</p> <p>・セミナーの実施に当たっては、他団体との共催とする等、効率的な実施を図っているか。</p> <p>・産業保健総合支援センターにおいて、様々な課題に対する専門的相談への対応を行っているか。</p>	<p>イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施</p> <p>メンタルヘルスを始めとする産業保健に関する各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産保センターにおいて、電話、メール及びFAXでの相談受付を継続するとともに、全国共通の電話番号で所在地の産保センターに着信することができる全国統一ダイヤルを引き続き運用し、相談しやすい環境づくりを行うなど相談の利用勧奨に努めた。(産保センター相談件数：27,010件) ・令和6年能登半島地震をはじめとする災害救助法が適用となった災害により被災された住民の方(事業者、労働者及びその家族等)からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、発生から速やかに「心と健康の相談ダイヤル」を設置し、計3件の相談に対応した。 ・事業場における化学物質による健康障害防止、仕事での腰痛予防・転倒予防等、事業場の具体的な状況に応じた助言の要望に応じて、産業保健相談員による専門的実地相談に積極的に対応した。(専門的実地相談件数：1,538件) 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の改正による、全ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用すること。</p>	<p>また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等の改正による、全ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用する。</p> <p>あわせて、登録産業医等に対し「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」に係る研修を実施し、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて相談に応じられる体制を整備する。</p>	<p>また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等の改正による、全ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制やリスクアセスメント対象物健康診断に係る相談について、産業保健総合支援センター等において相談に応じられる体制を整備する。</p> <p>メンタルヘルス対策においては、産業保健総合支援センターの状況に応じて、メンタルヘルス対策・両立支援促進員の増員に積極的に取り組むほか、メンタルヘルス対策支援アドバイザーを配置し、促進員等に対し助言・指導を行う。</p>	<p>・令和4年5月の労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等の改正による、全ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制やリスクアセスメント対象物健康診断に係る相談について、産業保健総合支援センター等において相談に応じられる体制を整備しているか。</p> <p>・メンタルヘルス対策においては、産業保健総合支援センターの状況に応じて、メンタルヘルス対策・両立支援促進員の増員に積極的に取り組むほか、メンタルヘルス対策支援アドバイザーを配置し、促進員等に対して助言・指導を行っているか。</p>	<p>事業所等からの相談が多いメンタルヘルス対策や長時間労働による健康障害等への対応、治療と仕事の両立支援への対応、法改正への的確な対応等を支援するため、1,441人(令和7年度末時点)の産業保健相談員を委嘱し、事業場から専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。</p> <p>リスクアセスメント対象物健康診断に係る相談に対応できるよう、令和6年3月に、産業保健相談員等の産保センタースタッフ向けの研修を実施している。</p> <p>また、産業保健相談員等が対応に苦慮する事案について専門的な相談に応じられるよう、アドバイザー産業医(計7人)を本部で委嘱している。(再掲)</p> <p>女性特有の健康課題や高齢者の労働災害防止対策に係る相談等に対応できるよう、令和8年3月に、産業保健相談員等の産保センタースタッフ向けの研修を実施した。</p> <p>ブロックごとに産保センターの産業保健専門職会議を開催するとともに、令和7年10月には、産業保健専門職を対象とした全国研修会を開催することにより、相談対応等を行う職員の資質の向上を図った。</p> <p>労働局・労働基準監督署が主催の労働衛生週間に係る説明会や各種研修の終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修テーマ等に関連した相談等に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。</p> <p>メンタルヘルス対策については、以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策・両立支援促進員を721人委嘱(令和7年度末時点)し、メンタルヘルス対策の支援体制を整備している。 ・メンタルヘルス不調に関する対応困難な事案について助言・指導を受けられるよう、全ての産保センターでメンタルヘルス対策支援アドバイザーを委嘱している。 ・ストレスチェック制度導入及び実施に係る支援策として、専用の電話相談窓口(ストレスチェック制度サポートダイヤル)を開設するとともに、メール相談にも対応するなど、全国の事業場からの様々な相談に対応(相談件数1,377件)した。 ・心の健康づくり計画の策定、ストレスチェック制度の導入、職場復帰支援プログラムの策定等の事業場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、メンタルヘルス対策に係る個別訪問支援(4,392件)を実施した。 <p>治療と仕事の両立支援については、以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産保センター(47か所)が労災病院(29か所)と連携する形で、がん等の患者(労働者)のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応(相談件数3,947件)した。 ・産保センターのほか、労災病院以外の医療機関(がん診療連携拠点病院等中心、令和7年度398医療機関)で、相談に対応(相談件数4,922件)しており、世間からの二 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>地域産業保健センターにおいては、産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービスとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。</p> <p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p>	<p>地域産業保健センターにおいては、産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービスを発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。</p> <p>なお、各地域における相談内容や対応結果については、機構本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。</p> <p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p>	<p>地域産業保健センターは産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービスを発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。</p> <p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p>	<p>・地域産業保健センターは産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談について、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供しているか。</p> <p>・各地域における相談内容や対応結果については、機構本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用しているか。</p>	<p>一ズが非常に高いと考えられる両立支援の相談に対応した。</p> <p>・治療と仕事の両立支援に係る個別訪問支援を 2,780 件、個別調整支援を 644 件実施した。</p> <p>小規模事業場からの健康診断結果の意見聴取や労働者の健康管理に関する相談、長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導等の実施に対応した。また、利用者の利便性、きめ細かなサービスを実施するため以下の取組を実施した。</p> <p>○ ワンストップサービス機能の発揮</p> <p>小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産保センターと地産保が密接に連携して、利用者に対して迅速に対応をした。</p> <p>【ワンストップサービスの事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署から職場の作業管理や作業環境管理に係る指導を受けた事業場からの相談を受けた地産保が、産保センターに対応を依頼して実施した。 ・事業場からメンタルヘルス不調の労働者に関する相談申込みを受けた産保センターが、地産保に対応を依頼して実施した。 ・事業場から医師の意見聴取の申込みを受けた地産保が、事業場の利便性を図るため、当該事業場の所在地に近い地産保に対応を依頼して実施した。 <p>○ 積極的な周知・勧奨</p> <p>労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勧奨に努めた。</p> <p>○ 産業保健総合支援センターとの情報共有</p> <p>各産保センターにおいて実施された相談内容等においては、本部において集計を行い、毎月各産保センターに情報提供し業務の改善に活用している。</p> <p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価										
<p>真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めないこと。</p> <p>また、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めること。</p>	<p>真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。</p> <p>また、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域産業保健センターの運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。</p> <p>なお、支援ニーズに対応するため、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のあ</p>	<p>真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。</p> <p>また、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域産業保健センターの運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。</p> <p>なお、支援ニーズに対応するため、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援や高ストレス者に対する面接指導を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。</p>	<p>・支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めているか。</p> <p>・支援ニーズに対応するため、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援や高ストレス者に対する面接指導を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充しているか。</p>	<p>「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」（平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号）に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規事業場を優先的に支援する等、取組の重点化及び効率化に取り組んだ。</p> <p>地域の医師会等に協力を依頼するなど、地産保の活動に不可欠な登録産業医、登録保健師の拡充にも取り組んでいる。</p> <p>・登録産業医、登録保健師の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録産業医</td> <td>8,054人</td> <td>8,272人</td> </tr> <tr> <td>登録保健師</td> <td>383人</td> <td>407人</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場においても、労働者数50人以上の事業場と同様に、ストレスチェックの実施が義務となる（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）。地産保では、高ストレス者に対する面接指導の需要</p>	区分	令和6年度	令和7年度	登録産業医	8,054人	8,272人	登録保健師	383人	407人		
区分	令和6年度	令和7年度													
登録産業医	8,054人	8,272人													
登録保健師	383人	407人													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>エ 個人事業者等に対する支援体制の充実</p> <p>産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行うこと。</p> <p>また、地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入している個人事業者等も加えること。</p>	<p>エ 個人事業者等に対する支援体制の充実</p> <p>産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行う。</p> <p>また、地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入している個人事業者等も加える。</p>	<p>あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。</p> <p>自主的な産業医の選任が強く求められる労働者数30~49人の事業場における産業医活動を支援するため、小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業を実施する。</p> <p>エ 個人事業者等に対する支援体制の充実</p> <p>産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行う。</p> <p>また、地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入している個人事業者等も加える。</p>	<p>・産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組んでいるか。</p> <p>・自主的な産業医の選任が強く求められる労働者数30~49人の事業場における産業医活動を支援するため、小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業を実施しているか。</p> <p>・産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行っているか。</p> <p>・地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入している個人事業者等も加えているか。</p>	<p>増加が見込まれることから、産保センターや地産保の実務担当者、医師会関係者、厚生労働省にご協力いただきながら、地産保の運営強化に向けた検討を進めている。</p> <p>小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業を28地産保で実施し、73事業場を支援した。</p> <p>エ 個人事業者等に対する支援体制の充実</p> <p>労災保険に特別加入している個人事業者等についても、産保センターの研修等の受講対象者とすることや、地産保が実施する相談対応の対象者としている。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>オ 事業主団体等の取組支援</p> <p>商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行うこと。</p>	<p>オ 事業主団体等の取組支援</p> <p>商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行う。</p>	<p>オ 事業主団体等の取組支援</p> <p>商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行う。</p> <p>カ 助成金の充実及び活用促進</p> <p>中小企業の産業保健活動を支援する「団体経由産業保健活動推進助成金」を、引き続き、適切に審査から支給までの手続を行う。</p> <p>キ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援</p> <p>事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催する。</p>	<p>・商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行っているか。</p> <p>・「団体経由産業保健活動推進助成金」を、適切に審査から支給までの手続を行っているか。</p> <p>・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催しているか。</p>	<p>オ 事業主団体等の取組支援</p> <p>中小企業や労災保険の特別加入者を支援する団体等が、傘下の中小企業等に対し、産業医、保健師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援を行った。</p> <p>カ 助成金の充実及び活用促進</p> <p>「団体経由産業保健活動推進助成金」については、商工会議所をはじめとした事業主団体等に周知等を行うとともに、手引きに基づき、適切に審査から支給までの手続を行っており、18件の支給を行った。</p> <p>キ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援</p> <p>事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康管理体制の向上に資するテーマを内容とした研修会を福島第一原子力発電所内で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者、安全衛生推進者等対象研修実施回数 4回（WEB開催1回） テーマ「免疫力向上のために必要な知識と行動」等 ・廃炉作業員対象研修実施回数 7回 テーマ「生活習慣病との上手な付き合い方」等 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>(3) メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策（メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。）をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健</p>	<p>(3) メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策（メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。）をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健</p>	<p>なお、電子（WEB）会議システム等を活用した研修会も開催することとし、健康管理体制の向上に資する情報の提供に努める。</p> <p>また、事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象とした健康支援相談窓口については、電子（WEB）会議システム等を活用した相談対応も実施することとし、利用者への健康支援サービスの継続に努める。</p> <p>(3) メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策（メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。）をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健</p>	<p>・電子（WEB）会議システム等を活用した研修会も開催することとし、健康管理体制の向上に資する情報の提供に努めているか。</p> <p>・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象とした健康支援相談窓口については、電子（WEB）会議システム等を活用した相談対応も実施することとし、利用者への健康支援サービスの継続に努めているか。</p> <p>・事業場におけるメンタルヘルス対策（メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。）をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健</p>	<p>事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口を福島第一原子力発電所内に開設し、健康支援相談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康支援相談窓口開設回数 48 回 ・健康支援相談件数 111 件 <p>(3) メンタルヘルス対策の推進</p> <p>メンタルヘルス対策・両立支援促進員を 721 人委嘱（令和 7 年度末時点）し、メンタルヘルス対策の支援体制を整備している（再掲）</p> <p>心の健康づくり計画の策定、ストレスチェック制度の導入、職場復帰支援プログラムの策定等の事業場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、メンタルヘルス対策に係る個別訪問支援（4,392 件）を実施した。（再掲）</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>師の配置拡大等、産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備すること。</p> <p>また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実施が効果的であるので、産業保健総合支援センター等におけるメンタルヘルス対策に係る支援の実施に当たっては、この点に配慮すること。</p> <p>さらに、産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図ること。</p> <p>(4) 産業保健活動総合支援事</p>	<p>師の配置拡大等、産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備する。</p> <p>また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実施が効果的であるので、産業保健総合支援センター等におけるメンタルヘルス対策に係る支援の実施に当たっては、この点に配慮する。</p> <p>さらに、産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図る。</p> <p>(4) 産業保健活動総合支援事</p>	<p>師をメンタルヘルス対策・両立支援促進員等として委嘱することで支援体制を整備する。</p> <p>また、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施するほか、メンタルヘルス対策における復職支援に関する研修についても実施する。</p> <p>(4) 産業保健活動総合支援事</p>	<p>師をメンタルヘルス対策・両立支援促進員等として委嘱することで支援体制を整備しているか。</p> <p>・産業保健関係者等を対象とした研修を実施するほか、メンタルヘルス対策における復職支援に関する研修についても実施しているか。</p> <p>・産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図っているか。</p> <p>(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進</p>	<p>電子（WEB）会議システムを活用し、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向け、産業保健関係者等を対象とした研修等を実施した。</p> <p>また、各産保センター単位でもメンタルヘルス対策・両立支援促進員会議を開催し、事業場におけるメンタルヘルス対策支援体制の質的向上に努めた。</p> <p>ストレスチェック制度については、ストレスチェック制度に関する研修及びセミナーを引き続き実施するとともに、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック制度に関する研修 114 回（延べ 3,849 人受講） ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 45 回（延べ 1,386 人受講（速報値）） ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 899 回 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 761 回 <p>（参考：令和 6 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック制度に関する研修 129 回（延べ 4,371 人受講） ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 37 回（延べ 1,134 人受講） ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 980 回 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 779 回 <p>(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>業の利用促進</p> <p>ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。</p> <p>また、労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利</p>	<p>業の利用促進</p> <p>ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。</p> <p>また、労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利</p>	<p>業の利用促進</p> <p>ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報に活用する。</p> <p>また、労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利</p>	<p>・従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報に活用しているか。</p> <p>・労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の</p>	<p>ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産保センター及び地産保の利用者を対象として、令和7年10月～12月にアンケート調査を実施した。</p> <p>また、「運輸業」、「建設関連」、「商工関連」、「電気関連」、「情報通信」、「製造」、「環境衛生」、「農業」、「保険」の16団体に対し、ヒアリング調査を実施した。</p> <p>各産保センターの利用促進が図られるよう、これらの調査結果を各産保センターにも説明し、広報活動への活用やサービスの改善（各業界のニーズに応じた支援の実施、必要とする情報の提供等）に努めている。</p> <p>また、労働局、労働基準監督署から地産保等の積極的な活用の呼び掛けに係る発信文書を管内の事業場に送付いただくなど、労働局・労働基準監督署と連携し、地産保のコーディネーターが中心となって新規利用者の活用促進に努めている。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>利用者の活用促進に取り組むこと。</p> <p>インターネットの利用等による情報発信</p> <p>インターネットその他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究開発等について情報発信を進めること。</p>	<p>利用者の活用促進に取り組む。</p> <p>インターネットの利用等による情報発信</p> <p>産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究開発等について産業保健関係者に対する情報発信を行う。その際、情報誌、ホームページ、メールマガジン、動画等により利便性の向上に努める。</p> <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、周知啓発等を行うとともに、労働者に対する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどし</p>	<p>利用者の活用促進に取り組む。</p> <p>インターネットの利用等による情報発信</p> <p>産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン等により産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究開発等に関する情報について情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得る等して積極的に取り組む。</p> <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行う。</p>	<p>活用促進に取り組んでいるか。</p> <p>・産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン等により産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究開発等に関する情報について情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得る等して積極的に取り組んでいるか。</p> <p>・事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行っているか。</p>	<p>インターネットの利用等による情報発信</p> <p>機構の研究開発等を紹介している産業保健情報誌「産業保健21」の発行に加え、産業保健に係る最新情報のホームページ掲載、産保センターを利用している事業場等に対する治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス対策関連などの最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンの配信などを積極的に行っている。</p> <p>なお、「産業保健21」では、産業保健情報誌編集委員会を開催し、掲載内容について専門家の意見を反映しながら「産業保健スタッフの育成」、「過労死等防止を考える」、「災害に対応する危機管理体制とは」、「転倒災害の防止対策」を特集し、産業保健関係者に対して時宜を得た情報提供に努めた。</p> <p>企業及び医療機関における治療と仕事の両立支援の取組の普及促進を効果的に図り、両立支援の内容、その重要性を周知するため、治療と仕事の両立支援に係る情報を集約した両立支援ポータルサイトの充実を図るとともに、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」、「取組事例集 治療と仕事の両立支援～支援の開始から職場復帰まで～」等、産業保健にかかるパンフレットを作成し、がん診療連携拠点病院などの医療機関等に約10万部配布するとともに、機構ホームページ上に公開して周知を図った。</p> <p>動画及び広告コンテンツに視聴者に親しみやすく安心感のある芸能人を起用し、特設サイト「さんぽセンターWEB ひろば」にて、産保センター等について分かりやすく解説する動画を掲載するとともに、ポスター及びリーフレットを作成し、関係機関に配付した。</p> <p>また、産保センター及び地産保の認知を向上させ、産業保健関係者に産業保健サービスの利用を促し、更なる産業保健活動の支援を図ることを目的に、機構本部でラジオ広告を実施するほか、各産保センターでバスラッピング広告等を実施した。</p> <p>令和6年3月からは、漫画キャラクターを起用し、治療と仕事の両立支援に係る周知動画及びリーフレットを作成し、機構本部及び各産保センターのホームページに公開している。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	積極的に取り組む。			<p>こうした積極的な広報により、専門的研修等の活動が地元テレビや地元新聞等に取り上げられている。</p> <p>○ 主な広報実績事案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FM桐生：産保センターの治療と仕事の両立支援に係る取組 ・ FM沖縄：産保センター及び地産保の事業 ・ 新日本海新聞社：両立支援出張相談窓口の開設 ・ 東奥日報：産保センターが開催するセミナー（治療と仕事の両立支援） ・ 京都新聞：産保センターが開催するセミナー（治療と仕事の両立支援） ・ NHK：産保センターの治療と仕事の両立支援に係る取組 ・ テレビ埼玉：産保センターの活動内容 ・ RCC中国放送、NHK、広島ホームテレビ：産保センターが開催するセミナー（熱中症対策） ・ FM群馬：産保センターの役割等 <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても積極的にホームページへの掲載やメールマガジンの配信等により情報提供を行った。</p>		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	未払賃金立替払事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第6号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業ID：002454、018828

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	20日以内（不備事案を除いた平均）	—	20.0日	20.0日					予算額（千円）	11,382,323	15,484,559		
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	—	16.0日 （前中期目標期間平均値）	19.3日	18.9日					決算額（千円）	12,559,123	13,165,813		
達成度	—	—	103.5%	105.5%					経常費用（千円）	10,085,686	9,937,981		
									経常利益（千円）	8,881	13,234		
									行政コスト（千円）	10,085,686	9,937,981		
									従事人員数（人）	8	9		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>8 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図るほか、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p>	<p>8 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施及び裁判</p>	<p>8 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>迅速かつ適正な立替払を実施するため、次の措置を講ずる。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内とすること。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・迅速かつ適正な立替払を実施するため、次の措置を講じているか。</p>	<p>8 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>未払賃金立替払制度は、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとして、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、「賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年5月27日法律第34号）」に基づいて、その賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度である。「労働者災害補償保険法」（昭和22年4月7日法律第50号）第29条により社会復帰促進等事業として、独立行政法人労働者健康安全機構が業務を実施している。</p> <p>以上の趣旨から、最大限迅速かつ適正な支払に努めた。引き続き審査日数の要因分析を行い、定期的な審査担当者間の業務打合せ（年10回）による情報共有と審査能力の向上、困難事案に係る早期相談体制の構築等に引き続き取り組んだ。</p> <p>令和7年度の支払件数は28,987件と高水準であった。大型請求事案について、事前調整を16事案行った。また、社会保険労務士資格を有する嘱託職員1名の新規採用及び他課の人員による審査業務の協力等により、効率的かつ迅速な立替払の実施に努めた結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について、目標値（20日以内）を達成し、昨年度比で0.4日短縮することができた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>主な定量的指標である、請求書の受付日から支払日までの期間は、当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者への制度の周知のための各弁護士会等との研修会の実施や地方裁判所に赴いての協力依頼を行ったほか、大型請求事案について事前調整を行ったことにより、所期の目標を達成している。</p> <p>本事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして迅速な支払が求められる性格であることを踏まえ、先述した積極な大型請求事案の事前調整を行う等ことにより、効率的かつ迅速な立替払の実施に努めるよう努力した結果、支払日数が18.9日となり、目</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
				業務実績	自己評価							
	所への協力要請を行うとともに、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週1回払いを堅持する。	<p>① 原則週1回の立替払を堅持する。</p> <p>② 請求者向けに加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図る。</p> <p>③ 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や破産管財人に選任される弁護士等への研修会を実施するため、開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行う。</p> <p>地方裁判所にはパンフレット等の配付・訪問等を通じて協力</p>	<p>・原則週1回の立替払を堅持しているか。</p> <p>・請求者向けに加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図っているか。</p> <p>・日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や破産管財人に選任される弁護士等への研修会を実施するため、開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行っているか。</p> <p>・地方裁判所にはパンフレット等の配付・訪問等を通じて協力要</p>	<p>・支払期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払日数</td> <td>19.3日</td> <td>18.9日</td> </tr> </tbody> </table> <p>原則週1回の立替払（年間50回）を確保した。</p> <p>裁判所・関係機関向けに未払賃金の立替払制度の概要や請求書の提出先、相談コーナーの案内等をまとめたリーフレットを作成し、裁判所等に配付することで制度の周知、積極的な情報提供を図った。</p> <p>また、機構ホームページに、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設定し、請求者等からの質問に24時間対応している。</p> <p>当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」との未払賃金立替払制度に関する定期協議（令和7年11月開催）にて、制度の現況や問題となっている事項、各弁護士会等との未払賃金立替払制度に関する研修会（平成22年度から開催）の開催状況を報告するとともに、開催方法、周知方法について協議を行い、本制度への一層の理解を促した。また、当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ずしも制度を十分に理解しているとは言えないため、制度の概要や未払賃金額等の証明時の留意点等を周知するために各弁護士会等との未払賃金立替払制度に関する研修会（平成22年度から開催）を9回実施した。</p> <p>（令和7年度の出席者：弁護士295人）</p> <p>また、各地方裁判所（7地裁）に赴き、当制度の運営状況について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営への協力要請を行った。</p> <p>（訪問先：7地裁、裁判官9人、書記官29人。）</p>	区分	令和6年度	令和7年度	支払日数	19.3日	18.9日	<p>標20日以内を達成し、昨年度比で0.4日短縮することができた。</p> <p>以上、中期計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、Bと評価する。</p>	
区分	令和6年度	令和7年度										
支払日数	19.3日	18.9日										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>要請を行う。</p> <p>④ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を開催し、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や事業の円滑な運営に関することについて広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。</p> <p>⑤ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。</p>	<p>請を行っているか。</p> <p>・破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を開催し、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や事業の円滑な運営に関することについて広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進しているか。</p> <p>・大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施しているか。</p> <p>・立替払の実施に際し、立替払</p>	<p>不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を令和7年11月に開催した。破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点及び未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。</p> <p>大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、16事案について、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図られた。なお、大型請求事案の中には、社会問題となった請求者2,456人の超大型事案もあったが、厚生労働省と緊密に連携するとともに、破産管財人との事前調整を破産管財人選任当初から密に行うことにより、滞りなく支払うことができた。</p> <p>東京都のA社：請求者2,456人について平均11.6日で支払 三重県のB社及びC社の関連2社：請求者1,026人について平均11.0日で支払 神奈川県D社：請求者431人について平均13.1日で支払 等</p> <p>イ 立替払金の求償</p> <p>破産事案において立替払い時に既に破産廃止になっている場合や、事実上の倒産事案において事業主の所在が不明である場合を除き、立替払の実施に当たっては、関係する破産管財人</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																	
				業務実績	自己評価																																		
	後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。	後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。	後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図っているか。	<p>又は事業主の全てに機構が立替払通知を送付し、立替払後の求償権を適切に行使した。</p> <p>なお、事実上の倒産事案において立替払通知が宛所不明で未送達となったものについては、事業所を管轄する労働基準監督署に協力を要請し、事業主の所在の把握に努めた。</p> <p>・ 求償通知送付状況（事業所数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産事案</td> <td>1,569件</td> <td>1,210件</td> </tr> <tr> <td>再建型倒産事案</td> <td>1件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>事実上の倒産事案</td> <td>1,239件</td> <td>1,344件</td> </tr> <tr> <td>その他（特別清算等）</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>全事案計</td> <td>2,809件</td> <td>2,556件</td> </tr> </tbody> </table> <p>立替払の実施に際し、以下のとおり機構が求償権を適切に行使することにより、弁済可能な債権の確実な回収を図った。 （参考：制度発足から令和7年度末までの累積回収率 25.46%）</p> <p>（ア）破産事案における求償権の行使 破産事案においては、破産管財人に求償債権についての裁判所届出状況を確認し、破産債権が認められる場合に未届であれば債権届出書を、既に労働者名で届出済であれば名義変更届出書を提出し、裁判所の破産手続において確実に債権の保全を図った。</p> <p>・ 債権届出（名義変更を含む。）状況（事業所数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産事案</td> <td>277件</td> <td>249件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）再建型倒産事案における求償権の行使 再建型倒産事案においては、事業主（再生債務者）から提出された弁済計画書を確認し確実な債権回収に努め、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、速やかに弁済の督促を行ったところ2社が完済した。</p> <p>・ 弁済督促等状況（延べ回数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>督促事業所数</td> <td>35回</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>129回</td> <td>109回</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ）事実上の倒産事案における求償権の行使 事実上の倒産事案においては、立替払後に事業主から弁済計画書を徴し、確実な債権回収に努めているが、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、定期的に督促を行った。</p>	区分	令和6年度	令和7年度	破産事案	1,569件	1,210件	再建型倒産事案	1件	2件	事実上の倒産事案	1,239件	1,344件	その他（特別清算等）	0件	0件	全事案計	2,809件	2,556件	区分	令和6年度	令和7年度	破産事案	277件	249件	区分	令和6年度	令和7年度	督促事業所数	35回	15回	弁済事業所数	129回	109回		
区分	令和6年度	令和7年度																																					
破産事案	1,569件	1,210件																																					
再建型倒産事案	1件	2件																																					
事実上の倒産事案	1,239件	1,344件																																					
その他（特別清算等）	0件	0件																																					
全事案計	2,809件	2,556件																																					
区分	令和6年度	令和7年度																																					
破産事案	277件	249件																																					
区分	令和6年度	令和7年度																																					
督促事業所数	35回	15回																																					
弁済事業所数	129回	109回																																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																	
				業務実績	自己評価																																		
<p>(2) 情報開示の充実</p> <p>年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。</p> <p>(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化</p> <p>デジタルガバメントの実現に向けて、現在文書での提出を求めている未払賃金立替払の請求</p>	<p>(2) 情報開示の充実</p> <p>年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにすること。</p> <p>また、支払件数等の速報値を随時ホームページで公表する。</p> <p>(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化</p> <p>オンライン化に向けて未払賃金立替払システムの抜本的な改修を令和7年度末までに行う。</p>	<p>(2) 情報開示の充実</p> <p>年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにすること。</p> <p>また、支払件数等の速報値を随時ホームページで公表する。</p> <p>(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化</p> <p>オンライン化に向けて未払賃金立替払システムの抜本的な改修を令和7年度末までに実施す</p>	<p>・年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を公表しているか。</p> <p>・支払件数等の速報値を随時ホームページで公表しているか。</p> <p>・オンライン化に向けて未払賃金立替払システムの抜本的な改修を令和7年度末までに実施す</p>	<p>・弁済督促等状況（延べ回数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>督促事業所数</td> <td>1,668回</td> <td>1,906回</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>613回</td> <td>592回</td> </tr> </tbody> </table> <p>立替払した認定事業場で債権が判明している場合、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合には、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行った。</p> <p>・差押命令申立状況（延べ第三債務者数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立事業所数</td> <td>10件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>回収事業所数</td> <td>2件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 情報開示の充実</p> <p>年度ごとの立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及びホームページにおいて情報を公開している。また、厚生労働省のホームページにおいても未払賃金立替払事業の実施状況を公開しており、機構ホームページにもリンクさせている。なお、支払件数等の速報値もホームページで公表している。</p> <p>・立替払状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>2,623件</td> <td>2,223件</td> </tr> <tr> <td>支給者数</td> <td>30,591人</td> <td>28,987人</td> </tr> <tr> <td>立替払額</td> <td>11,046百万円</td> <td>11,885百万円</td> </tr> <tr> <td>回収金額</td> <td>1,731百万円</td> <td>2,008百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化</p> <p>令和7年度は電子申請化等を可能とする未払賃金立替払システム改修を完了した。これにより、これまで請求者が当機構に立替払賃金を請求する際に、振り込み先の銀行口座等を記載の上で紙の請求書を郵送していたものが、オンラインでも請求可能となり、マイナポータルを活用の上で公金口座へ立替払賃金を支払うことが可能となったことに加え、これまで各労働基準監督署が認定決定した情報等は郵送で連携していたものが、システム上での情報連携が可能となった。</p>	区分	令和6年度	令和7年度	督促事業所数	1,668回	1,906回	弁済事業所数	613回	592回	区分	令和6年度	令和7年度	申立事業所数	10件	11件	回収事業所数	2件	6件	区分	令和6年度	令和7年度	企業数	2,623件	2,223件	支給者数	30,591人	28,987人	立替払額	11,046百万円	11,885百万円	回収金額	1,731百万円	2,008百万円		
区分	令和6年度	令和7年度																																					
督促事業所数	1,668回	1,906回																																					
弁済事業所数	613回	592回																																					
区分	令和6年度	令和7年度																																					
申立事業所数	10件	11件																																					
回収事業所数	2件	6件																																					
区分	令和6年度	令和7年度																																					
企業数	2,623件	2,223件																																					
支給者数	30,591人	28,987人																																					
立替払額	11,046百万円	11,885百万円																																					
回収金額	1,731百万円	2,008百万円																																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>について、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、2025（令和7）年度末までにオンライン化に向けて調整するとともに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）を踏まえ、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、機構が保有する未払賃金立替払システムと情報連携ができるよう、可能な限り令和7年度末までにシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図ること。</p>		<p>べく、必要な作業を遂行する。</p>	<p>べく、必要な作業を遂行しているか。</p>			

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	納骨堂の運営事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第7、9号 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 我が国の経済社会の発展と豊かさは、様々な産業で働いてきた方々のたゆみない尽力により築かれたものであり、この発展と豊かさの陰に、労働災害によって失われた尊い生命が数多くあることは忘れてはならない。高尾みこも霊堂は、合祀慰霊式の開催も含め、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊の場であるとともに、合祀慰霊式において労働災害の根絶に向けた取組を誓う場であることから、霊堂の適切な管理・運営は非常に重要な事業である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018829

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
来堂者、遺族等の満足度（計画値）	3.0点以上（平均）	—	3.0点	3.0点					予算額（千円）	92,639	146,628		
来堂者、遺族等の満足度（実績値）	—	（新規指標）	3.7点	3.6点					決算額（千円）	111,121	112,900		
達成度	—	—	123.3%	120.0%					経常費用（千円）	91,665	108,430		
									経常利益（千円）	8,258	△44		
									行政コスト（千円）	91,665	108,430		
									従事人員数（人）	1	1		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>9 納骨堂の運営業務</p> <p>高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行うこと。</p>	<p>9 納骨堂の運営業務</p> <p>高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行う。</p> <p>また、毎年、遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安する。</p>	<p>9 納骨堂の運営業務</p> <p>高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行う。</p> <p>また、遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安する。慰霊式当日に参列できない御遺族等に配慮し、慰霊式の模様をライブ配信する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・来堂者、遺族等の満足度調査で、平均点3.0点以上を得ること。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行っているか。</p> <p>・遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安する。慰霊式当日に参列できない御遺族等に配慮し、慰霊式の模様をライブ配信しているか。</p>	<p>9 納骨堂の運営業務</p> <p>(1) 産業殉職者合祀慰霊式に係る取組</p> <p>高尾みころも霊堂は、産業殉職者の慰霊と遺族の援護に対応するため、昭和47年に労災保険法施行20周年を記念して建立された施設である。毎年秋には、新たに労働災害で亡くなられた産業殉職者を合祀するため、産業殉職者合祀慰霊式を開催している。</p> <p>令和7年10月22日に高尾みころも霊堂において、54回目となる産業殉職者合祀慰霊式を開催した。産業殉職者の御遺族をはじめ、厚生労働大臣（代理）、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、中央労働災害防止協会等の各界を代表する来賓等477人の参列の下、新たに2,437人の産業殉職者の御霊（みたま）を奉安するとともに、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを御霊の前で誓った。</p> <p>また、慰霊式に参列できない御遺族等の気持ちに寄り添い、参列した気持ちになっていただけるようインターネット（YouTube）によるライブ配信を行うとともに、労働局、労働基準監督署、労災病院等関係機関に同日同時刻に黙とうの協力依頼をし、産業殉職者合祀慰霊式開催後には、参列できなかった御遺族のために式典の模様をホームページやX（旧Twitter）で掲載するとともに、式典の模様が伝わるよう写真を多用したパンフレットを作成し御遺族に送付した。</p> <p>このほかにも、次のような取組をもって参列者に配慮した慰霊式を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行が困難な御遺族等の来場をサポートするため、近隣施設の協力を得て、歩行困難者用駐車場を特設 ・高尾駅と霊堂との間で送迎バスを運行 ・敷地内の坂道でゴルフカートを運行 ・仮設トイレの設置 ・子ども連れの遺族に対して、建物内におむつ交換所、ライブ配信用大型モニターを設置 ・遺族以外でも参列できるよう受付手続きを整備 ・冷雨対策として、傘やブランケットの貸与、カイロの配付を実施 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>主な定量的指標である、来堂者、遺族等の満足度は、所期の目標を上回る成果が得られている。</p> <p>なお、質的な成果として、産業殉職者合祀慰霊式当日は、歩行が困難な御遺族等の来場をサポートするための駐車場を敷地内に特設したほか、雨が降る肌寒い天候の中で参列者に対して傘やブランケットの貸出を行うことなどにより、慰霊の場としてふさわしい環境を整備できている。</p> <p>以上、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていることを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
IT技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築すること。	さらに、IT技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築する。 加えて、産業殉職者慰霊事業について、ホームページやパンフレットのほか様々な手段を用	さらに、IT技術で来堂を疑似体験できるよう制作した360度動画の周知に努める。 加えて、産業殉職者慰霊事業について、ホームページやパンフレットのほか様々な手段を用	・IT技術で来堂を疑似体験できるよう制作した360度動画の周知に努めているか。 ・産業殉職者慰霊事業について、ホームページやパンフレットのほか様々な手段を用いて周	<p>(2) 日々の来堂者に対する取組 日々の来堂者からの要望を踏まえ接遇、環境整備等の改善に努めた。(環境整備の一例：参列者から、霊堂に向かう坂道に苔が生えており滑りやすく危険であるとの指摘があったことを踏まえ、苔の除去を行い、安全面に配慮した。) 高尾みころも霊堂緑地内のナラ枯れ対策として危険樹木等の剪定、伐採、撤去等を行い高尾みころも霊堂の環境整備と維持管理に努めた。 また、日々の来堂者を接遇する霊堂職員に対して、高尾みころも霊堂の目的や歴史、御遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング(OJT)を行った。</p> <p>(3) 遺族等に対する満足度調査 産業殉職者合祀慰霊式の遺族及び日々の来堂者に対して、満足度調査を実施しており、上記(1)及び(2)の取組の結果、3.6点の高評価を得た。 ※全体的な評価が「満足」だった場合の点数(3点)を目標値とする(アンケート指標「非常に満足」4点、「満足」3点、「不満足」2点、「非常に不満足」1点)。 なお、アンケートの回答率は、4.2%であった。(回答率：4.2%=回答者357人/遺族及び来堂者8,602人×100) これまで来堂者にアンケートを配布していなかったことから、令和8年2月より、納骨堂受付にアンケート用紙を設置するとともに、来堂者に対し「霊堂をより良い環境にするため、よろしければご意見をお聞かせください。」と声かけを行い、回答率の向上を図っている。</p> <p>(4) IT技術の活用について 高尾みころも霊堂に来訪できなくとも参拝者の視点で納骨堂の訪問と参拝を疑似体験できる360度動画を制作。 機構の公式Youtubeチャンネルの「高尾みころも霊堂VR参拝」にて公開するとともに、機構ホームページにもリンクを掲載した。</p> <p>(5) 産業殉職者慰霊事業の周知 機構ホームページやX(旧Twitter)を通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を発信することで産業殉職者慰霊事業の周知に努めるとともに、新たに高尾みころも霊堂のポスターを製作して、厚生労働省関係部局、機構関連施設を通じて、施設内のポスター掲示等を依頼した。 ○ 厚生労働省</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	いて周知に努める。	いて周知に努める。	知に努めているか。	<p>各都道府県労働局</p> <p>○ 機構関連施設 各労災病院、各労災看護専門学校、各産保センター、安衛研</p> <p>さらに、全国の事業場から安全衛生に携わる関係者等が集まる「緑十字展」（中央労働災害防止協会主催、令和7年は9月10日～12日 インデックス大阪、来場者27,921人）に3年連続で「公益財団法人 産業殉職者霊堂奉賛会」と共同出展して、ブースを設置し、パンフレット及びうちわの配布並びにパネル展示により、産業殉職者慰霊事業のPRを実施した。</p> <p>また、高尾みころも霊堂を紹介するパンフレットの内容を見直し、47都道府県の労働局及び327の労働基準監督署、機構関連施設の各産保センター等に合計9,910部を送付し、産業殉職者慰霊事業についての周知を要請するとともに、産業殉職された方の御遺族に6,005部送付した。</p>		

4. その他参考情報
特になし

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-10	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払業務		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給を行うこと	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第8号 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID : 003085

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
									予算額（千円）	44,716,767	52,089,797		
									決算額（千円）	17,325,846	12,188,239		
									経常費用（千円）	17,326,015	12,188,049		
									経常利益（千円）	—	—		
									行政コスト（千円）	17,326,015	12,188,049		
									従事人員数（人）	3	3		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
				業務実績	自己評価							
<p>10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。</p> <p>評価に当たっては、支払件数、支払に要した期間及び個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況を勘案し評価を実施する。</p>	<p>10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p>10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。</p>	<p>10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項</p> <p>1 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の適切かつ迅速な支払の実施</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた1,089件の案件について支払情報受領後、認定決定通知書において示された期限内（認定の決定があった日の翌月月末まで）に速やかに支払を実施した。</p> <p>なお、支払事務を行うに当たっては、支払事務マニュアルに基づき個人情報の取扱いに特に配慮した。</p> <p>また、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営要領（令和3年12月20日基発1220第2号）及び特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程に基づき、適切な管理に努めた。</p> <p>本制度については、令和3年度末（令和4年3月18日）に第1回目の支払を行い、その後、作業手順や支払事務マニュアルの見直しを重ねてきたところであり、これらの取組みにより支払業務が安定的に移働し始めたところである。令和7年度においても引き続き確実な支払の実施に努めており、今後もより効率的かつ適正な業務遂行を目指し、改善点がないか日々の業務の中で点検を行うこととしている。</p> <table border="1" data-bbox="1092 1270 1555 1407"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払件数</td> <td>1,521件</td> <td>1,089件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度以降、審査件数及び認定件数の減少に伴い支払件数も減少している。</p>	区分	令和6年度	令和7年度	支払件数	1,521件	1,089件	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>本評価項目について、定量的指標は設定されていないが、中期目標で評価に当たり勘案している事項のうち、支払件数及び支払に要した期間は、厚生労働大臣の認定を受けた1,089件の案件すべてについて認定の決定があった日の翌月月末までに支払うことができおり、目標の水準を満たしている。また、個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況は、個人情報の取扱いに特に配慮した支払事務マニュアルを整備して業務に当たっており、目標の水準を満たしている。</p> <p>以上、目標の水準を満たしていることを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><課題と対応> -</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>
区分	令和6年度	令和7年度										
支払件数	1,521件	1,089件										

4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID : 002454、002472

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 令和5年度予算	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費 (計画値)	中期目標期間最終年度 39,487千円	46,455千円	45,061千円	43,668千円				
一般管理費(実績値)	年度計画値の100%	—	45,013千円	43,568千円				
上記削減率	中期目標期間全体の最終年度 値を対前中期目標期間最終年 度予算額(46,455千円)から 15%程度削減	—	3.1%	6.2%				
達成度	年度計画の削減率に対する実 績削減率	—	103.4%	103.6%				
事業費(計画値)	中期目標期間最終年度 211,962千円	223,118千円	220,887千円	218,656千円				
事業費(実績値)	年度計画値の100%	—	220,839千円	218,580千円				
上記削減率	中期目標期間全体の最終年度 予算額(223,118千円)から5% 程度削減	—	1.0%	2.0%				
達成度	年度計画の削減率に対する実 績削減率	—	102.2%	101.7%				

※削減対象となる一般管理費及び事業費は、新規業務追加部分、人件費、公租公課等の所要の計上を必要とする経費を除く金額である。

なお、削減対象となる事業費については、さらに、専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質の有害性調査事業を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務の合理化・効率化</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の合理化・効率化</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の合理化・効率化</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費、公租公課等の所要の計上を必要とする経費を除き、第5期中期目標期間の最終年度において、令和5年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質の有害性調査事業を除く。）については5%程度を、それぞれ中期計画予算において削減する。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の合理化・効率化</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>主な定量的指標である、中期目標期間中の一般管理費の対令和5年度予算削減割合及び中期目標期間中の事業費の対令和5年度予算削減割合は、それぞれ所期の目標を達成している。</p> <p>業務の合理化・効率化における質的な成果としては、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対して所属長等を通じてヒアリング等を行うことにより長時間労働の原因究明と抑制が図られていること、各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上が図られていること、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。</p> <p>また、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）に基づく医師の働き方改革への取組を着実に実施すること。</p>	<p>業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、機構における働き方改革の取組を推進する。</p> <p>また、令和6年4月から医師の時間外・休日労働上限規制が適用されることを踏まえ、医師の労働時間短縮に向けた取組を着実に実施する。</p> <p>さらに、WEB会議を継続的に実施するとともに、電子決裁利用の徹底を進めることにより、更なる業務の効率化を図る。</p>	<p>長時間労働の抑制に向けて、的確な労働時間の状況の把握に努め、年次有給休暇の取得促進を図る。</p> <p>特に医師については、医師事務作業補助者の活用等による労働時間短縮に向けた取組及び長時間労働医師に対する面接指導を着実に実施する等の健康確保措置を講ずる。</p> <p>さらに、WEB会議を継続的に実施するとともに、電子決裁利用の徹底を進めることにより、更なる業務の効率化を図る。</p>	<p>・長時間労働の抑制に向けて、的確な労働時間の状況の把握に努め、年次有給休暇の取得促進を図っているか。</p> <p>・医師については、医師事務作業補助者の活用等による労働時間短縮に向けた取組及び長時間労働医師に対する面接指導を着実に実施する等の健康確保措置を講じているか。</p> <p>・WEB会議を継続的に実施するとともに、電子決裁利用の徹底を進めることにより、更なる業務の効率化を図っているか。</p>	<p>労働時間については、ICカード及び出退勤管理システム等により適正な労働時間を把握するとともに、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。</p> <p>年次有給休暇については、各種会議・研修等の場において、所属長による定期的な管理や職員への意識付けに係る指示等を行うとともに、半日単位又は時間単位の年次有給休暇制度の活用等、年次有給休暇が取得しやすい職場環境の醸成を図り、引き続き取得率の向上に努めた。</p> <p>医師の働き方改革については、平日時間内での患者説明の実施等による業務効率化の取組に加え、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積極的な活用等により、医師の業務負担軽減の推進を図るとともに、医療法に基づく面接指導実施医師の選任及び当該医師による面接指導の実施等、長時間労働医師に対する面接指導体制を整備することにより、医師の健康確保に努めた。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各労災病院における診療に従事する勤務医の時間外・休日労働の特例的な上限水準 B水準取得病院：9病院（釧路、福島、関東、横浜、浜松、中部、関西、神戸、九州） C-1水準取得病院：2病院（大阪、関西） 認定期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間） <p>業務効率化を目的として、積極的に電子（WEB）会議システムを活用した会議等を実施した。</p> <p>機構本部における電子決裁システムの運用により、決裁の迅速化を図るとともに、作成した文書のファイリング及び検索が容易に行える機能並びに既存の文書を参照引用して新規文書を起案する機能の活用により、業務効率化を推進している。</p> <p>機構本部会議等におけるペーパーレス会議システムにより、会議の資料準備にかかる業務省力化及び紙使用量の削減による経費節減を図っている。</p>	<p>極的な活用等により医師の業務負担軽減の推進が図られていること、長時間労働医師に対する面接指導体制の整備により医師の健康確保がそれぞれ図られていることが掲げられる。</p> <p>また、機動的かつ効率的な業務運営における質的な成果としては、「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等により経費節減が図られていることが掲げられる。</p> <p>以上、中期計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><課題と対応> —</p>	<p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 （1）業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調</p>	<p>理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。</p> <p>また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 （1）業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調</p>	<p>理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。</p> <p>また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 （1）業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 一般管理費、事業費の削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調</p>	<p>・事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図っているか。</p> <p>・機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組んでいるか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務</p>	<p>予算配分及び診療機能に基づいた人員配置等については、理事長の下で決定し、機動的・効果的な業務運営を行った。</p> <p>安衛研と労災病院等、機構内の複数の施設が協働し、さらなる相乗効果を発揮するため、効率的・効果的な業務運営に向けて、「協働研究規程」を整備している。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 （1）業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 一般管理費、事業費の削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図り、以下の取組を行った。</p> <p>・一般管理費については、令和5年度予算46百万円に比して、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費、旅費の削減等の取組を行い、44百万円と約2百万円節減（対令和5年度比△6.2%）した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。</p> <p>特に、一般管理費については、従前にも増して経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとする。</p>	<p>達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。</p> <p>特に、一般管理費については、従前にも増して経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p>	<p>達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。</p> <p>特に、一般管理費については、従前にも増して経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。</p> <p>イ 専門センター事業の運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図っているか。</p>	<p>運営の効率化を図っているか。</p> <p>・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図っているか。</p>	<p>・事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）については、令和5年度予算223百万円に比して、電子（WEB）会議システム活用の推進による旅費の削減等の取組を行い、219百万円と約4百万円節減（対令和6年度比△2.0%）した。</p> <p>イ 専門センター事業の運営</p> <p>収入においては、令和6年度実績に対して患者数及び診療単価の増により入院及び外来収入は増となったこと及び補正予算による補助金収入も増となったことから収入全体も増となった。一方、支出においては、退職者数の増によって人件費が増、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底等を行ったものの、業務委託費の高騰及び必要機器の更新等を行ったことによる増により対前年度で増となった。その結果、令和7年度の運営費交付金割合については8.4%となり、前中期目標期間の実績9.4%を1.0ポイント下回った。</p> <p>なお、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的に働きかけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向上を図ることとしている。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>また、「第5 財務内容の改善に関する事項」の1(1)に記載している労災病院における収支改善計画の実効性を確保するため、各労災病院の支出の削減に繋がる方策に取り組むこと。</p> <p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その</p>	<p>また、「第3 予算、収支計画及び資金計画」の1(1)に記載している労災病院における収支改善計画の実効性を確保するため、各労災病院の支出の削減に繋がる方策に取り組む。</p> <p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>機構の給与水準については、医師等の給与水準及び確保状況を明らかにした上で、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給</p>	<p>つ、医療水準の向上を図る。</p> <p>ウ 各労災病院の支出の削減</p> <p>「第3 予算、収支計画及び資金計画」の1(1)に記載している労災病院における収支改善計画の実効性を確保するため、各労災病院の支出の削減に繋がる方策に取り組む。</p> <p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>令和6年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。</p> <p>ア 類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっている</p>	<p>・労災病院における収支改善計画の実効性を確保するため、各労災病院の支出の削減に繋がる方策に取り組んでいるか。</p> <p>・令和6年度における状況について、検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表しているか。</p> <p>・類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。</p>	<p>ウ 各労災病院の支出の削減</p> <p>ベンチマークシステムを活用した診療材料の購入価格交渉及び安価な同種同効品への集約化を推進し、支出削減を図った。</p> <p>・実施病院 29/29 病院</p> <p>患者用ベッド、生体情報モニターの購入数量を集約し、スケールメリットを活かした価格交渉による支出削減を図った。</p> <p>・実施病院 患者用ベッド：10 病院 生体情報モニター：7 病院</p> <p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>機構の令和6年度の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、令和7年6月にホームページに公表した。</p> <p>令和7年度給与水準について、職種別対国家公務員指数を踏まえ、以下のとおりチェックを行った。</p> <p>(ア) 病院医師（対国家公務員指数 89.5） 病院医師の対国家公務員指数は、対令和6年度比較で6.2減となり、国家公務員を大幅に下回っている。医師の確保は医療の提供に不可欠であることから、今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、引き続き適切な給与水準について検討していきたい。</p> <p>(イ) 病院看護師（対国家公務員指数 90.5） 病院看護師の対国家公務員指数は、対令和6年度比較で7.5減となり、国家公務員を下回っている。労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>検証結果や措置状況を公表すること。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等を行うこととし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p>	<p>与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。</p> <p>(3) 契約の適正化</p>	<p>か。</p> <p>イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。</p> <p>なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。</p> <p>ア 「調達等合理化計画」に基づく取組</p>	<p>・給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。</p> <p>・契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進しているか。</p> <p>・入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努めているか。</p>	<p>看護師の確保状況を考慮しつつ、若年層を中心とした俸給の引上げ等を含め、引き続き適切な給与水準について検討していきたい。</p> <p>(ウ) 事務・技術職員（対国家公務員指数 81.7）</p> <p>事務・技術職員の対国家公務員指数は、対令和6年度比較で6.2減となり、国家公務員を大幅に下回っている。労災病院を含む機構の運営を支える優秀な事務職員の確保が喫緊の課題であることから、事務職員についても若年層を中心とした俸給の引上げ等を含め、適切な給与水準について検討していきたい。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、平成27年5月25日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「令和7年度調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした適切な調達手続の実現に取り組んだ。</p> <p>ア 「調達等合理化計画」に基づく取組</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																
				業務実績	自己評価																																																	
ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。	・「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表しているか。	<p>(1) 調達の現状と要因の分析</p> <p>機構における令和7年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,671件、契約金額は1,239.9億円である。また、競争性のある契約は2,347件(87.9%)、1,206.0億円(97.3%)、競争性のない随意契約は324件(12.1%)、33.9億円(2.7%)である。</p> <p>前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△16件(△4.7%)と現象、金額では+2.6億円(+8.4%)と増加している。金額が増加した主な要因は、日本赤十字社からの血液製剤購入件数及び金額が前年より大幅に増加したこと等によるものである。</p> <p>表1 令和7年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位：件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和6年度</th> <th colspan="2">令和7年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(83.3%) 2,488</td> <td>(94.9%) 969.4</td> <td>(82.9%) 2,214</td> <td>(92.5%) 1,147.3</td> <td>(△11.0%) △274</td> <td>(18.4%) 177.9</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(5.3%) 158</td> <td>(2.0%) 20.7</td> <td>(5.0%) 133</td> <td>(4.7%) 58.7</td> <td>(△15.8%) △25</td> <td>(183.8%) 38.0</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約(小計)</td> <td>(88.6%) 2,646</td> <td>(96.9%) 990.1</td> <td>(87.9%) 2,347</td> <td>(97.3%) 1,206.0</td> <td>(△11.3%) △299</td> <td>(21.8%) 215.9</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(11.4%) 340</td> <td>(3.1%) 31.3</td> <td>(12.1%) 324</td> <td>(2.7%) 33.9</td> <td>(△4.7%) △16</td> <td>(8.4%) 2.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100%) 2,986</td> <td>(100%) 1,021.3</td> <td>(100%) 2,671</td> <td>(100%) 1,239.9</td> <td>(△10.5%) △315</td> <td>(21.4%) 218.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 「競争入札等」には、不落・不調随意契約分が含まれる。 (注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。</p> <p>機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は1,072件(45.7%)、契約金額は570.9億円(47.3%)である。</p> <p>前年度と比較して、件数では△232件(△17.8%)、金額では△50.5億円(△8.1%)とともに減少している。金額が減少した主な要因は、業務委託(SPD管理業務等)、病院情報システムの設備等に係る契約が減少したことによるものである。</p>			令和6年度		令和7年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(83.3%) 2,488	(94.9%) 969.4	(82.9%) 2,214	(92.5%) 1,147.3	(△11.0%) △274	(18.4%) 177.9	企画競争・公募	(5.3%) 158	(2.0%) 20.7	(5.0%) 133	(4.7%) 58.7	(△15.8%) △25	(183.8%) 38.0	競争性のある契約(小計)	(88.6%) 2,646	(96.9%) 990.1	(87.9%) 2,347	(97.3%) 1,206.0	(△11.3%) △299	(21.8%) 215.9	競争性のない随意契約	(11.4%) 340	(3.1%) 31.3	(12.1%) 324	(2.7%) 33.9	(△4.7%) △16	(8.4%) 2.6	合計	(100%) 2,986	(100%) 1,021.3	(100%) 2,671	(100%) 1,239.9	(△10.5%) △315	(21.4%) 218.6	
	令和6年度		令和7年度		比較増△減																																																	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																
競争入札等	(83.3%) 2,488	(94.9%) 969.4	(82.9%) 2,214	(92.5%) 1,147.3	(△11.0%) △274	(18.4%) 177.9																																																
企画競争・公募	(5.3%) 158	(2.0%) 20.7	(5.0%) 133	(4.7%) 58.7	(△15.8%) △25	(183.8%) 38.0																																																
競争性のある契約(小計)	(88.6%) 2,646	(96.9%) 990.1	(87.9%) 2,347	(97.3%) 1,206.0	(△11.3%) △299	(21.8%) 215.9																																																
競争性のない随意契約	(11.4%) 340	(3.1%) 31.3	(12.1%) 324	(2.7%) 33.9	(△4.7%) △16	(8.4%) 2.6																																																
合計	(100%) 2,986	(100%) 1,021.3	(100%) 2,671	(100%) 1,239.9	(△10.5%) △315	(21.4%) 218.6																																																

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																	
				業務実績	自己評価																																		
				<p>表2 令和7年度の労働者健康安全機構の二者応札・応募状況 (単位：件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>比較増△減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2者以上</td> <td>件数</td> <td>1,342 (50.7%)</td> <td>1,275 (54.3%)</td> <td>△67 (△5.0%)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>368.6 (37.2%)</td> <td>635.1 (52.7%)</td> <td>266.5 (72.3%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1者</td> <td>件数</td> <td>1,304 (49.3%)</td> <td>1,072 (45.7%)</td> <td>△232 (△17.8%)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>621.5 (62.8%)</td> <td>570.9 (47.3%)</td> <td>△50.5 (△8.1%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>件数</td> <td>2,646 (100%)</td> <td>2,347 (100%)</td> <td>△299 (△11.3%)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>990.1 (100%)</td> <td>1,206.0 (100%)</td> <td>215.9 (21.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 「1者」には、不落・不調随意契約分が含まれる。 (注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。</p> <p>(2) 重点的に取り組む分野 二者応札・応募の改善努力を継続するために、令和7年度調達等合理化計画においては、①公告期間の延長(20営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じたこととした。 結果として、1者の応札は、前年度との比較で件数、金額ともに減少となったが、その主な要因は、上記(1)のとおりである。 また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、適正価格での契約に資するとともに契約手続の効率化を行った。</p> <p>(3) 調達に関するガバナンスの徹底 調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随意契約を除く)については、事前に機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和7年度は3回実施した。</p>				令和6年度	令和7年度	比較増△減	2者以上	件数	1,342 (50.7%)	1,275 (54.3%)	△67 (△5.0%)	金額	368.6 (37.2%)	635.1 (52.7%)	266.5 (72.3%)	1者	件数	1,304 (49.3%)	1,072 (45.7%)	△232 (△17.8%)	金額	621.5 (62.8%)	570.9 (47.3%)	△50.5 (△8.1%)	合計	件数	2,646 (100%)	2,347 (100%)	△299 (△11.3%)	金額	990.1 (100%)	1,206.0 (100%)	215.9 (21.8%)		
		令和6年度	令和7年度	比較増△減																																			
2者以上	件数	1,342 (50.7%)	1,275 (54.3%)	△67 (△5.0%)																																			
	金額	368.6 (37.2%)	635.1 (52.7%)	266.5 (72.3%)																																			
1者	件数	1,304 (49.3%)	1,072 (45.7%)	△232 (△17.8%)																																			
	金額	621.5 (62.8%)	570.9 (47.3%)	△50.5 (△8.1%)																																			
合計	件数	2,646 (100%)	2,347 (100%)	△299 (△11.3%)																																			
	金額	990.1 (100%)	1,206.0 (100%)	215.9 (21.8%)																																			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。	イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。	イ 競争性、公平性の確保 一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としない等、競争性、公平性の確保を図る。 なお、一者応札・一者応募の改善については、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。 また、企画競争や総合評価方	・一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としない等、競争性、公平性の確保を図っているか。 ・一者応札・一者応募の改善については、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検しているか。 ・企画競争や総合評価方式を採用し	<p>(4) 推進体制等</p> <p>調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達合理化を推進した。</p> <p>また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を令和7年度は3回開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について随時ホームページに公表した。</p> <p>さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」（令和7年9月2日）及び「会計業務打合せ」（令和7年9月5日）において内容の徹底を周知した。</p> <p>イ 競争性、公平性の確保</p> <p>一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」において随意契約及び一者応札・応募の改善状況について、随意契約理由、公告期間や履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担となっていないか、仕様書の見直し等の点検を受け、その指摘事項を開催の都度、各施設に通知した。また、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」においても、契約監視委員会による指摘事項や契約業務の適正化内容を周知し、競争性、公平性の確保に努めた。</p> <p>企画競争及び総合評価落札方式の調達においては、入札参加者に対して評価基準書を事前に配付し、評価基準の明確化を図った。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価					
ウ 監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会を通じて、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	ウ 監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会を通じて、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配付し、評価基準を明確にする。 ウ 契約監視委員会の審議等 監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。	て、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配付し、評価基準を明確にしているか。 ・監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受けているか。	<p>ウ 契約監視委員会の審議等</p> <p>入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、契約監視委員会を3回開催し、個々の契約が適正に実施されたかについて徹底的なチェックを受けた。契約監視委員会においては、機構全体の随意契約及び一者応札・応募の割合、随意契約によることとした理由の妥当性、一般競争入札において競争性が十分確保されているか等について確認及び審議が行われ、その審議結果を今後の調達手続に反映するよう各施設に周知を図った。</p> <p>(参考) 令和7年度契約監視委員会における主な指摘事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>主な指摘事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未払賃金立替払システム等に係る労働基準行政システム連携経路設計及び構築業務</td> <td>近年の情報システム関係の市場において人的リソースが不足している状況を踏まえると、調達に関係する各所との調整を可能な限り前倒しして行うとともに、通常以上の履行期間を設定する等の工夫が求められる。 総合評価落札方式の実施に当たっては、価格の高止まりを避けるために除算方式の採用の検討が求められる。 統括責任者、主任技術者の業務経験等複数の応札要件が設定されていた点について、必要以上に要件が設定されていたとは認められないが、今後の調達においても必要最小限の要件設定とするよう留意する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	主な指摘事項	未払賃金立替払システム等に係る労働基準行政システム連携経路設計及び構築業務	近年の情報システム関係の市場において人的リソースが不足している状況を踏まえると、調達に関係する各所との調整を可能な限り前倒しして行うとともに、通常以上の履行期間を設定する等の工夫が求められる。 総合評価落札方式の実施に当たっては、価格の高止まりを避けるために除算方式の採用の検討が求められる。 統括責任者、主任技術者の業務経験等複数の応札要件が設定されていた点について、必要以上に要件が設定されていたとは認められないが、今後の調達においても必要最小限の要件設定とするよう留意する必要がある。		
契約名称	主な指摘事項									
未払賃金立替払システム等に係る労働基準行政システム連携経路設計及び構築業務	近年の情報システム関係の市場において人的リソースが不足している状況を踏まえると、調達に関係する各所との調整を可能な限り前倒しして行うとともに、通常以上の履行期間を設定する等の工夫が求められる。 総合評価落札方式の実施に当たっては、価格の高止まりを避けるために除算方式の採用の検討が求められる。 統括責任者、主任技術者の業務経験等複数の応札要件が設定されていた点について、必要以上に要件が設定されていたとは認められないが、今後の調達においても必要最小限の要件設定とするよう留意する必要がある。									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>リネン管理等業務委託</p> <p>一者応札となった結果を踏まえると、応札要件（業務実績、病床数、自社工場の所在地等）の緩和について検討する必要がある。</p> <p>本件は定期的な契約更新が必要な契約であり十分な事前準備が可能な案件であるため、複数業者の競争参加を図るには、入札公告を早期に行うとともに、入札公告前に複数業者から見積徴取するなど入札を行うことを広く周知することが求められる。</p>		
				<p>電話交換機更新工事</p> <p>公告期間にゴールデンウィークが含まれていたことも、メーカー等からの見積書徴取に影響していた可能性がある。</p> <p>1者からの見積書を基に予定価格を積算しているが、入札説明書を配布した業者に対して応札の有無に関わらず見積書の提出を依頼するなど複数業者から見積書を徴取する努力が求められる。</p>		
エ スケールメリットを生かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。	エ スケールメリットを生かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図る。	エ 共同調達の検討・促進 機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行った上で、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進める。	・機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行った上で、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進めているか。	<p>エ 共同調達の検討・促進</p> <p>機構内の共通的な調達に際して、共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。</p> <p>令和7年度実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和7年7月及び12月に共同入札を実施（8,603品目）。 ・高額医療機器の共同購入（国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社、国立精神・神経医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構）について、令和7年9月及び12月に共同入札を実施（血管連続撮影装置、ガンマカメラ等6機種9台 削減効果82百万円） 		
4 情報システムの整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な	4 情報システムの整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な	4 情報システムの整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な	・情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的方針」(令和3	<p>4 情報システムの整備及び管理</p> <p>ITガバナンス強化及びPMO機能を更に充実させるため、情報IT関連業務と情報セキュリティを専門とする新たな部門として、令和7年4月より情報統括部を設置。基幹業務システム（人事給与システム、財務会計・管財システム）の更新作業をはじめ、病職歴、両立支援、予防医療システムの構築等、積極的に助言、サポートを行い、情報システムの適切な整備及び管理を行った。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行っているか。			

4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID : 002454、002472

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
病床利用率 (計画値)	各年度全国平均以上 (労災病院平均)	—	76.5%	76.5%					
病床利用率 (実績値)	—	77.2% (前中期目標期間最終年度値)	77.0%	77.1%					
達成度	—		100.7%	100.8%					
経常収支率 (計画値)	前年度より 上回ること	—	—	96.5%					
経常収支率 (実績値)	—	—	96.5%	99.6%					
達成度	—	—	—	103.2%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化</p> <p>物価高騰や患者減少等による労災病院の経営状況の悪化を踏まえ、各労災病院の収入の増加及び支出の削減に繋がる方策に取り組むこと。具体的には、令</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化</p> <p>物価高騰や患者減少等による労災病院の経営状況の悪化を踏まえ、各労災病院の収入の増加及び支出の削減に繋がる方策に取り組む。具体的には、令和7</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化</p> <p>物価高騰や患者減少等による労災病院の経営状況の悪化を踏まえ、各労災病院の収入の増加及び支出の削減に繋がる方策に取り組む。具体的には、令和7</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・ 労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とすること。</p> <p>・ 損益計算において、労災病院事業として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を前年度より上回ることにすること。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・ 令和7年度について労災病院ごとに「収入額」が「投資的経費を含む支出額」を上回る収支改善計画（以下「黒字計画」という。）の策定を原則としているこ</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化</p> <p>関係自治体とも状況を共有した上で、地域における状況も踏まえ周辺医療機関との連携や財政支援等による経営改善の可能性を探るとともに、病床機能の転換も含め病院のあり方等について検討を行った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>主な定量的指標のうち、病床利用率は、紹介患者及び救急患者等の受入や地域の医療需要を踏まえた病床数の見直しについて取り組んだことにより、所期の目標を達成している。</p> <p>経常収支率は、令和6年度と比較して経常収益が大幅に改善となったことで、99.6%となり、所期の目標を達成している。</p> <p>国立病院機構との連携等における質的な成果としては、医薬品及び高額医療機器の共同購入が掲げられる。医業収入の安定的な確保における質的な成果としては、主に経営状況が悪化している病院に対する個別業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>和7年度について労災病院ごとに「収入額」が「投資的経費を含む支出額」を上回る収支改善計画（以下「黒字計画」という。）の策定を原則としていることを踏まえ、その達成に万全を期すとともに、計画段階で黒字化が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策について早期に結論を得ること。</p> <p>また、黒字計画を策定した労災病院については、その実効性を確保するため、機構本部はその執行状況を管理し、状況に応じて必要な措置を講じること。さらに、令</p>	<p>年度について労災病院ごとに「収入額」が「投資的経費を含む支出額」を上回る収支改善計画（以下「黒字計画」という。）の策定を原則としていることを踏まえ、その達成に万全を期すとともに、計画段階で黒字化が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策について早期に結論を得る。</p> <p>また、黒字計画を策定した労災病院については、その実効性を確保するため、機構本部はその執行状況を管理し、状況に応じて必要な措置を講じる。さらに、令和7年</p>	<p>年度について労災病院ごとに「収入額」が「投資的経費を含む支出額」を上回る収支改善計画（以下「黒字計画」という。）の策定を原則としていることを踏まえ、その達成に万全を期すとともに、計画段階で黒字化が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策について早期に結論を得る。</p> <p>また、黒字計画を策定した労災病院については、その実効性を確保するため、機構本部はその執行状況を管理し、状況に応じて必要な措置を講じる。</p>	<p>とを踏まえ、その達成に万全を期すとともに、計画段階で黒字化が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策について早期に結論を得ることとしているか。</p> <p>・黒字計画を策定した労災病院については、その実効性を確保するため、機構本部はその執行状況を管理し、状況に応じて必要な措置を講じているか。</p>	<p>黒字計画を策定した労災病院については、その実効性を確保するため、月次のモニタリングを実施し、収入、支出または収支差に計画を下回る乖離が生じた場合には、文書による具体的な取組の指示や本部と病院との個別協議等を実施した。</p> <p>【文書による指示の例①】 救急搬送からの入院患者増を目的として、断り症例の検証や救急隊への定期的な訪問を指示 ⇒取組の結果、救急搬送応需率及び救急搬送入院が向上した。</p> <p>【文書による指示の例②】 支出を伴う契約について、仕様の見直しや執行の見直し等による支出削減を指示 ⇒取組の結果、機器の点検回数の見直し等により、支出を抑制した。</p>	<p>院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導等）の実施が掲げられる。また、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく取組による個人未収金の新規発生防止及び法的手段の実施等状況に応じた回収を図ったことが掲げられる。外部資金の活用における質的な成果としては、研究の促進のための厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得、労災病院の機能強化のためのクラウドファンディングの活用、特許権の実施許諾及び成果物の有償頒布化による自己収入の拡大が掲げられる。保有資産の見直しにおける質的な成果としては、保有資産利用実態調査結果に基</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>和7年度において収支改善が図られなかった労災病院については、令和8年度以降の収支改善計画においても同様の取組を行うこと。</p> <p>その中で、収支改善が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策も含めた病院のあり方について結論を得ること。</p> <p>また、機構本部において、これらの取組を進めるための体制を整備すること。</p> <p>(2) 独立行政法人国立病院機構等との連携</p> <p>全ての労災病院においてコストの削減を図る</p>	<p>度において収支改善が図られなかった労災病院については、令和8年度以降の収支改善計画においても同様の取組を行う。</p> <p>その中で、黒字計画の策定が困難又は計画を策定したものの実行が困難であると機構が判断した労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策も含めた病院のあり方について結論を得る。</p> <p>また、機構本部において、これらの取組を進めるための体制を整備する。</p> <p>(2) 独立行政法人国立病院機構等との連携</p> <p>全ての労災病院においてコストの削減を図る</p>	<p>また、機構本部において、これらの取組を進めるための体制を整備する。</p> <p>(2) 独立行政法人国立病院機構等との連携</p> <p>ア 医薬品、高額医療機器等の共同購入を推進</p>	<p>・医薬品、高額医療機器等の共同購入を推進する</p>	<p>機構本部においては上記フォローアップ（月次モニタリング等）を行うため、関係部室が一体となって「モニタリング検討会」を設置し、病院の取組に対する執行状況の管理に努めた。関係自治体とも状況を共有した上で、地域における状況も踏まえ周辺医療機関との連携や財政支援等による経営改善の可能性を探るため病院機能調整室を設置した。</p> <p>(2) 独立行政法人国立病院機構等との連携</p> <p>医薬品及び高額医療機器等の共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。</p> <p>令和7年度実績は以下のとおり。</p>	<p>づき処分可能な資産の測量、登記等を実施し資産を売却したことが掲げられる。</p> <p>以上、中期計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>ため、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的な医療機関等と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図ること。</p> <p>（3）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。</p> <p>（4）収支改善を図るための医療収入の確保 労災病院の収</p>	<p>ため、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的な医療機関等と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図る。</p> <p>（3）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、個別病院単位の財務関係書類を作成し、公表する。</p> <p>（4）収支改善を図るための医療収入の確保 医療サービス</p>	<p>することにより支出削減に努める。</p> <p>イ 医薬品、高額医療機器等の共同購入に当たっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的な医療機関等と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図る。</p> <p>（3）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。</p> <p>（4）収支改善を図るための医療収入の確保 医療サービス</p>	<p>ことにより支出削減に努めているか。</p> <p>・医薬品、高額医療機器等の共同購入に当たっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的な医療機関等と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図っているか。</p> <p>・労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図っているか。</p> <p>・安定的な病院</p>	<p>・医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療センター）について、令和7年7月及び12月に共同入札を実施（8,603品目）。</p> <p>・高額医療機器の共同購入（国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社、国立精神・神経医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構）について、令和7年9月及び12月に共同入札を実施（血管連続撮影装置、ガンマカメラ等6機種9台 削減効果82百万円）。</p> <p>医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。</p> <p>また、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社、国立精神・神経医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構との連携の下で行った。</p> <p>（3）個別病院単位の財務関係書類の作成等</p> <p>労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図った。</p> <p>なお、令和6年度分については、独立行政法人通則法に基づく厚生労働大臣の財務諸表の承認後、速やかにホームページにおいて公表を行った。</p> <p>（4）医療収入の安定的な確保</p> <p>ア 病院の効率的な稼働（病院経営改善に向けた取組） 本部において取り組んだ事例は以下のとおり。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
				業務実績	自己評価															
<p>支改善に必要な医業収入を確保するため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。</p> <p>また、医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標を設定することで、病院施設を効率的に稼働させ、収支改善を図るための医業収入を確保すること。</p>	<p>の質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進して新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の8の規定による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の実績を全国平均以上とすることなどにより、繰越欠損金が生じないよう労災病院の収支改善に必要な医業収入を確保する。</p>	<p>の質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、労災病院の収支改善に必要な医業収入を確保する。</p> <p>そのため、全病院平均で一般病床の病床利用率について、全国平均以上を確保する。</p>	<p>運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、収支改善を図るための医業収入を確保しているか。</p> <p>・全病院平均で一般病床の病床利用率について、全国平均以上を確保しているか。</p>	<p>・主に経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導等）を行った。</p> <p>本部と病院が共同で取り組んだ事例は以下のとおり。</p> <p>・病床利用率の安定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った施設基準の取得を行った。</p> <p>・施設別病院協議において、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。</p> <p>イ 病院収入の安定的な確保 紹介患者及び救急搬送患者等の受入れ並びに地域の医療需要を踏まえた病床数の見直しについて積極的に取り組んだ結果、病床利用率は目標値76.5%を上回っている。</p> <p>・病床利用率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病床利用率</td> <td>77.0%</td> <td>77.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>併せて、入外診療単価の増に伴い、入外収入は前年度を上回っている。</p> <p>上記の結果、賃上げ・物価上昇支援事業、病床機能再編支援事業費等に係る補助金収入の増等により経常収益は、令和6年度と比較して82億円の増加となり、入外収入についても、5億円の増加となった。</p> <p>・労災病院の経常収益</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①令和6年度</th> <th>②令和7年度</th> <th>増△減（②-①）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td>3,127億円</td> <td>3,209億円</td> <td>82億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>経常収支率：99.6%（令和7年度） （参考：令和6年度 96.5%）</p> <p>(5) 医療材料費等の価格削減の取組 ベンチマークシステムを活用した診療材料の購入価格交渉及び安価な同種同効品への集約化を推進し、支出削減を図った。</p> <p>・実施病院 29/29 病院</p> <p>患者用ベッド、生体情報モニターの購入数量を集約し、スケールメリットを活かした価格交渉による支出削減を図った。</p> <p>・実施病院 患者用ベッド：8病院（削減額 5,604千円） 生体情報モニター：4病院（削減額 16,044千円）</p>	区分	令和6年度	令和7年度	病床利用率	77.0%	77.1%	区分	①令和6年度	②令和7年度	増△減（②-①）	経常収益	3,127億円	3,209億円	82億円		
区分	令和6年度	令和7年度																		
病床利用率	77.0%	77.1%																		
区分	①令和6年度	②令和7年度	増△減（②-①）																	
経常収益	3,127億円	3,209億円	82億円																	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																											
				業務実績	自己評価																																																												
<p>また、医業未収金について、発生防止及び回収に引き続き努めること。</p>	<p>また、医業未収金について、発生防止及び回収に引き続き努める。</p>	<p>また、機構本部において各病院の計画の達成状況を月次で確認し、必要に応じて本部と病院が連携して対策を講じる。</p> <p>医業未収金の新規発生防止について、必要に応じた院内体制の整備等により一層の推進を図る。</p> <p>また、医業未収金の回収に当たっては、従来から推進してきた機構職員による定期的な督促、滞納者からの承認書の徴取等に加え、督促、回収において専門的な知識を有する法律事務所との連携により、適切に回収を行う。</p>	<p>・機構本部において各病院の計画の達成状況を月次で確認し、必要に応じて本部と病院が連携して対策を講じているか。</p> <p>・医業未収金の新規発生防止について、必要に応じた院内体制の整備等により一層の推進を図っているか。</p> <p>・医業未収金の回収に当たっては、従来から推進してきた機構職員による定期的な督促、滞納者からの承認書の徴取等に加え、督促、回収において専門的な知識を有する法律事務所との連携により、適切に回収を行っているか。</p>	<p>月次のモニタリングを実施し、収入、支出または収支差に計画を下回る乖離が生じた場合には、文書による具体的な取組の指示や本部と病院との個別協議等を実施した。</p> <p>(6) 医業未収金の適切な回収</p> <p>医業未収金については、請求先が支払機関等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人に分けられるが、個人未収金については、全ての労災病院に設置している未収金対策チームを中心に、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組及び法的手段の実施等状況に応じた回収に努めるとともに、専門的な知識を有する法律事務所と連携して督促、回収に努めた。結果として、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は0.56%と前年度実績0.58%と比較し0.02ポイントの改善となった。</p> <p>※令和7年度末の医業未収金約496億円のうち約479億円については、支払機関等に係るもので、請求後1～2か月後には支払われるものである。</p> <p>【参考】</p> <p>・年度別個人未収金内訳表 （単位：百万円）</p>																																																													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">支払機関等</th> <th colspan="3">個人未収金</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">医療事業収入</th> </tr> <tr> <th>一般債権</th> <th>貸倒懸念債権及び破産更生債権等</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>44,027</td> <td>1,137</td> <td>920</td> <td>2,057</td> <td>46,084</td> <td>295,063</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>45,444</td> <td>1,193</td> <td>853</td> <td>2,046</td> <td>47,490</td> <td>285,075</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>43,779</td> <td>1,033</td> <td>685</td> <td>1,718</td> <td>45,490</td> <td>293,499</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>49,436</td> <td>990</td> <td>692</td> <td>1,682</td> <td>51,118</td> <td>302,513</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>47,779</td> <td>1,060</td> <td>732</td> <td>1,792</td> <td>49,571</td> <td>311,369</td> </tr> <tr> <td colspan="5">前中期目標期間の実績平均</td> <td>0.62</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 令和6年度</td> <td>47,980</td> <td>1,053</td> <td>783</td> <td>1,836</td> <td>49,816</td> <td>314,240</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払機関等	個人未収金			合計	医療事業収入	一般債権	貸倒懸念債権及び破産更生債権等	小計	令和元年度	44,027	1,137	920	2,057	46,084	295,063	令和2年度	45,444	1,193	853	2,046	47,490	285,075	令和3年度	43,779	1,033	685	1,718	45,490	293,499	令和4年度	49,436	990	692	1,682	51,118	302,513	令和5年度	47,779	1,060	732	1,792	49,571	311,369	前中期目標期間の実績平均					0.62		② 令和6年度	47,980	1,053	783	1,836	49,816	314,240		
区分	支払機関等	個人未収金					合計	医療事業収入																																																									
		一般債権	貸倒懸念債権及び破産更生債権等	小計																																																													
令和元年度	44,027	1,137	920	2,057	46,084	295,063																																																											
令和2年度	45,444	1,193	853	2,046	47,490	285,075																																																											
令和3年度	43,779	1,033	685	1,718	45,490	293,499																																																											
令和4年度	49,436	990	692	1,682	51,118	302,513																																																											
令和5年度	47,779	1,060	732	1,792	49,571	311,369																																																											
前中期目標期間の実績平均					0.62																																																												
② 令和6年度	47,980	1,053	783	1,836	49,816	314,240																																																											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価			
				業務実績			自己評価					
2 外部資金の活用等 外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。	2 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との用途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。	2 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との用途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。	・機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との用途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図っているか。	①	47,860	969	794	1,763	0.56	49,623	314,962	
				令和7年度								
				差(①-②)				0.02				
<p>2 外部資金の活用等</p> <p>競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金を40件獲得した。</p> <p>主な外部研究資金は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 諸外国における外国人労働者への安全衛生教育の実施手法及び我が国での実行可能性に関する研究（厚生労働省 厚生労働科学研究費補助金） 本研究は、外国人労働者の受入れが進む日本において、労働災害の防止と安全衛生水準の向上を図るために、労働安全衛生教育のあり方を検討し、より実効的な制度構築に資する知見を得ることを目的とする。特に、外国人労働者の定着や活用が社会的にも経済的にも重要な政策課題となる中で、安全衛生教育が言語・文化・制度の壁を越えてどのように提供されるべきか国際比較の視点から検討する必要がある。そのため本研究では、多文化社会の中で制度的対応が進んでいる地域・国を受入国のモデルとして取り上げ、安全衛生教育の法的枠組み、教育内容、実施体制、多言語対応、翻訳支援等の現状を調査・整理する。また、日本にとって主要な送出国であるベトナムおよびタイを対象に、送出前教育や制度的支援体制の実態も分析し、受入れ・送り出しの両側面から課題を把握する。さらに、外国人労働者に対する非言語的ナリスク伝達手段として注目されるピクトグラム安全表示についてもその意味するところを適切に理解することを促すため、その解説文を各言語に翻訳する。 ○ 特定機械等の安全衛生対策等に活用できる先進的なデジタル技術の現状把握及び活用への課題抽出（厚生労働省 厚生労働科学研究費補助金） 本研究は、IoT・DX・AIなどのデジタル技術が特定機械（例：クレーン）における衝突防止や遠隔操作、状態監視などへ活用される現状を踏まえ、安全分野への実装可能性を明らかにすることを目的とする。具体的には、デジタル技術の導入により、安全衛生の向上を目指しつつ、導入に伴うリスクを評価するための基礎資料を整備する点に重点を置いている。研究の達成目標は三点である。第一に、安全衛生分野で既に活用されている技術と未活用の技術の全体像を把握すること。第二に、技術導入に際して必要となる信頼性や障害時の対応などの課題整理。第三に、社会実装に向けた法制度との整合性の検討である。これらの検討を通じて、安全衛生分野におけるデジタル技術活用の実用的な指針を構築する。 												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。</p> <p>3 経費の節減を見込んだ予算</p>	<p>また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。</p> <p>3 経費の節減を見込んだ予算</p>	<p>また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。</p> <p>3 経費の節減を見込んだ予算</p>	<p>・研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図っているか。</p>	<p>○ 粉末の形状がマグネシウム合金と水の発熱反応とその熱危険性に与える影響（日本学術振興会 科学研究費補助金）</p> <p>マグネシウムなどの金属粉末は水と接触した際に発熱し、温度上昇によって発火に至る危険性を有している。金属粉末における発火危険性について、一般的には粒径が小さいほど危険性が高いものとされ、粒径で規制や評価が行われてきたが、より正確に評価するためには、粉末形状を含む複数の粉末特性間の影響の比較とその相互作用にも注目した研究が不可欠である。そこで、過去の多くの事故の原因となってきたマグネシウム合金粉末をモデル物質として、同一の金属であっても現場や製品ごとに異なる粉末特性が発火危険性に与える影響を定量的に調査し、予測可能とすることで、水と反応する金属粉末の火災の予防・被害低減に貢献することを目指す。</p> <p>○ スパース構造学習を用いた作業動作解析に基づく転倒リスク推定法の開発（日本学術振興会 科学研究費補助金）</p> <p>本研究の目的は、スパース構造学習を用いて抽出した特徴的な関節の協調関係と姿勢安定性の関係を明らかにし、動作解析に基づく転倒リスク推定法を開発することである。具体的に、作業動作の制限による関節の協調関係の変化を誘発する実験を行い、作業動作と姿勢安定性評価指標を実測する。関節の協調関係の変化を作業動作にスパース構造学習を適用することで抽出し、姿勢安定性の関係を明らかにする。最終的に、実験により得た知見を基に機械学習による転倒リスク推定モデルの開発を行う。</p> <p>○ バイオマス燃料の静電気危険性（日本学術振興会 科学研究費補助金）</p> <p>本研究では、バイオマス燃料の帯電による静電気危険性を明らかにし、安全対策の提案を行うとともに異種燃料が混在する場合の評価を行い混燃時の危険性を予測するため、バイオマス燃料の物理的特性や電気的特性、環境条件が帯電・放電特性と着火性に及ぼす影響を評価する。また、産業用の大型サイロシステムを利用した燃料輸送・充てん実験と電場解析による静電気放電の危険性評価、安全対策の検討、および異種燃料が混在する場合の危険性予測を行う。</p> <p>安衛研のホームページに貸与可能研究施設、施設リストを掲載し、周知をした結果、1件の申請があった。</p> <p>3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>による業務運営の実施</p> <p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 保有資産</p> <p>引き続き、保有資産について、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲</p>	<p>による業務運営の実施</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 保有資産</p> <p>機構が保有する資産については、引き続き、利用度のほか、本来業務に支障の</p>	<p>による業務運営の実施</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 保有資産</p> <p>機構が保有する資産については、引き続き、利用度のほか、本来業務に支障の</p>	<p>・運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行っているか。</p> <p>・独立行政法人会計基準を踏まえ、業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理しているか。</p>	<p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行った。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行った。</p>		
				<p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 保有資産</p> <p>保有資産の更なる有効活用に資するため、保有資産利用実態調査を実施し、調査に基づき随時検討するとともに、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分予定の土地及び建物については、順次、測量・登記・不動産鑑定評価・売却に係る入札を実施し、売却作業を進めた。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行うこと。</p>	<p>ない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行う。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第56号）第16条に定める不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。</p>	<p>ない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行う。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第56号）第16条に定める不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。</p>	<p>ない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行っているか。</p> <p>・保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入について、労災病院の増改築費用等への有効活用に努めているか。</p>	<p>労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、新潟労災病院職員宿舎（五智宿舎）の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。</p>		
<p>(2) 特許権</p> <p>特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえ</p>	<p>(2) 特許権</p> <p>特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームペー</p>	<p>(2) 特許権</p> <p>特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームペー</p>	<p>・特許権について、開放特許情報データベースへの登録等によ</p>	<p>(2) 特許権</p> <p>特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案して取得の是非を判断している。</p> <p>知的財産の活用促進を図るため、特許権について、安衛研等のホームページにその名称、概要等を報告した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
つつ、登録及び保有コストの削減並びに特許収入の拡大を図ること。	<p>ジでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。</p> <p>5 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙2のとおり</p> <p>6 収支計画 別紙3のとおり</p> <p>7 資金計画 別紙4のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 3,900百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p>	<p>ジでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。</p> <p>また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。</p> <p>5 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙2のとおり</p> <p>6 収支計画 別紙3のとおり</p> <p>7 資金計画 別紙4のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 3,900百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p>	<p>り、特許収入の拡大を図っているか。</p> <p>・特許権について、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図っているか。</p>	<p>特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による特許収入の拡大を図った。 なお、令和7年度の特許収入額については、約775千円であった。</p> <p>機構内の会議等において、特許権維持の是非について検討を行った結果、令和7年度は満了による消滅が1件あり、その他は現状維持とした。</p>			
				<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入の実績はない。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 中期目標期間の最終年度までに以下の財産の売却等が完了するよう努める。 北海道中央労災病院、新潟労災病院、旭労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地の一部、香川労災病院職員宿舎、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎</p>	<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産のうち、処分が完了していない資産については、測量、不動産鑑定評価を行い、不動産媒介業者を活用する等、引き続き売却等手続を進める。</p>	<p>・中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産の処分に当たり、評価額の見直し等を行い、不動産媒介業者を活用する等、売却等手続を進めているか。</p>	<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道中央労災病院 「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意書」（令和3年7月20日締結、令和6年7月29日変更）に基づき岩見沢市と協議を進め、令和8年3月31日をもって閉院する北海道中央労災病院敷地を新病院の建設用地として岩見沢市に譲渡する契約を締結した。（令和8年3月26日締結、令和8年4月1日所有権移転） ○ 新潟労災病院 令和8年3月31日をもって閉院する新潟労災病院の処分方針について、新潟県及び上越市との意見交換も踏まえ検討を進め、売却のための事前準備を進めた。 ○ 新潟労災病院職員宿舎 一般競争入札による応札者がなかったが、随意契約公告期間中の応募者と合意に至ったため、随時契約により売却を実施した。 ○ 旭労災病院職員宿舎 桜ヶ丘宿舎Aについては最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行ったが応札者がなかったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。 ○ 和歌山労災病院移転後跡地の一部 最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行ったが応札者がなかったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。 ○ 九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎 最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行ったが応札者が無かった 		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>第7 剰余金の 使途</p> <p>本中期目標期 間中に生じた剰 余金について は、労災病院に おいては施設・ 設備の整備、そ の他の業務にお いては労働者の 健康の保持増進 に関する業務や 調査及び研究並 びにその成果の 普及の充実に充 当する。</p> <p>第8 その他主 務省令で定める 業務運営に関す る事項</p> <p>1 人事に関す る計画</p> <p>運営費交付金 を充当して行う 業務に係る常勤 職員については は、業務の効率 化及び体制の強 化の両面からそ の職員数の適正 化を図る。</p> <p>2 施設・設備 に関する計画</p>	<p>第7 剰余金の 使途</p> <p>労災病院にお いては施設・設 備の整備、その 他の業務におい ては労働者の健 康の保持増進に 関する業務や調 査及び研究並び にその成果の普 及の充実に充当 する。</p> <p>第8 その他主 務省令で定める 業務運営に関す る事項</p> <p>1 人事に関す る計画</p> <p>運営費交付金 を充当して行う 業務に係る常勤 職員については 、業務の効率化 及び体制の強化 の両面からその 職員数の適正化 を図る。</p> <p>2 施設・設備 に関する計画</p>	<p>・労災病院にお ける施設・設備 の整備、その他 の業務について 、労働者の健康 の保持増進に関 する業務や調査 及び研究並びに その成果の普及 の充実に充当し ているか。</p> <p>・運営費交付金 を充当して行う 業務に係る常勤 職員については 、業務の効率化 を 図 っ て い る か。</p>	<p>ため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応募者がなかった。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>本中期目標期間中に剰余金は発生していない。</p> <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>機構職員が担う各事業に係る所掌事務を勘案した常勤職員数の適正化を図った。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>(1) 労災病院に係る計画 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 予定額 9,553 百万円 (特殊営繕及び機器等整備を含む。)</p> <p>イ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、</p>	<p>(1) 労災病院に係る計画 労災病院の施設及び医療機器等の整備を行う。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 予定額 総額 1,058 百万円 (特殊営繕、機器等整備を含む。)</p> <p>イ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、</p>	<p>・ 労災病院の施設及び医療機器等の整備を行っているか。</p> <p>・ 総額 1,058 百万円以内で執行しているか。</p> <p>・ 中期目標期間を超える債務負担について、そ</p>	<p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>○ 施設整備の検討を行った施設 福島労災病院、横浜労災病院</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、令和7年度には施設整備費補助金により次のとおり施設整備を実施している。</p> <p>ア 予定額 当初予定額1,243百万円に(特殊営繕費、機器等整備費含む)対し、1,079百万円を執行した。 変更交付については、必要に応じて関係機関と協議を実施した。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、中期目標期間を超える債務負担を実施した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項 積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の資金決済の生じない費用及び自己収入財源で行う将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入）に充てる。</p>	<p>当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項 積立金は、将来の資金決済の生じない費用及び自己収入財源で行う将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入）に充てる。</p>	<p>の必要性及び資金計画への影響を勘案したうえで、行われているか。</p> <p>・積立金は、将来の資金決済の生じない費用及び自己収入財源で行う将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入）に充てているか。</p>	<p>4 積立金の処分に関する事項</p> <p>積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充当した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	

4. その他参考情報

〔目的積立金等の状況〕

(単位：百万円、%)

	令和6年度末 (初年度)	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末 (最終年度)
前期中(長期)目標期間繰越積立金	50,177	40,727	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額	—	—	—	—	—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	528	402	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	12,180	12,078	—	—	—
うち年度末残高(b)	895	612	—	—	—
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	7.3	5.1	—	—	—

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID : 002454、018830

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
機構本部主催の職員研修の有益度 (計画値)	85%以上 (全研修平均)	—	85.0%	85.0%				
機構本部主催の職員研修の有益度 (実績値)	—	92.0% (前中期目標期間最終年度値)	93.2%	93.6%				
達成度	—	—	109.6%	110.1%				
看護師国家試験合格率 (計画値)	全国平均以上 (労災看護専門学校平均)	—	90.1%	88.3%				
看護師国家試験合格率 (実績値)	—	98.9% (前中期目標期間最終年度値)	99.7%	97.1%				
達成度	—	—	110.7%	110.0%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 人事に関する事項 (1) 能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。</p> <p>また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職</p>	<p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する事項 (1) 能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。</p> <p>また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業</p>	<p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する事項 (1) 能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。</p> <p>また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構本部主催の職員研修の有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得ること。 ・看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の業務運営に見合った人材の採用に努めているか。 ・適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施しているか。 	<p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する事項 (1) 能動的な人事管理</p> <p>病院経営に係る知識や能力分析を備えた事務職員を育成し事務部門の病院経営に係る機能を強化するため、医事業務に精通した事務職員の育成制度を設けており、対象となる職員の採用に努めた。</p> <p>適切な能力開発を実施するとともに職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、引き続き取り組んでいく。</p> <p>研究員の業績評価として、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長等管理職について、着目した評価項目による評価の実施。 ・研究員について、所属部長等、領域長及び所長により、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）、④総合評価（①～③及びそれ以外の業績）の観点からの個人業績評価を行う。 <p>評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を表彰している。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>主な定量的指標のうち、機構本部主催の職員研修の有益度は、心身の疲労感への配慮、研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備、電子（WEB）会議システムを用いたグループワークにおいて議論が活発化するような設定を行うことにより、所期の目標を達成している。また、看護師国家試験合格率は、労災看護専門学校に国家試験担当教員を配置し、学習方法のアドバイスや模擬試験結果を踏まえて必要に応じた指導を実施するなどの充実した学習支援サポートを行うことにより、所期の目標を達成している。</p> <p>障害者雇用における質的な成果としては、本部に理事長直轄の障害者</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>員の意欲の向上を図ること。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。</p> <p>また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。</p> <p>研究員の能力開発を図り、労働者の安全及び健康に関する幅広い知識、関心等を養うため、例えば、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施す</p>	<p>業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。</p> <p>ウ 女性や障害者がその能力を發揮できる研究環境の整備に努める。</p>	<p>績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。</p> <p>ウ 次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)に基づく一</p>	<p>・ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用されているか。</p> <p>・上記によらず、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用しているか。</p> <p>・育児休業等の各種制度を活用し、育児・介護等と研究の両立を図るための環境</p>	<p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員の採用</p> <p>新規研究員の採用に際しては、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員を採用するため、研究者人材データベース(JREC-IN)への登録、学会誌への公募掲載等により全て公募を行っている。</p> <p>新規研究員は、原則、3年間の任期付研究員として採用している。</p> <p>採用後は、それまでの研究成果や業績評価により、任期を付さない研究員として登用している。</p> <p>令和7年度は2人の研究員について任期を付さない研究員として登用した。また、令和8年度に向けて、9名任期付研究員に係る研究業績評価を実施し、雇用を継続した。</p> <p>イ 任期の定めのない研究員の確保</p> <p>任期を付さない研究員を採用する場合は、研究実績・経験等を踏まえ、慎重に採用決定することとしている(令和7年度の採用実績はない。)</p> <p>ウ 研究環境の整備</p> <p>フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ること、専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、育児・介護休業制度等を活用し、研究と両立ができるような環境整備に努めた。</p>	<p>雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部と施設、障害者の就労を支援する機関が連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、障害者の確実な採用、定着に繋げ、法定雇用率を上回る状況を継続していることが掲げられる。内部統制の充実・強化等の質的な成果としては、個人情報漏えい事案及びハラスメント事案等の非違行為について発生状況を把握する体制を構築しており、事案の内容・発生原因・再発防止対策等については、事案ごとに都度検証しているほか、定期的実施しているコンプライアンスチェックリストの結果や、ハラスメントに関する研修の実施状況等について、内部統制委員会に諮り、承認を</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
ること。	<p>エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。</p> <p>カ 労働者の安全及び健康に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の</p>	<p>般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。</p> <p>エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。</p> <p>カ 労働者の安全及び健康に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の</p>	<p>整備に努めているか。</p> <p>・障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努めているか。</p> <p>・研究員について、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置を行っているか。</p> <p>・若手研究員による外部資金の獲得や、在外研究員派遣制度の活用を促進しているか。</p> <p>・労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮</p>	<p>障害のある研究員の採用に当たっては、個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、その能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努めた。</p> <p>エ 研究員の研究業績評価に基づく柔軟な人事配置等 研究員については、安衛研での研究ニーズや研究員の実績、経験、将来性等を考慮し、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）等の多面的な業績評価に基づき、安衛研における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、研究グループに捉われない柔軟な配置を行った。</p> <p>オ 研究員の海外派遣制度の活用等 新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして研究活動を支援し、外部資金の獲得方法を指導した。 研究員の派遣については、令和7年度は2名の研究員を派遣した。なお、令和8年度には当該派遣制度に基づき1名の研究員を派遣する予定となっている。</p> <p>カ 研究職員のスキル向上の取組等 各種学会への積極的な参加や発表を行い、知識の習得を勧奨した。 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。 令和2年度からは、労災病院や産保センター職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保</p>	<p>得た発生防止対策に取り組むことで、非違行為発生の防止を図っていることが掲げられる。公正で適切な業務運営に向けた取組における質的な成果としては、研究不正の防止のために、研究に携わる職員が高い倫理観をもって活動できるよう、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正防止対策の実施等の内容を盛り込んだeラーニング研修を受講する環境を整備し、実施していることが掲げられる。情報セキュリティ対策の推進の質的な成果としては、第三者による訪問監査、外部ペネトレーション（疑似侵入）テストを実施し、その結果を踏まえて各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成さ</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
				業務実績	自己評価																
<p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保及び定着について強化を図ること。</p> <p>また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。</p> <p>さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高</p>	<p>場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療、他職種との協働等を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成し、確保する。</p>	<p>場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を集合開催とし、受講者同士のコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを促し、優秀な医師の育成、確保に努める。</p> <p>また、臨床研修指導医講習会においては、継続して医師以外の職種も参加させ、多職種との連携及び協働を</p>	<p>したキャリアアップを戦略的に実施しているか。</p> <p>・勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を集合開催とし、受講者同士のコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを促し、優秀な医師の育成、確保に努めているか。</p> <p>・臨床研修指導医講習会に医師以外の職種も参加しているか。</p> <p>・多職種との連携及び協働を実践できる初期臨</p>	<p>健関係者等に対して安衛研の業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、職災学会のなかに当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>「全国労災病院臨床研修指導医講習会」については、令和7年度は前年度に引き続き集合研修とし、1回目を6月に、2回目を1月に開催した。医師53名、各病院で初期臨床研修医の評価を担う看護師25名、医療職14名が受講した。</p> <p>研修内容としては、治療と仕事の両立支援を始めとする労災疾病研究などの勤労者医療についてのプログラムを実施することで、勤労者医療に理解を深めた指導医の育成に努めた。また、より魅力あるプログラムとするため、講習会の世話人である労災病院の医師28名と議論し、グループワークに多職種チームとして問題解決を導いていく手法を取り入れることで、優秀な指導医の育成に努めた。</p> <p>「初期臨床研修医研修」については、機構・労災病院に関する理解及び機構の理念である勤労者医療の理解を深めることを目的に集合研修にて11月に開催し、初期臨床研修医98名が受講した。</p> <p>○ 受講者数推移</p> <p>・臨床研修指導医講習会（年2回開催）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>57名</td> <td>53名</td> </tr> <tr> <td>医師以外</td> <td>37名</td> <td>39名</td> </tr> </tbody> </table> <p>・初期臨床研修医研修（年1回開催）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期臨床研修医</td> <td>94名</td> <td>98名</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和6年度	令和7年度	医師	57名	53名	医師以外	37名	39名	区分	令和6年度	令和7年度	初期臨床研修医	94名	98名	<p>せることでPDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図っていることが掲げられる。広報に関する事項の質的な成果としては、機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページやSNSを活用し、機構の各種取組の積極的な広報・情報発信を行ったことが掲げられる。</p> <p>以上、中期計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、Bと評価する。</p>	
区分	令和6年度	令和7年度																			
医師	57名	53名																			
医師以外	37名	39名																			
区分	令和6年度	令和7年度																			
初期臨床研修医	94名	98名																			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価																	
<p>い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。</p> <p>イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p> <p>ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努めること。</p>	<p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保</p> <p>若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入れ及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。</p> <p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p>	<p>実践できる研修プログラムを策定する。</p> <p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保</p> <p>若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入れ、オンラインによる募集イベント及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。</p> <p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p>	<p>床研修医研修プログラムを策定しているか。</p> <p>・病院見学・実習の積極的な受入れ、オンラインによる募集イベント及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）を確保に努めているか。</p>	<p>○ 受講者の理解度推移（アンケート結果より）</p> <p>・臨床研修指導医講習会（年2回開催）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理解度</td> <td>97.7%</td> <td>95.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・初期臨床研修医研修（年1回開催）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理解度</td> <td>97.4%</td> <td>94.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保</p> <p>将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、電子（WEB）会議システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を自院ホームページに掲載する等、各労災病院個々の特色等について広報を行い、優秀な研修医及び専攻医の確保に努めた。</p> <p>上記取組の結果、155人（令和8年4月1日現在）の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至った。</p> <p>・初期臨床研修採用者数（各年度4月1日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和7年度 （令和6年10月 マッチング率）</th> <th>令和8年度 （令和7年10月 マッチング率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>146人 (86.6%)</td> <td>155人 (92.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年度末で初期臨床研修を修了した労災病院の研修医のうち、令和8年4月以降も引き続き自院に勤務した医師は17人となった。</p> <p>新専門医制度への対応については、各病院において、基幹施設になるか、連携施設になるか、大学との協力体制の構築、研修プログラムの作成などを検討した結果、10領域で15施設が基幹施設になるなど、専攻医確保に努め、73人の専攻医を確保することができた。</p> <p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p>	区分	令和6年度	令和7年度	理解度	97.7%	95.8%	区分	令和6年度	令和7年度	理解度	97.4%	94.9%	令和7年度 （令和6年10月 マッチング率）	令和8年度 （令和7年10月 マッチング率）	146人 (86.6%)	155人 (92.7%)		
区分	令和6年度	令和7年度																				
理解度	97.7%	95.8%																				
区分	令和6年度	令和7年度																				
理解度	97.4%	94.9%																				
令和7年度 （令和6年10月 マッチング率）	令和8年度 （令和7年10月 マッチング率）																					
146人 (86.6%)	155人 (92.7%)																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																											
				業務実績	自己評価																												
	<p>医師等の人材確保、定着、モチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。</p> <p>エ 人材交流の推進等 機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、国病機構との人材交流等について計画的に実施する。</p> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成</p>	<p>院内保育体制の充実や医師等短時間勤務制度の弾力的な運用等により、医師等が仕事と育児・介護等を両立できる働きやすい環境の整備に努める。</p> <p>エ 人材交流の推進等 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用を努め、施設間の人事交流を推進する。また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。</p> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成</p>	<p>・院内保育体制の充実や医師等短時間勤務制度の弾力的な運用等により医師等が仕事と育児・介護等を両立できる働きやすい環境の整備に努めているか。</p> <p>・派遣交流制度を活用し、施設間の人事交流を推進しているか。</p> <p>・国病機構との研修の相互参加を実施しているか。</p>	<p>医師の多様で柔軟な働き方を推進するため、育児を行っている医師が希望する勤務時間（週20時間以上）での就労を可能とするなど、より柔軟な働き方を選択できる医師等短時間勤務制度を設けている。令和7年度は18人（令和6年度14人）の医師が当該制度を利用した。</p> <p>また、現場からの要望等を踏まえ、令和4年度から当該制度の対象を薬剤師に拡大し、令和7年度は10人の薬剤師が利用した。</p> <p>医師の業務負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進するとともに、積極的な活用を行った。</p> <p>【参考】 院内保育所 22施設（令和7年度）</p> <p>エ 人材交流の推進等</p> <p>柔軟な人事交流のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事交流を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図った。令和7年度は派遣交流制度により110人、転任推進制度により46人の人事交流が行われた。</p> <p>国立病院機構との相互研修においても電子（WEB）会議システムを活用して実施し、機構の6研修に国立病院機構から17人が参加、国立病院機構の7研修に機構から29人が参加した。</p> <p>・研修数、受講者数推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機構名 (派遣元→派遣先)</th> <th colspan="2">令和5年度</th> <th colspan="2">令和6年度</th> <th colspan="2">令和7年度</th> </tr> <tr> <th>研修数</th> <th>受講者数</th> <th>研修数</th> <th>受講者数</th> <th>研修数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労安（国→労）</td> <td>4 研修</td> <td>117 人</td> <td>3 研修</td> <td>54 人</td> <td>6 研修</td> <td>176 人</td> </tr> <tr> <td>国病（労→国）</td> <td>10 研修</td> <td>126 人</td> <td>7 研修</td> <td>26 人</td> <td>7 研修</td> <td>29 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成</p>	機構名 (派遣元→派遣先)	令和5年度		令和6年度		令和7年度		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	労安（国→労）	4 研修	117 人	3 研修	54 人	6 研修	176 人	国病（労→国）	10 研修	126 人	7 研修	26 人	7 研修	29 人		
機構名 (派遣元→派遣先)	令和5年度		令和6年度			令和7年度																											
	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数																											
労安（国→労）	4 研修	117 人	3 研修	54 人	6 研修	176 人																											
国病（労→国）	10 研修	126 人	7 研修	26 人	7 研修	29 人																											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
				業務実績	自己評価																			
	<p>看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保及び地域との切れ目のないケアの推進に向け活動することから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。</p> <p>加えて、特定行為研修の実施により、高度な専門性の下に他職種と連携及び協働しながら、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。</p> <p>カ 各職種の研修プログラムの検証・充実</p> <p>質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するた</p>	<p>チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努める。</p> <p>加えて、特定行為研修の実施により、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。</p> <p>カ 各職種の研修プログラムの検証・充実</p> <p>研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、</p>	<p>・より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努めているか。</p> <p>・治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めているか。</p> <p>・研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、</p>	<p>医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められているため、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の計画的な育成に努めた。その結果、専門看護師8分野27名、認定看護師A課程20分野及びB課程15分野で353人の有資格者を確保した。</p> <p>・有資格者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門看護師</td> <td>30人</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>認定看護師</td> <td>370人</td> <td>353人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年度は令和7年4月1日時点 令和7年度は令和8年4月1日時点</p> <p>また、機構が「看護師特定行為研修の指定研修機関」として実施する特定行為研修については、計27施設が研修を実施し、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めた。</p> <p>その結果、新たに延べ38人の特定行為研修修了者を育成し、その他外部機関での研修修了者と併せ、347人の特定行為研修修了者（診療看護師含む。）を確保した。</p> <p>・特定行為研修修了延べ人数（各年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構主催</td> <td>51人</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>外部機関主催</td> <td>3人</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 各職種の研修プログラムの検証・充実</p> <p>令和7年度の本部主催研修は24研修を実施し、そのうち18研修は電子（WEB）会議システムを活用した。</p>	区分	令和6年度	令和7年度	専門看護師	30人	27人	認定看護師	370人	353人	区分	令和6年度	令和7年度	機構主催	51人	38人	外部機関主催	3人	5人		
区分	令和6年度	令和7年度																						
専門看護師	30人	27人																						
認定看護師	370人	353人																						
区分	令和6年度	令和7年度																						
機構主催	51人	38人																						
外部機関主催	3人	5人																						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																										
				業務実績	自己評価																											
	<p>め、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療・チーム医療等に関する研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。</p>	<p>事前学習の機会の提供、グループワークの積極的活用、受講生の発表に対する講師のフィードバック等、研修プログラムの充実を図る。</p> <p>また、多職種との協働等が実践できるための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図る。</p> <p>さらに、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役</p>	<p>事前学習の機会の提供、グループワークの積極的活用、受講生の発表に対する講師のフィードバック等、研修プログラムの充実を図っているか。</p> <p>・多職種との協働等が実践できるための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図っているか。</p> <p>・研修において、勤労者医療の意義等について説明し、勤労者医療についての受講者の理解を深めているか。</p>	<p>・本部主催研修の実施状況（令和7年度）（実施研修数：24 研修、参加者数：1,563 人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>実施研修数</th> <th>研修名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>3 研修</td> <td>指導医講習会（年2回）、初期臨床研修医</td> </tr> <tr> <td>事務職</td> <td>3 研修</td> <td>新規採用者、採用後3年目、中堅事務職員</td> </tr> <tr> <td>看護職</td> <td>6 研修</td> <td>中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他</td> </tr> <tr> <td>医療職</td> <td>6 研修</td> <td>栄養士、中央リハビリテーション部長、臨床検査技師他</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>6 研修</td> <td>新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他</td> </tr> </tbody> </table> <p>研修内容については、令和7年度も引き続き、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身への疲労感の軽減に配慮（途中休憩等）した。 ・研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備を促進した。 ・電子（WEB）会議システムの使用方法や機能について習熟を図り、特にグループワークにおいては、「チャット」機能を用いたコミュニケーションの円滑化やクラウド上に共有ファイルを置いてリアルタイムに情報を共有するなど、グループ内において議論が活発化するような設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。 <p>・令和7年度有益度調査 実績 93.6%【達成度 110.1%】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有益度</td> <td>92.0%</td> <td>93.2%</td> <td>93.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>受講者同士が実際に会って行うコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを重視したい研修については、開催形態を検討した結果、6研修を集合にて実施した。</p> <p>労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者に関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明した。</p>	職種	実施研修数	研修名	医師	3 研修	指導医講習会（年2回）、初期臨床研修医	事務職	3 研修	新規採用者、採用後3年目、中堅事務職員	看護職	6 研修	中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他	医療職	6 研修	栄養士、中央リハビリテーション部長、臨床検査技師他	共通	6 研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	有益度	92.0%	93.2%	93.6%		
職種	実施研修数	研修名																														
医師	3 研修	指導医講習会（年2回）、初期臨床研修医																														
事務職	3 研修	新規採用者、採用後3年目、中堅事務職員																														
看護職	6 研修	中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他																														
医療職	6 研修	栄養士、中央リハビリテーション部長、臨床検査技師他																														
共通	6 研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他																														
区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度																													
有益度	92.0%	93.2%	93.6%																													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価										
	<p>キ 専門性を有する看護師の養成</p> <p>勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と仕事の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。</p>	<p>割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。</p> <p>キ 専門性を有する看護師の養成</p> <p>労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するために以下の取組の充実を図る。</p> <p>① 労災病院が推進する勤労者医療に対する理解を深めるため、職業に起因</p>	<p>・職業に起因する疾病等の内容含むカリキュラムを充実させ、勤労者医療の知</p>	<p>キ 専門性を有する看護師の養成</p> <p>労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。</p> <p>看護師国家試験合格のため、労災看護専門学校において、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家試験担当教員を配置し、学習方法のアドバイスや学生へのきめ細かいフォロー等の充実した学習支援サポートを行った。 ・模擬試験結果の継続的な把握を行い、必要に応じて学生への指導を実施した。 ・図書室等の学習環境の整備を行った。 <p>・労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労災看学</td> <td>99.7%</td> <td>97.1%</td> </tr> <tr> <td>全国平均※</td> <td>90.1%</td> <td>88.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：令和8年3月24日厚生労働省発表「国家試験合格発表」</p> <p>また、昨年度看護師国家試験不合格者には以下のフォローアップを行った。その結果、令和7年度試験において1名が合格した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校において国家試験担当教員を配置し、合格するまでサポートを受けられる体制を整えた。 ・模擬試験結果の把握や予備校への出席状況の把握を行い、電子（WEB）会議システムや看護学校での面談及び指導を実施した。 ・労災病院にて看護助手として就業可能とし、さらなる看護知識の定着を図った。 <p>勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取組の充実を行った。</p> <p>（ア）勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者医療概論、メンタルヘルス、両立支援及び災害看護等の特色ある授業を実施した。 ・基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入した。 	区分	令和6年度	令和7年	労災看学	99.7%	97.1%	全国平均※	90.1%	88.3%		
区分	令和6年度	令和7年													
労災看学	99.7%	97.1%													
全国平均※	90.1%	88.3%													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>する疾病、メンタルヘルス、治療と仕事の両立支援、災害看護等の内容を含むカリキュラムの充実を図り、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行う。</p> <p>② 勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。</p>	<p>識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行っているか。</p> <p>・労災病院において臨地実習を行っているか。</p> <p>・労災病院間における医師の派遣</p>	<p>・治療と仕事の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学を実施した。</p> <p>(イ) 令和7年度においては、近接する25の労災病院との連携により、延べ約28,710日の臨地実習を継続的に実施した。また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結び付けて理解できるよう、勤労者医療概論テキストの改訂を行ったほか、勤労者医療ハンドブックを活用し、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。</p> <p>ク 労災病院間における医師の派遣</p> <p>労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。</p> <p>医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、医師派遣（計3人）が行われ、医師不足が深刻な労災病院を支援した。</p> <p>○ 令和7年度労災病院間医師派遣実績 東北労災病院 → 青森労災病院（呼吸器内科） 門司メディカルセンター → 九州労災病院（麻酔科） ※派遣医師数計 3人</p>		
	<p>ク 労災病院間における医師の派遣</p> <p>医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努</p>	<p>ク 労災病院間における医師の派遣</p> <p>医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努</p>	<p>・労災病院間における医師の派遣を行い、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努めているか。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>(4) 産業保健総合支援センターに從事する職員の育成</p> <p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。</p>	<p>める。</p> <p>(4) 産業保健総合支援センターに從事する職員の育成</p> <p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催する。</p>	<p>める。</p> <p>(4) 産業保健総合支援センターに從事する職員の育成</p> <p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催するとともに、積極的に各産業保健総合支援センターへの業務指導を実施する。</p>	<p>・産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催しているか。</p> <p>・積極的に各産業保健総合支援センターへの業務指導を実施しているか。</p>	<p>(4) 産業保健総合支援センターに從事する職員の育成</p> <p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供するため、産保センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、以下のとおり研修を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の円滑な遂行のため、新任副所長、管理課長、業務課長に対して、年度当初（令和7年4月7日）に電子（WEB）会議システムを活用した形式で研修を実施した。 ・初めて産保センターに配置された職員を対象に、電子（WEB）会議システムを活用した形式で研修を実施した（令和7年7月22日）。 <p>産保センターに赴いての業務指導で業務精度の向上に資するよう指導を実施した（計14センター）。</p>			
<p>(5) 障害者雇用の着実な実施</p> <p>障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）において定められ</p>	<p>(5) 障害者雇用の着実な実施</p> <p>ア 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123</p>	<p>(5) 障害者雇用の着実な実施</p> <p>ア 障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭</p>	<p>・障害者の雇用について、法定雇用率を着実に上回っているか。</p>	<p>(5) 障害者雇用の着実な実施</p> <p>本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者採用及び離職状況について定期的に把握し、理事会にて情報共有を図るとともに、各施設対し障害者雇用に係る必要な指導、助言等を行った。</p> <p>令和7年6月1日現在の障害者雇用率は2.91%と、法定雇用率（2.8%）を上回る状況を継続している。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>た法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。</p>	<p>号)において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。</p> <p>イ 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び雇用体制の整備に係るマニュアルを周知・活用することにより障害者雇用の取組を充実させ、雇用した障害者の定着を図る。</p>	<p>和 35 年法律第 123 号)において定められた法定雇用率を着実に上回る。</p> <p>イ 障害者雇用の実情に応じた障害者雇用に関するマニュアルを周知・活用するとともに、当該マニュアルの内容等を踏まえ研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施し、円滑な採用と雇用後の定着を図る。</p>	<p>・障害者雇用に関するマニュアルについて周知・活用し、当該マニュアルに基づく研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施しているか。</p>	<p>円滑な障害者雇用の更なる促進と定着に向け、令和元年度に改訂した「障害者雇用サポートマニュアル」を各施設に配布したほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する研修会や各種会議で内容の周知と活用を依頼した。</p> <p>また、障害者の雇用と定着に向け、定期的に発行している障害者雇用に関する通信を、継続して各施設宛て発信した。</p> <p>令和7年度は、円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげた。</p> <p>さらに、法定雇用率を下回る施設に対して、本部の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員が、実際に現地まで赴き、採用までの手順や定着支援に関する助言をした。</p> <p>7月17日において、障害者の就労を支援する機関向けに東京労災、関東労災、横浜労災の施設担当者と病院における障害者雇用を紹介する合同説明会を実施した。（参加支援機関数：44 機関）</p> <p>本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して採用に至ったケース 9名 （内訳）東京労災病院1名、関東労災病院4名、横浜労災病院4名</p>		
<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理</p> <p>労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。</p>	<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理</p> <p>労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、貸付先事業所の状況に応じ適切な債権管理等を行う。</p>	<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理</p> <p>労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付する。</p>	<p>・労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付しているか。</p>	<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理</p> <p>労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）については、平成13年度をもって新規貸付を停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく弁済計画を策定し、その実施状況について評価を行い、繰上償還等により約定償還の弁済計画に変更が生じた場合は弁済計画の見直しを行うとともに、貸付事業所の債権管理状況報告書を年1回提出させ、貸付金回収予定表を四半期ごとに通知したことで約3百万円を回収した。</p>		
<p>3 内部統制の充実・強化等</p>	<p>3 内部統制の充実・強化等</p>	<p>3 内部統制の充実・強化等</p>		<p>3 内部統制の充実・強化等</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>内部統制については、その仕組みを有効に機能させるために、中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づくPDCAサイクルを適切に実施すること。</p> <p>また、機構の理念について、職員に浸透を図ることにより、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努めること。</p>	<p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、その仕組みを有効に機能させるために、中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づくPDCAサイクルを必要に応じて適切に実施する。</p> <p>また、機構の理念である「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」について、職員に浸透を図り、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努める。</p> <p>あわせて、内部統制の取組状況に関して、内部監査室においては毎年度重点事項等が整理された内部監査実</p>	<p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制の充実・強化については、機構に課せられたミッションを適正に遂行するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の取組状況に関して、内部監査室において重点事項等を整理した内部監査実施計画に基づき、機構本部及び病院等の施設に対する監査を実施する。</p> <p>上記監査結果等も踏まえ、更なる内部統制の充実・強化に継続的に取り組む。</p> <p>ア 業務の有効性及び効率性</p> <p>内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価等に引き続き取り組む。</p>	<p>・内部統制の構築・運用状況に関して、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施しているか。</p> <p>・内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに取り組んでいるか。</p>	<p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>○ 内部統制の実施</p> <p>本部及び33施設の内部監査を実施した。</p> <p>内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について監査し、理事長及び監事に報告を行った。</p> <p>【参考】</p> <p>実施内訳は以下のとおり。</p> <p>本部、労災病院13施設、専門センター1施設、看護専門学校6施設、両立支援センター3施設、アスベスト疾患研究・研修センター、産保センター6施設、安衛研3施設</p> <p>ア 業務の有効性及び効率性</p> <p>令和7年10月21日に内部統制委員会を開催し、中期目標等の達成を阻害する機構の業務活動に関するリスクの発生状況を把握するとともに、当該リスクに係る発生原因の分析結果及び評価等を審議した。また、令和7年度から当該リスクの発生状況について、リスクの発生類型ごとに毎月報告を受ける運用を開始し、適時の把握に努めた。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>施計画に基づき、機構本部及び施設に対して監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。</p>	<p>特に、個人情報の漏えい、ハラスメント防止を含む非違行為等の防止については、定期的に点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等により、その防止を図る。</p> <p>また、重大な事案が発生した場合には、当該業務に係る業務フローの作成、業務プロセスごとの内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組み、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>イ 法令の遵守</p> <p>コンプライアンスを徹底させるため、具体的な事例に則した法令遵守の重要性について、組織内における研修、各種会議を</p>	<p>・個人情報の漏えい、ハラスメント防止を含む非違行為等の防止については、定期的に点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等により、その防止を図っているか。</p> <p>・業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組んでいるか。</p> <p>・具体的な事例に即した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えた検討を継続的に実施し、組織内における研修や、各</p>	<p>個人情報漏えい事案及びハラスメント事案等の非違行為について発生状況を把握する体制を構築しており、事案の内容・発生原因・再発防止対策等については、事案ごとに都度検証している。また、定期的実施しているコンプライアンスチェックリストの結果や、ハラスメントに関する研修の実施状況及び今後の実施案について、内部統制委員会に諮り、承認を得た発生防止対策に取り組むことで、非違行為発生防止を図った。</p> <p>業務部門ごとに作成した業務フローに基づき業務を実施し、非違行為等に係る重大な事案が発生した場合には、業務プロセスごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析並びに把握したリスクに関する評価を改めて行い、適宜業務フローの見直しを行った。</p>		
				<p>イ 法令の遵守</p> <p>各種会議（院長、副院長、事務局長、看護部長等対象の会議）や職員研修（新任管理職研修、医療職主任・事務職係長研修、新規採用事務職員研修等）を通じて、機構において発生したコンプライアンス違反事案も例示しながら、法令遵守の重要性について啓発を行った。また、全施設におけるコンプライアンス強化週間の取組として、コンプライアンスに係るポスター掲示、コンプライアンスチェックリストを用いた自己点検、個人情報保護委員会作成の研修動画「個人情報の適切な取扱いのための研修等」等の活用推進などを行い、コンプライアンス意識の醸成に努めた。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>通じた職員への啓発等を行い、組織的な法令の遵守に引き続き努め、必要に応じて外部専門家を交えた検討を実施する。</p> <p>また、規程について必要に応じて見直しを実施し所要の改正等を行い、内部統制の充実・強化等を図る。</p> <p>ウ 資産の保全</p> <p>機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。</p> <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受ける。</p>	<p>種会議を通じて職員へ啓発を行い、組織的な法令の遵守に努めているか。</p> <p>・規程について所要の見直しを順次実施し改正等を行っているか。</p> <p>・機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底しているか。</p> <p>・独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行っているか。</p>	<p>規程について所要の見直しを実施し、必要に応じて改正等を行った。</p> <p>ウ 資産の保全</p> <p>資産の適正な管理について、以下の会議等において周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国労災病院事務局長会議（令和7年4月） ・全国労災病院会計・用度課長会議（令和7年9月） ・会計業務打合せ（令和7年9月） <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受け財務報告等の信頼性を確保した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>(2) 業績評価の実施</p> <p>外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度</p>	<p>(2) 業績評価の実施</p> <p>外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。</p> <p>なお、委員会の開催に際しては、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務</p>	<p>・機構の業務実績に対する自己評価を行い、翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進しているか。</p> <p>・外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価等を実施し、その結果をホームページ等で公表し、業務運営に反映させているか。</p> <p>・決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開しているか。</p> <p>・ホームページ内「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・</p>	<p>(2) 業績評価の実施</p> <p>外部有識者8人（学識経験者4人、経営者団体代表者2人、労働者団体代表者2人）により構成される業績評価委員会において業務実績に対する事後評価を受けるに当たり、各評価項目について指標の達成状況等を踏まえた自己評価を行った。また、定量的指標については、四半期ごとに実績及び達成状況を確認し、達成度が低値となった項目については要因分析・対応策の検討を行うことにより、年度目標の達成に向けた取組を促した。</p> <p>業績評価委員会は令和7年6月17日に電子（WEB）会議システムを併用して開催され、業績評価委員会の機構の業務に関する評価及び提言は「令和6事業年度業績評価委員会報告書」としてとりまとめられた。本報告書と本報告書を基に機構で自主的に改善を行った内容を取りまとめた「令和6事業年度業績評価委員会報告書に基づく業務の改善について」は、ホームページで公開している。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>業務の透明性を高めるために、事業実績は、決算終了後速やかにホームページで公開している。また、今後の事業運営計画の作成の参考とすることも企図して、当該サイト内に「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を設け、広く機構の業務に対する意見・評価を求めているが、令和7年度に寄せられた意見はなかった。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p> <p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>機構の活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。</p> <p>また、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為及び研究内容に関する不正行為の防止対策や、</p>	<p>に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る。</p> <p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。</p> <p>特に、研究活動における不正行為の防止対策を徹底するため、研究活動における不正行為の取扱いに関する規程及び研究倫理等教育実施</p>	<p>評価を求めているか。</p> <p>・情報の公開を図り、個人情報保護法の改正を踏まえ、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進しているか。</p> <p>・研究活動における不正行為の防止対策を徹底するため、研究活動における不正行為の取扱いに関する規程を改正するとともに、改正後の規</p>	<p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>情報の公開について、令和7年度における法人文書開示請求（9件）に適切に対応した。また、独立行政法人通則法等に基づく公表資料（中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等）のみならず、公正かつ確かな業務を行う観点から、調達関係情報等についても、機構ホームページで積極的に公開した。</p> <p>個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする各種会議や各種職員研修等を通じて、留意すべき事項等について周知徹底を図った。また、機構において発生した個人情報漏えい事案に関して、その概要、発生原因及び再発防止対策について、毎月全施設に対して通達し、全職員に周知した上で、各施設における個人情報漏えい防止対策の見直しを指示するなど、個人情報保護の取組を強化した。</p> <p>全施設に対して情報セキュリティ対策に係る注意喚起文書を発出（144回）することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底するとともに、各種会議や研修会において、情報セキュリティ対策の徹底について指示を行った。</p> <p>○ 研究不正の防止のための取組</p> <p>研究員が関与する研究について、研究員が高い倫理観を持って研究活動を行うことができるよう研究倫理等教育実施要領（令和4年11月22日要領第16号、以下「実施要領」という。）に基づき、安衛研をはじめ機構内全施設の研究に携わる職員を対象に、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正使用防止対策の実施等の内容を盛り込んだeラーニング教材（一般財団法人公正研究推進協会が提供するAPRIN eラーニングプログラム）を使用した教育及びWEBによる研修を整備して実施している。また、研究倫理教育を適切に実施するため、研究倫理教育受講対象者の整理と研究倫理教育に係るコースの整備を目的として、研究倫理教育推進委員会において実施要項の一部改正を行うとともに、全施設の受講状況を</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>4 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。</p> <p>5 情報セキュ</p>	<p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。</p> <p>6 情報セキュ</p>	<p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>平成24年度決算検査報告において改善の処置を要求された土地のうち、処分が完了していない和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について、引き続き売却処分等に向けた検討、手続を進める。</p> <p>6 情報セキュ</p>	<p>程が適正に運用されるよう必要な措置を講じ、研究に従事する職員の倫理意識を保持増進していくため、研究者倫理研修を中長期的に推進していくための実施要領を策定しているか。</p> <p>・研究不正の相談・告発の相談窓口の実効性を確保するとともに、これらの相談を随時受け付けているか。</p> <p>・和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について平成24年度決算検査報告において指摘された改善に係る手続を進めているか。</p>	<p>確認した。さらに、職員専用ページにおいて、外部機関が作成した研究倫理教育に係る紹介を行い、研究倫理教育の普及を行った。</p> <p>○ 研究不正の相談・告発の相談窓口の設置</p> <p>研究活動における不正行為の取扱いに関する規程（改正令和4年5月30日規程第18号）に基づき、研究不正（捏造、改ざん、盗用等）の相談や告発に関する窓口を設置し、実効性を確保するとともに、これらの相談を随時受け付けている。</p> <p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地については、市道計画用地と一部重複していた部分を令和元年7月16日付けで和歌山市へ売却し、市道工事完了後に職員駐車場を整備した。その後、残った土地について、令和7年度においても最低売却価格の見直しを行った上、一般競争入札を行ったが応札者がなかったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。</p> <p>6 情報セキュリティ対策の推進</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>リティ対策の推進</p> <p>情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p>	<p>リティ対策の推進</p> <p>情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。</p>	<p>リティ対策の推進</p> <p>情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、サイバーセキュリティ対策規程等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報等を管理する基幹システム等は確固たるセキュリティ対策を講ずる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組</p>	<p>・情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、サイバーセキュリティ対策規程等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報等を管理する基幹システム等は確固たるセキュリティ対策を講ずる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組</p>	<p>○ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>情報資産の保全、個人情報漏えい及びサイバー攻撃防止のため、引き続き以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイアウォールの設置 ・情報系ネットワークにおけるインターネット接続口の集約化 ・電子カルテシステム等の業務系ネットワークと情報系ネットワークとの物理的分離 ・サイバー攻撃等の事案が発生した場合の連絡体制の整備、確認 ・CSIRT 及びサイバーセキュリティインシデント対処手順の徹底 ・IT 資産管理システムによる端末等の集中管理 <p>○ 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>全施設に対して情報セキュリティ対策に係る注意喚起文書（144 回）を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種会議や研修会において、情報セキュリティ対策の徹底等について指示を行った。</p> <p>令和7年12月に、組織体制に合わせ、「最高情報セキュリティ責任者」、「統括情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ管理者」の役割別に自己点検票を作成し、職員の情報セキュリティ対策に係る認識について点検し、組織的対応力の強化を行った。</p> <p>また、令和7年9月及び令和8年2月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施した。</p> <p>さらに、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないように、引き続き保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>6 広報に関する事項</p> <p>機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。</p>	<p>加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講ずる。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。</p> <p>7 広報に関する事項</p> <p>機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページやSNSの活用により、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。</p>	<p>む。</p> <p>加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講ずる。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。</p> <p>7 広報に関する事項</p> <p>機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、機構の各種取組についてホームページやSNSを活用して積極的に発信することとして、引き続き広報の強化に努める。</p>	<p>でいるか。</p> <p>・対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じているか。</p> <p>・国の監査に準じたマネジメント監査等を実施しているか。</p> <p>・機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、機構の各種取組についてホームページやSNSを活用して積極的に発信することとして、引き続き広報の強化に努めているか。</p> <p>・既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施しているか。</p>	<p>○ 情報セキュリティ監査の実施及び情報セキュリティ対策の改善</p> <p>「独立行政法人等におけるセキュリティ対策の強化等について」（平成27年7月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示）に基づき、第三者監査（訪問監査）を22施設、外部ペネトレーション（疑似侵入）テストを10施設に実施した。</p> <p>これらの指導結果に基づき、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。</p> <p>○ マネジメント監査の受審</p> <p>令和7年10月に、NCO（国家サイバー統括室）による、サーバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査（マネジメント監査）を受審した。</p> <p>7 広報に関する事項</p> <p>機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページやSNSを活用し、機構の各種取組の積極的な広報・情報発信を行った。</p> <p>また、各施設においても、患者や医療関係者向けの広報誌を発行するほか、X（旧 Twitter）等のSNSを活用し、様々なニュースやイベントの案内、採用情報などの情報発信を行った。</p> <p>8 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組については、着実に実施している。</p>		
<p>7 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>	<p>8 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。</p>					

4. その他参考情報

特になし